

年金記録確認第三者委員会報告書

－これまでの活動実績を振り返って－

平成 21 年 6 月

総 務 省

年金記録確認中央第三者委員会

報告書の要旨

注：カッコ内は、報告書本文中の対応する記述のある章・項番号

年金記録確認第三者委員会が平成19年6月に総務省に設置されてから2年が経過し、その間約7万件の申立てについて調査審議を行った経験を踏まえて、2年間を総括するため報告書を作成する。この中で、第三者委員会の活動実績の説明とこれまでに処理した事案の分析を行い、第三者委員会の役割及び活動に対する国民の理解を深めるとともに、今後第三者委員会がより迅速かつ公正な判断を行う上での材料を提供し、今後の課題等を整理する。なお、報告書の作成と併せて、基本方針について、調査審議の経験を踏まえた所要の見直しを行う。

1 第三者委員会の活動の概要（Ⅱ）

○ 第三者委員会設置以来の経過（Ⅱ 1～3）

第三者委員会は、国民生活に直結する切実かつ深刻な、いわゆる年金記録問題についての国民の不安の解消を図るため、平成19年6月22日に総務省組織令及び年金記録確認第三者委員会令に基づき設置された。中央委員会は、あっせんに当たっての基本方針案を取りまとめ（同年7月10日総務大臣決定）、地方委員会の判断に当たって先例となる事案の調査審議を行い、同年7月17日に第1回のあっせんを行った。全国50か所に設置した地方委員会においても、設置から1か月を経ずに同年7月17日から申立ての受付が開始されたことを受け、順次調査審議を始めた。

平成19年6月から21年3月までに、中央委員会は合計259回、地方委員会は合計11,314回（1地方委員会当たり平均約230回）開催し、21年3月では、1週当たり約200回、委員会又は部会が開催されている。

また、調査審議の迅速化を図るため、委員会の体制が大幅に強化された（発足当初：委員338人、職員459人、合議体（委員会及び部会）54から平成21年4月1日現在：委員950人、職員約2,200人、合議体約240へ）。

○ これまでの事案処理の実績（Ⅱ 4）

社会保険事務所等で受け付けた申立件数	107,954件（平成21年6月16日現在）
第三者委員会が処理を終了した件数	68,595件（A）
うち、あっせん件数	26,311件
訂正不要件数	39,150件
取下件数等	3,134件
社会保険事務所段階における処理件数	3,270件（B）
うち、職権訂正件数	787件
処理件数	71,865件（A+B）

第三者委員会における累計受付件数に対する処理状況は、平成20年3月時点で約11% (5,794件) から、処理体制の整備や事案処理の習熟度の向上に伴い、平成21年6月時点で約66% (71,865件) へと飛躍的に伸び、その結果、残処理件数は、20年8月時点における約46,000件から21年6月時点では約36,000件へと減少している。

中央委員会では先例とすべき事案の検討を行って、これまでに2,566件の先例を発出し、基本的な先例の発出を終えている。

平成19年度に申し立てられた事案 (50,752件) については、年金記録問題に関する関係閣僚会議において「概ね1年を目途に処理を終えること」が目標とされ、第三者委員会における要処理件数 (49,214件) のうち99.95%の処理を20年度中に終了し (残余は申立人側の事情により、処理を行うことができないもの)、政府目標を達成した。

また、同会議において、20年度中に年金受給者 (無年金者を含む。) から申し立てられた事案 (35,458件) については、「遅くとも平成21年中を目途に処理を終える」ことが目標とされ、平成21年6月16日現在の処理状況は約45%、50の地方委員会のうち32委員会 (約6割) では50%以上の処理を終了している。

2 基本方針に基づく公正・迅速な事案処理 (Ⅲ)

(1) 基本方針に沿った運営及び手続の確保 (Ⅲ1)

○ 関連資料及び周辺事情の収集

事案の処理に当たっては、申立人から提出された資料だけではなく、関連資料 (納付事実を推認するに足る証拠) 及び周辺事情 (証拠ではないが判断に資する事情) の幅広い収集を行い、これらを踏まえて結論を得ている。(参考) 基本方針を改正し、一般的な調査事項の例を新たに追加する。

また、関連資料や周辺事情が乏しい場合は、第三者委員会において詳細な調査を行い、それでも有力な関連資料や周辺事情が収集できない場合においては、申立内容等に基づいて総合的な判断を行い、あっせんに結びつけている例もある。

○ 申立人からの意見聴取

全国的な整合性を図るとともに、申立人の申立てを十分にくみ取るとの基本的な考え方に沿って運用を図っており、まず、事務室職員が申立人から詳細に申立内容を聴取し、申立書だけでは伝えきれない様々な情報を収集することとしている。

申立人からの口頭意見陳述の希望確認の必要があると判断した場合は申立人に意向を確認して申立人の希望に基づいて実施し、また、希望確認の必要がないと判断した場合でも申立人が希望する場合は、口頭意見陳述

を行っている。

○ 統一的な運用

全国の第三者委員会の調査審議手順の統一を図り、事案処理における整合性を確保するため、中央委員会による基本方針案の策定及び先例の発出、全国委員長会議等の開催、事務室職員に対する研修、中央委員会事務室による事案処理の事前相談等を行っている。

○ 申立てから処理が終わるまでの処理期間

平成 21 年 4 月 28 日までに処理を終えた最近の事案について平均処理期間を調査したところ、社会保険事務所の受付から平均約 8 か月（うち、第三者委員会受付から平均約 6 か月）であり、いずれも同年 2 月時点と比べ約 2 か月短縮されている。

○ 再申立て

新たな資料・情報が得られた場合は、第三者委員会で審議され結論が出された事案についても再申立てを認めており、これまで（平成 21 年 6 月 16 日現在）に 14 件を再申立ての結果あっせんしている。

○ 提出資料に虚偽の疑いがある申立て等への対応

第三者委員会への申立事案の中には、提出資料に虚偽の疑いがある申立てがあった。第三者委員会における審議の結果いずれも訂正不要と判断されている。

(2) 処理事案の分析（Ⅲ 2）

これまでにあっせん又は訂正不要と判断した全事案合計（65,461 件）のあっせん率は約 40%（26,311 件）、訂正不要率は約 60%（39,150 件）である。

○ 国民年金、厚生年金及び脱退手当金の制度ごとのあっせん事由等の分析

国民年金、厚生年金及び脱退手当金の制度ごと及び事案類型ごとに、あっせん又は訂正不要となった事案にみられる傾向を分析した結果、第三者委員会の判断において肯定的な関連資料及び周辺事情として取り扱われている具体例や、基本的にあっせんと判断されている事案の類型を得ることができた。

[あっせん事案の分析]

① 国民年金

「申立期間以外は納付済み」、「申立期間が短期間」、「配偶者などの同居親族は納付済み」などの事由がある場合、あっせんに結びつきやすい傾向がみられる。また、手帳記号番号の払出時期を踏まえると納付が困難な事案であっても、「加入や納付に係る具体的な記憶や供述がある」場合などはあっせんに至っている例が多い。

② 厚生年金

「遡及して行った社会保険事務所の事務処理が不合理と判断される場合」や「厚生年金基金の記録から、事業主が申立てどおりの届出を社会保険庁に行っていたと認められる場合」などは、厚生年金保険法によりあっせんしている。また、「同一企業内の転勤に伴い、厚生年金の加入記録に空白期間が生じた場合」には、原則としてすべての場合において厚生年金特例法によりあっせんしているほか、「事業主や同僚から申立人の保険料控除に係る供述が得られる場合」、「申立人と同種の勤務内容であった同僚に加入記録が認められる場合」などにおいて、同法によりあっせんしているケースが多い。

③ 脱退手当金

「資格喪失後長期間経過後に支給したとされている」など本人の委任を受けて事業主が代理請求したとは考えにくく、かつ「支給時又は支給直後に国民年金、厚生年金等に加入し、年金加入の意識が高く、本人の請求とは考えにくい」、「未支給期間があり、適正に支給されていない」又は「結婚後に旧姓で支給したとされている」など本人の請求とは考えにくいなどの事由がある場合、あっせんとなる傾向がある。

(参考) 基本方針を改正し、検討すべき肯定的な関連資料及び周辺事情の例を別表に追加するとともに、現行の判断基準の下、基本的にあっせんの方角で検討するものを新たに追加する。

[訂正不要事案の分析]

① 国民年金

「申立人の記憶内容があいまい」、「納付できない期間の納付」、「申立人が納付に関与していない」、「申立内容の矛盾・事実との相違」などの事由がある場合、訂正不要となる傾向がみられる。

② 厚生年金

訂正不要と判断されるケースとしては、「事業主が申立てに係る届出又は保険料の控除を行っていなかったことが関連資料から確認できる場合」、「事業所が厚生年金の適用事業所となるための届出を行っていない場合」、「事業主や同僚から、申立人が厚生年金の加入対象者でなかったことを裏付ける供述が得られる場合」などが多い。

③ 脱退手当金

「社会保険庁の一連の事務処理に不自然さがない」、「被保険者名簿等に『脱』表示がある」、「同僚の支給記録では、同僚の多くが支給されている」、「同僚等の証言から事業主による代理請求が考えられる」などの事由がある場合、訂正不要となる傾向がある。

○ あっせん率の地域差

地方委員会間であっせん率に差異がみられる要因として、地域によって申立事案の客観的な特性（例えば厚生年金の場合、保険料控除を示す資料が存在する等の「積極的事情」を伴う事案又は当時既に事業所が廃業していた等の「消極的事情」を伴う事案の多寡）に違いがあり、それがあっせん率に影響を与えていることが考えられる。

3 年金記録問題において第三者委員会の活動が果たした役割（Ⅳ）

○ 事案処理を通じた年金記録の回復等

約7万件の申立てについて審査を行い、約26,000件について年金記録の回復につながったほか、次のような点が挙げられる。

○ 従来の記録確認作業との比較

平成18年8月から社会保険庁が年金記録相談の特別強化体制の中で受け付けた事案は、第三者委員会に引き継がれたが、そのうち社会保険庁が訂正は不要であると判断していた事案（31件）について分析すると、第三者委員会におけるあっせん率は約74%であり、これは、第三者委員会では社会保険庁とは判断基準が異なることはもとより、関連資料や周辺事情を幅広く収集して申立内容を総合的に検討した結果である。

○ 厚生年金特例法の制定・施行

事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除しているが、事業主が申立人に係る届出も保険料納付も行っていない事案は、現行の厚生年金保険法では対応できなかったが、第三者委員会が基本方針案の作成に当たり、新規立法の必要性を提言し、これを受けて議員提案により厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律が制定（平成19年12月19日に公布・施行）された。これにより、多数の事案をあっせんにつなげることができた。

○ 第三者委員会による基礎年金番号に未統合の記録の発見・認定

第三者委員会における申立内容の調査過程で、申立人に係る未統合の年金記録を発見し、記録統合へつなげた事例は少なくない。

○ 厚生年金における不適正な遡及訂正事案のあっせん

中央委員会における事案の調査審議において、厚生年金における不適正な遡及訂正事案の存在を明らかにし、多くのあっせんを行った。

○ 職権訂正の実施

記録訂正をより迅速に行うため、第三者委員会で集積したあっせん事案を踏まえて定型的に処理しやすい事案を類型化し、そのような事案については、第三者委員会における調査審議を待たず、社会保険事務所段階において職権訂正を実施することとなり、平成21年4月30日現在で787件が

職権訂正されている。

4 今後の課題と取組（V）

○ 平成 20 年度申立事案に係る処理目標の達成

平成 20 年度に年金受給者から申し立てられた事案については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えるという政府目標の達成に全力で取り組む。また、事案処理の迅速化のため、社会保険事務所での職権訂正の推進を求めるとともに、事業主による一括申立ての促進を図る。さらに、事案処理の過程で、申立人以外の者についても記録回復の可能性がある場合等については、当該事業所や関係機関に情報提供や申し入れを行うよう努める。

○ ねんきん定期便等への対応

ねんきん定期便等により明らかになる標準報酬月額等の相違などに関する申立てが多数予想されるため、先例の蓄積を踏まえて調査審議の円滑な実施を図る。

今後新たな記録問題を起こさないため、社会保険庁における保険料納付等に関する資料・データ保存の徹底や、ねんきん定期便等を通じた本人による保険料納付額等の定期的な確認の徹底等も必要である。その具体策について、関係省庁において検討・実施がなされるよう期待する。

○ 今後の新たな申立てへの対応体制

第三者委員会が臨時の機関として緊急に総務省に設置されて 2 年が経過し、多くの事案を処理してきた。

一方で、本年 4 月からは、継続的に毎年実施されるねんきん定期便の送付が開始され、また、年金実施体制も来年の 1 月には新たに政府とは別の法人である日本年金機構に移行する。

このため、当委員会を含め、今後の年金記録確認体制をどのように構築していくのか政府における検討を期待する。

目 次

I	はじめに	1
II	第三者委員会の活動の概要	2
1	経過	2
(1)	設置経過等	2
(2)	基本方針の作成及び先例の調査審議等	2
(3)	全国委員長会議等の開催	3
2	開催回数	4
3	体制整備	4
4	事案処理	5
(1)	受付件数及び処理件数の実績	5
(2)	平成19年度申立事案の処理の目標の達成	7
(3)	平成20年度申立事案の処理状況	8
III	基本方針に基づく公正・迅速な事案処理	9
1	基本方針に沿った運営及び手続の確保	9
(1)	処理手続の概要	9
(2)	関連資料及び周辺事情の収集	10
(3)	申立人からの意見聴取	11
(4)	統一的な運用	12
(5)	申立てから処理が終わるまでの処理期間	14
(6)	再申立て	14
(7)	提出資料に虚偽の疑いがある申立て等への対応	15
2	処理事案の分析	16
(1)	全国の事案におけるあっせん・訂正不要の判断事由の分析	16
(2)	中央委員会の事案の制度別・類型別分析	18
1)	国民年金	19
2)	厚生年金	27
3)	脱退手当金	41
(3)	地方委員会のあっせん率の差異の分析	48
IV	年金記録問題において第三者委員会の活動が果たした役割	52

(1) 事案処理を通じた年金記録の回復等	52
(2) 従来 ^レ の記録確認作業との比較	52
(3) 厚生年金特例法の制定・施行	53
(4) 第三者委員会による基礎年金番号に未統合の記録の発見・認定	54
(5) 厚生年金における不適正な ^{そきゆう} 遡及訂正事案のあつせん	55
(6) 社会保険事務所段階における職権訂正	56
 V 今後の課題と取組	 58
(1) 平成20年度申立事案に係る処理目標の達成	58
(2) ねんきん定期便等への対応	58
(3) 今後の新たな申立てへの対応体制	59
 資 料	 63

I はじめに

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が平成 19 年 6 月に総務省に設置され、本省に年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）が、及び各管区行政評価局、各行政評価事務所等（全国 50 か所）に年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）が置かれてから約 2 年が経過した。

中央委員会は、年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針（以下「基本方針」という。）案の策定及び先例となる事案の調査審議を行い、これに基づき、地方委員会は、年金記録に係る申立てに関する調査を行い、あっせん案等を作成してきた。現在までに、累計約 7 万件の申立てについて調査審議の実績を積み重ねてきており、この経験を踏まえ、委員の任期でもある 2 年間を総括するため、報告書を作成することとした。

この報告書では、第三者委員会の活動の実績について記述するとともに、これまでに処理した事案について分析を行い、国民の理解を深めるとともに、今後、第三者委員会がより迅速かつ公正な判断を行う上での材料を提供し、最後に、2 年間の実績を振り返り、今後の課題等を整理する。

なお、本報告書の作成と併せて、基本方針について、これまでの調査審議の経験を踏まえ、一般的な調査事項の例を示すとともに、審議に資する具体的な判断材料を追加するなど、所要の改正案の策定を行うこととしている。

II 第三者委員会の活動の概要

1 経過

(1) 設置経過等

第三者委員会は、いわゆる年金記録問題が国民生活に直結する切実かつ深刻な問題であることから、早期に国民の不安の解消を図り、年金記録の確認について公正な判断を示すため、当時の安倍内閣総理大臣からの指示を受けて、平成19年6月22日に、総務省組織令の一部を改正する政令（平成19年政令第185号）及び年金記録確認第三者委員会令（平成19年政令第186号）に基づき総務省に臨時の機関として緊急に設置された。

第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関し、国民の立場に立って公正な判断を行ってあつせん案等を作成し、これを踏まえ、総務大臣から社会保険庁長官に対し、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号（注）に基づくあつせんを行い、社会保険庁長官は、閣議決定（平成19年6月19日「経済財政改革の基本方針2007」）（資料Ⅱ－1参照）に基づき、これを尊重して記録の訂正を行うものである。

このうち、中央委員会は、①基本方針（資料Ⅱ－2参照）その他重要事項の調査審議、②地方委員会があつせん案等を作成するに際しての先例となる事案の調査審議などを行っている。これらにより、公正な判断のための基準等や運営の考え方を示すとともに、全国で統一的な運用を図るための整合性を確保するという役割を果たしてきている。

地方委員会は、年金記録に係る個々の申立てに対するあつせんに関する調査審議を行い、あつせん案等を作成してきている。

また、第三者委員会の各委員は、法曹関係者、年金実務に精通した者などが、非常勤の国家公務員として任命されている。

（注）総務省設置法第4条第21号（抄）

「各行政機関の業務（中略）に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること」

(2) 基本方針の作成及び先例の調査審議等

中央委員会は、問題の緊急性にかんがみ、速やかに実質的な審議に入れるよう第1回会合（平成19年6月25日）から、第5回会合（同年7月9日）まで、約2週間間に、具体的な事案の分析を基に集中的な調査審議を行い、基本方針案を取りまとめた。基本方針案については中央委員会から総務大臣に報告され、同年7月10日、基本方針として、総務大臣により決定された。基本方針においては、判断の基準として次の3

点を示した。

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

これは、第三者委員会として、国民の立場に立って直接的な証拠がなくとも柔軟に判断するという基本姿勢の下、申立てについての調査審議に当たり、事実の判断に際しては証明よりも緩やかな疎明、すなわち、明らかに不合理ではなく、一応確からしいということで判断の基準にすることとしたものである。

また、中央委員会に置かれる各部会(国民年金部会及び厚生年金部会)では、社会保険庁年金記録審査チーム(後述Ⅳ(2)従来の記録確認作業との比較参照)が扱っていた318件の事案の移送を受け、先例として調査審議を開始し、平成19年7月17日、総務大臣から社会保険庁長官あてに、第1回目のあっせん(国民年金に係る事案14件、厚生年金に係る事案1件の計15件)が行われた。その後、先例の蓄積のため、地方委員会から中央委員会に対して事案の移送が行われ、それらを含めて、中央委員会では、21年6月16日までに2,566件の事案を先例として発出している。

さらに、設置から1か月を経ずに平成19年7月17日から申立ての受付が開始され、地方委員会において、総務大臣の決定した基本方針、中央委員会の先例等を踏まえて順次調査審議が開始された。

(3) 全国委員長会議等の開催

第三者委員会では、全国50か所の地方委員会が一体となって迅速・公正な調査審議が行われるよう、中央委員会による基本方針案の策定、先例の発出のみならず、全国の委員長が一堂に会する年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議(以下「全国委員長会議」という。)をこれまでに平成19年7月18日及び20年7月8日の2回開催し、基本方針の考え方等統一的な運用の共有による全国的な整合性の確保、事案処理に係る政府目標の達成に向けた意思の統一、相互の意見交換などを実施してきた。

また、平成21年4月13日には、初めて年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議を開催した。これは、中央の委員

と地方の委員長が一堂に会し、これまでの状況を振り返って全国的なレベルで意見を交換し、今後の課題を検討するとともに、平成 21 年度以降においては、「年金受給者（無年金者を含む。）からの申立てを優先的に処理することとし、平成 20 年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終える」との新たな政府目標に従って事案を処理していくこととされたことから、決意を新たにして、より一層の結束を高めることを趣旨とするものであり、会議において総務大臣からは、第三者委員会の判断に当たっては、引き続き、できる限り申立人の主張を十分にくみ取って、温かく結論を出していただきたい旨の発言があり、意思の統一を図ったところである。

2 開催回数

第三者委員会は、問題の重大さ、対応の緊急性等にかんがみ、高い頻度で審議を行ってきており、第 1 回審議から平成 21 年 3 月までの開催回数についてみると、①中央委員会が設置された 19 年 6 月から 21 年 3 月末までの 22 か月で、中央委員会及び中央委員会に置かれる基本部会は合わせて 16 回、部会（国民年金部会、厚生年金部会及び脱退手当金部会）は 243 回の計 259 回、②地方委員会では、19 年 7 月から 21 年 3 月末までの 21 か月で、地方委員会は 1,610 回、部会（国民年金部会、厚生年金部会及びその他の部会）は 9,704 回の計 11,314 回（1 地方委員会当たり 226 回）、開催されている（資料Ⅱ－3 参照）。

これらについて、第三者委員会の発足から平成 21 年 3 月までの間、1 週当たりの平均開催回数について試算してみると、第三者委員会全体で、平均して毎週約 135 回の委員会又は部会を開催したことになる。

この値は、委員会及び部会の数が少ない時期のものも含んだものであり、体制の強化が図られた後の平成 21 年 3 月の 1 か月についてみると、1 週当たり約 200 回の委員会又は部会の開催となっている。

3 体制整備

第三者委員会においては、申立件数の増大に対応し、調査審議の効率化、迅速化のために、大幅な体制の強化が行われてきているところである。

第三者委員会発足当初の平成 19 年 6 月及び同年 7 月には、中央委員会及び 50 か所の地方委員会で合計 338 人の委員を任命し、事務室職員についても同様に中央・地方合計で 459 人配置し、審議体制については、中央委員会に 4 部会を設置して事案審議を行い、50 地方委員会と合わせて合計 54 の合議体の体制で開始した。

その後、平成 19 年 10 月 26 日には、年金記録確認第三者委員会令の一

部改正が行われ、地方委員会の委員の上限は10人以内から20人以内となるとともに、地方委員会について審議体制を強化し、運営をより効率的・弾力的に行うことを目的として、地方委員会に部会を設置できることとされた。これを受け、委員を538人へ増員、事務室職員は896人へ増員、合議体は118となるなどの体制の拡充が行われてきた。

また、地方委員会におけるより一層の審議の迅速化を図る観点から、平成20年4月11日、年金記録確認第三者委員会令の一部が再度改正され、大都市地域の地方委員会（東京、埼玉、愛知、大阪、神奈川、千葉など計13委員会）における委員の上限が引き上げられた。

平成21年度における体制は、委員については950人（当初の約2.8倍）、事務室職員については約2,200人（当初の約4.8倍）に、合議体数は約240（当初の約4.4倍）となっている（資料Ⅱ－4参照）。

4 事案処理

（1）受付件数及び処理件数の実績

第三者委員会への申立てについては、申立人の申立内容と社会保険庁における記録との確認、照合等の作業を経て行われるものであることから、全国の最寄りの社会保険事務所等（社会保険事務所265か所、地方社会保険事務局社会保険事務室47か所及び年金相談センター51か所の合計363か所）で受け付けており、社会保険事務所等における基本的な資料の収集等を経て、第三者委員会に送付（転送）されている。

これまでの受付件数（社会保険庁年金記録審査チームにおいて扱った件数を含む。）については、社会保険庁から「地方第三者委員会に対する『年金記録に係る確認申立書』の受付件数について」として毎週公表されているが、平成19年9月時点では16,294件、20年3月時点では5万件を超え（50,752件）、21年3月時点では10万件を超え（100,527件）、同年6月16日現在で107,954件となっている。

年度別の受付状況についてみると、平成19年度の受付件数は、50,752件で、そのうち国民年金事案が30,333件で全体の約60%、厚生年金事案が20,419件で全体の約40%となっているが、20年度の受付件数では49,800件のうち国民年金事案が19,762件で全体の約40%、厚生年金事案が30,038件で全体の約60%と、年度別の受付件数に占める国民年金事案の割合と厚生年金事案の割合が逆転し、20年度では厚生年金事案が多くなっている。

また、受付件数の推移について、第三者委員会の設置当初約5か月間の受付状況（平成19年7月17日から同年12月28日まで）と直近の約

5 か月間（平成 21 年 1 月 5 日から同年 5 月 31 日まで）における 1 週当たりの平均の受付件数を比較してみると、1 週当たり約 1,440 件から約 1,000 件と減少傾向にある。

現在、直近の 1 か月における 1 週当たりの平均受付数では、約 700 から 800 件となっている。

（平成 21 年 6 月 16 日現在）

社会保険事務所等で受け付けた件数	107,954 件（A）
第三者委員会への送付件数	96,461 件
第三者委員会で処理を終了した件数	68,595 件（B）
うち、あっせん件数	26,311 件
訂正不要件数	39,150 件
取下件数等	3,134 件
社会保険事務所段階における処理件数	3,270 件（C）
うち、職権訂正件数	787 件
処理件数	71,865 件（D = B + C）
残処理件数	36,089 件（A - D）

第三者委員会における受付件数（累計）に対する処理状況については、平成 20 年 3 月時点で約 11%（5,794 件）、同年 9 月時点で約 39%（27,534 件）、21 年 3 月時点で約 59%（59,538 件）（この半年間の処理件数は 32,004 件）、同年 6 月時点で約 66%（71,865 件）と、処理件数が飛躍的に伸び、処理率も高まってきた。この処理件数の伸びは、地方委員会において、申立ての件数に対応した処理体制を整備するとともに、処理の習熟度の向上に努めてきたことによるものである。また、最近では週単位でみると処理件数が受付件数を上回っており、その結果、残処理件数は、20 年 8 月時点（約 46,000 件）をピークとして減少し、21 年 6 月時点では約 36,000 件となっている。

平成 21 年 6 月 16 日現在、第三者委員会であっせん又は訂正不要との判断を行った件数（65,461 件）のうち、あっせん件数の割合は、約 40%（26,311 件）となっている。このほかに社会保険事務所段階における職権訂正（注）により、787 件（平成 21 年 4 月 30 日現在）の年金記録の訂正が行われている。

中央委員会では、先例となる事案の検討を行い、これまでに 2,566 件（国民年金 262 件、厚生年金 2,304 件）の事案処理の実績を積み重ね、

年金制度別、類型別にわたって地方委員会に紹介してきており、第三者委員会として必要となる基本的な先例の発出を終えている。

(注) 社会保険事務所段階における職権訂正

第三者委員会におけるあっせん事案の実績を踏まえ、定型的に処理しやすいものについて、第三者委員会における調査審議を待たず、社会保険事務所段階で記録の訂正を行うこと。このような処理は、事案処理の迅速化による年金記録の早期の回復に資するものである。

(2) 平成 19 年度申立事案の処理の目標の達成

平成 19 年度に第三者委員会に申し立てられた事案については、年金記録問題に関する関係閣僚会議（以下「年金関係閣僚会議」という。）（平成 20 年 1 月 24 日開催）において、「概ね 1 年（21 年 3 月 31 日）を目途に処理を終える」との政府目標が決定された（資料Ⅱ－5－①、Ⅱ－5－②参照）。

これは、平成 20 年 3 月末までの受付件数の見込みが約 5 万件（毎週平均 1,000 件を超える申立ての実績）であったところ、同年 3 月末までの処理件数の見込みが約 5,000 件（申立件数に対し約 10%程度の処理）となっている状況にかんがみ、早期の事案処理の必要から、政府の目標として決定されたものである。その際、体制強化への取組も同時に決定された。

平成 21 年 3 月 31 日現在、第三者委員会における要処理件数（49,214 件）のうち、99.95%（49,190 件）の処理を終了した。残余は申立人側の事情により処理を終えていないものであり、政府目標を達成することができた。これは、平成 20 年 1 月当時は 1 週当たりの平均処理件数が約 240 件であったものが、同年 9 月以降には、平均して毎週 1,000 件を超える処理のペースにより、迅速な処理を進めてきた結果等によるものである。

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

社会保険事務所等で受け付けた件数	50,752 件 (A)
第三者委員会への送付件数 (要処理件数)	49,214 件 (B)
第三者委員会で処理を終了した件数	49,190 件
社会保険事務所段階における処理件数	1,538 件 (A－B)

(3) 平成 20 年度申立事案の処理状況

平成 20 年度に年金受給者（無年金者を含む。）から第三者委員会に申し立てられた事案については、年金関係閣僚会議（平成 21 年 3 月 31 日開催）において、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとするとの政府目標が決定された（資料Ⅱ－5－③参照）。

これは、引き続き迅速な事案処理を図るとともに、高齢で年金が主な生活の糧となる年金受給者の年金記録を早急に回復する必要性が高いとの考えによるものである。

平成 21 年 6 月 16 日現在、平成 20 年度に申し立てられた事案（49,800 件）のうち年金受給者に係るもの（35,458 件）に対する処理状況については、約 45%（15,921 件）が処理済みとなっている。

地方委員会（50 か所）別にみると、32 委員会（約 6 割）において半数以上の処理を終えているところである。さらに、70%以上の処理を終了しているものが 9 委員会となっている。

（平成 21 年 6 月 16 日現在）

社会保険事務所等で受け付けた件数	49,800 件（A）
うち、年金受給者に係る件数	35,458 件
第三者委員会への送付件数	44,739 件
第三者委員会で処理を終了した件数	19,385 件（B）
うち、年金受給者に係る件数	14,826 件
社会保険事務所段階における処理件数	1,693 件（C）
うち、年金受給者に係る件数	1,095 件
処理件数	21,078 件（D = B + C）
うち、年金受給者に係る件数	15,921 件
残処理件数	28,722 件（A - D）
うち、年金受給者に係る件数	19,537 件

また、平成 21 年 6 月 16 日現在において、第三者委員会で処理を終了した年金受給者に係る事案（14,826 件）のうち、あっせん件数は、6,214 件（あっせん率は約 44%）となっている。このほか、社会保険事務所段階における処理件数（1,693 件）のうち、年金受給者に係るものは 1,095 件となっている。

Ⅲ 基本方針に基づく公正・迅速な事案処理

1 基本方針に沿った運営及び手続の確保

(1) 処理手続の概要

第三者委員会への申立てについては、全国の最寄りの社会保険事務所等で受け付け、社会保険事務所等における基本的な資料の収集等を経て、第三者委員会に送付（転送）される（資料Ⅲ－１－①～④参照）。

第三者委員会は、申立内容の調査・検討に当たっては、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努め、申立人の申立ての趣旨を十分にくみ取って収集した資料等を検討していくこととしている。

これらを踏まえ、第三者委員会において審議し、あっせん案又は訂正不要案として結論を出すこととなる。委員会又は部会における審議は複数回に及ぶ場合もある。委員会又は部会において判断の方向性が出された場合は、申立人に対し、その旨の連絡を行うこととしている。

また、調査審議においては、申立人から申立内容を十分に聴取するほか、申立人から口頭意見陳述の実施の求めがある場合等は、口頭意見陳述を実施している。

第三者委員会におけるあっせん案等について、総務大臣に報告が行われ、当該報告に基づき、総務大臣から社会保険庁長官に対し、原則として毎週あっせん等の通知が行われている。

また、総務大臣から社会保険庁長官へのあっせん等の通知と併せ、総務省（行政評価局、管区行政評価局等）から申立人へ判断の理由を含めた結果の通知が行われている。さらに、あっせん等については、逐次、その内容を公表しているところである。

あっせんとされたものについては、社会保険庁において記録の訂正が行われることとなる。年金受給者の場合は、その後、年金額への反映に向けての手続がとられることになる。

なお、訂正不要との第三者委員会の結果が通知された後に、年金記録の訂正につながる新たな資料・情報を入手した場合には、第三者委員会への再申立てをすることも可能となっている。

(2) 関連資料及び周辺事情の収集

① 関連資料及び周辺事情の収集

第三者委員会における調査審議においては、申立人から提出された年金記録確認申立書、国民年金手帳、預金通帳等の資料や社会保険庁から提出された年金記録である被保険者原簿、国民年金被保険者台帳、厚生年金保険被保険者名簿等の資料だけでなく、第三者委員会自らが様々な調査等を行い、関連資料や周辺事情を収集し、申立人の申立ての趣旨をくみ取るよう努めている。

特に、国民年金事案においては、申立人が納付したと主張する時期、納付場所、金額、納付方法等の情報を得るため、住民票、戸籍謄本(抄本)、課税証明書等の収集はもとより、市町村の事務担当者、集金組織である自治会の役員、家族、親族、知人等から申立期間当時の状況等について聴取を行っている。

また、厚生年金事案においては、申立事業所に係る商業法人登記簿や申立人の雇用保険加入記録等の収集等を行うほか、申立人が勤務していた事業所の上司、事務担当者、同僚等から聴取を行い、事業所は適正に届出を行っていたか、従業員の給与から保険料控除を行っていたか等について調査に努めている。

また、脱退手当金事案においては、申立期間当時、退職する従業員へ脱退手当金の説明を行っていたか、従業員に代理して脱退手当金の請求を行う取扱いを行っていたか否かについて事業主へ照会するとともに、申立人と同時期に退職した同僚の脱退手当金支給記録の有無を調査するほか、連絡先が判明した同僚から、当時の脱退手当金の請求手続や受給方法等につき聴取するよう努めている。

② 関連資料及び周辺事情が乏しい場合の調査審議について

申立事案の中には、申立期間が数十年前であるものも多く、長い年月の経過によって、関連資料や周辺事情が乏しいものも少なくない。

こうした事案の調査に当たっては、申立内容を可能な限り具体的かつ詳細に聴取することはもとより、申立内容を裏付ける関連資料や周辺事情を徹底的に発掘することが必要となる。

さらに、そうした対応によっても有力な関連資料や周辺事情が収集できない場合においては、申立人の申立内容等に基づいて総合的な判断が行われることとなる(基本方針 第3 判断の基準3)。

このようにして、あっせんに結びついた次のような事例がある(資料Ⅲ-2参照)。

(例)

関連資料及び周辺事情が乏しいものの、申立人の申立内容に基づいてあつせんが行われた事例（国民年金事案）

保険料納付の事実が確認できる関連資料及び周辺事情が乏しく、申立人の国民年金への加入手続の場所及び納付した保険料額等についての具体的な記憶も乏しい状況であった。

申立人が自ら納付していたとの申立てであったことから、口頭意見陳述を実施した結果、国民年金の加入手続を行った経緯や保険料納付のため郵便局に赴いた状況等、加入や納付にまつわる当時の記憶は、断片的ではあるが極めて鮮明であった。その後、申立人が納付したとする郵便局は当時すでに開設されていたことが確認されるなど、申立てを裏付ける事情がある一方で申立内容を否定する事情はなかったことから、あつせんした。

(3) 申立人からの意見聴取

第三者委員会においては、申立人の申立ての趣旨を十分にくみ取ることとを基本的な考えとしており、年金記録確認申立書に記載されている内容を十分に理解することはもとより、できる限り申立人がその言い分を伝えきれなかったと感じることがないように、まずは事務室職員が申立人から詳細に申立内容を聴取し、申立書だけでは伝えきれない様々な情報を収集することが重要であり、その旨の徹底を図ってきたところである。

また、委員会又は部会として、口頭意見陳述の希望の確認が必要か否かについても、その事案の性格に応じて判断を行うこととしている。申立てが増大し処理の迅速化が求められていること、事案の積み重ねにより、口頭意見陳述を実施しても判断が変更する可能性が認められないものが明らかになってきたことから、例えば、国民年金事案において、申立人本人から当時の納付状況を聴取しても、親等が納付しており、本人が納付に関与しておらず、納付したとされている親等が亡くなっている場合や、脱退手当金事案において、請求手続を行った記憶がないとの主張のみで受給していないことがうかがえない場合は、口頭意見陳述の希望確認の必要はないこととしている。希望確認の必要があると判断した場合は、申立人に意向を確認し、申立人の希望に基づき口頭意見陳述を行っているが、希望確認の必要がないと判断した場合であっても、申立人から口頭意見陳述の実施の求めがある場合には、原則として口頭意見陳述を行うこととしている。

この点に関し、平成 20 年 5 月に、全国の地方委員会においてこれまで

訂正不要と判断した事案のうち、この考え方が方針として確立していなかった時期の事案について、申立人に対して口頭意見陳述の希望を確認しなかった事案を抽出し、改めて口頭意見陳述を行うことにより第三者委員会の判断を変更するものがあつたか否かについて検証を行ったが、改めて口頭意見陳述を実施したとしても、委員会の判断の変更につながるような情報が得られたケースはなかった。

しかし、口頭意見陳述は申立人が直接意見を述べる最後の機会であり、平成20年7月8日に開催された全国委員長会議において、「申立人の意見聴取に対する希望に適切に対応するなど、申立人に対する丁寧な対応を行う」（平成20年7月8日「今後の年金記録確認第三者委員会の審議に当たって」（資料Ⅲ－3）から抜粋）ことについて、改めて認識を共有したところである。

このように、委員会又は部会における結論の方向性が出た後においても、できる限り申立人がその言い分を伝えきれなかったと感じることがないように、口頭意見陳述の実施等に関して、全国的な整合性を図るとともに、申立人の申立てを十分にくみ取るとの基本的な考え方に沿って運用を図ってきている。

（４）統一的な運用

年金記録に関する申立てについては、全国50か所の地方委員会においてそれぞれ調査審議を行う仕組みとなっており、また、各地方委員会には、迅速かつ公正な調査審議を行うため、多数の部会が設置されている。

このように、全国において多くの委員会・部会によって事案処理が行われることから、各委員会・部会における調査審議手順の統一を図り、事案処理における整合性を確保することが重要である。

中央委員会においては、基本方針案を策定するとともに、中央委員会の各部会（国民年金部会、厚生年金部会及び脱退手当金部会）において、地方委員会での調査審議の先例となる事案につき積極的に調査審議を行い、多数の先例を発出するとともに、あつせん事例集等を提示してきた。

また、全国委員長会議等委員会・部会の委員が出席する会議、事務室職員が出席する会議・研修及び事案の処理における事前相談を行ってきた。

委員会・部会の委員が出席する会議としては、まず、平成19年7月に全国委員長会議を開催し、基本方針についての認識の統一を図るとともに、その時点までの先例についての周知を行った。また、同年9月には、

全国5か所の地方ブロックで、年金記録確認地方第三者委員会委員長会議を開催して、中央委員会委員長、委員長代理、部会長等中央委員会委員が直接地方委員会委員長等と意見交換を行うなど、この時期に集中して基本方針の考え方等についての周知徹底を行い、全国の委員の認識の共有を図った。

平成20年7月には、第三者委員会が発足して1年を経過したことから、2回目となる全国委員長会議を開催した。同会議では、同年1月の年金関係閣僚会議で定められた政府目標達成に向けての方針を確認するとともに、基本方針に基づく調査審議の考え方について改めて認識を統一し、「今後の年金記録確認第三者委員会の審議に当たって」を決議した。

事務室職員が出席する会議・研修としては、年金記録確認第三者委員会地方ブロック説明会を開催して、調査事項や委員会運営の要領を周知し、事務手続面から運用の統一を図った。また、平成19年12月の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律(平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。)の成立を受け、厚生年金特例法に基づくあっせん案の作成のための中央会議を開催した。

また、中心的な役割を担う事務室調査員及び新任調査員に対する第三者委員会業務研修のほか、事案別(国民年金事案、厚生年金事案及び脱退手当金事案)に、中央委員会事務室調査員が講師となり集中講義等を行った。

また、地方委員会が結論を出すに当たり、中央委員会の先例や他の地方委員会の前例との整合性を確保するため、事案の処理における事前相談を行った。事前相談においては、地方委員会における審議の結果、方向性を得た事案について、地方委員会事務室が中央委員会事務室へ照会し、中央委員会事務室では先例や他の地方委員会の審議結果の前例などに照らして、整合性の確保の観点から必要な助言を行った。事案の判断が特に困難な場合においては、中央委員会事務室は中央委員会委員長や担当部会に諮った上での結果を地方委員会事務室に伝え、基本方針の統一的な運用及び結論の全国的な整合性の確保に努めた。

さらに、中央委員会の先例がなく、新たなケースとして先例となり得る事案については、申立人の同意を得た上で地方委員会から中央委員会へ移送し、中央委員会において処理することにより先例の拡充を図っている。

なお、これらの取組によって得られた事案処理の実績については、第三者委員会事務室において蓄積を図り、すべての委員会において活用できるようにしている。

(5) 申立てから処理が終わるまでの処理期間

第三者委員会は、申立人の主張をくみ取り、国民の立場に立って、公正な判断をすることとしているが、その一方で、迅速に処理することも要請されているところである。

第三者委員会に対する申立てを受け付けてから処理が終わるまでに時間を要しているとの指摘もなされていることから、今回、処理が終わるまでにどの程度の期間を要しているのかについて調査を行った（注）。

（注）全国の地方委員会において、平成21年4月28日までに処理を終えた事案のうち、直近のものからさかのぼって、国民年金に係るあっせん事案及び訂正不要事案、厚生年金に係るあっせん事案及び訂正不要事案をそれぞれ5件ずつ（計20件）サンプルとして抽出し、①社会保険事務所で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均値、②各社会保険事務局から転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均値を調査した。

今回の調査では、社会保険事務所で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で235.1日、また、各社会保険事務局から転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で171.7日となっている（資料Ⅲ－4参照）。

従前同様の調査（平成21年2月3日までに処理を終えた事案を対象としたもの）を行った結果では、社会保険事務所で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で312.7日、また、各社会保険事務局から転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で231.0日であった。

今回の調査結果と従前の調査結果とを比較すると、今回の調査結果の方が、それぞれ77.6日間及び59.3日間短くなっている。

また、今回の調査結果のうち、地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでの平均期間について各地方委員会別にみると、100日未満の期間となっているものも7委員会ある。

(6) 再申立て

訴訟においては、いったん判決が確定すれば、例外的な場合を除き、同一の内容について再び訴えを提起することはできないこととされているが、第三者委員会への申立てにおいては、新しい資料・情報が出された場合は、同一の申立内容について、再申立てを可能とし、改めて調査審議を行うこととしている。

これは、第三者委員会が、申立人の申立ての趣旨を十分にくみ取り、申立人の正当な権利を実現するという救済目的で設置されたことや、第三者委員会は、裁判所や社会保険審査会と異なり、上訴により再検討を求める二審制の仕組みをとっていないことを踏まえ、申立人が新たな資料・情報を得た場合等においては、これに基づき審議を行い、できる限り年金記録の回復につなげることが適当であると考えられることから、再申立てを可能としているものである。

これまでに、再申立てが行われ、再審議の結果が出ている事案は、合計113件、うちあっせん件数は14件であり、その内訳は次のとおりである。

- ① 国民年金 63件（うち、あっせん件数 12件）
- ② 厚生年金 50件（うち、あっせん件数 2件）

再申立てを行い、訂正不要とした当初の判断があっせんに変更された事案は、新たに提出された資料・情報が、記録訂正につながる関連資料と評価できるものであったことによるものである（資料Ⅲ－5参照）。

ただし、申立人は新しい資料・情報であると主張していても、例えば従来の主張の繰返しや行政への不満を述べるだけのものであるものなど、新しい資料・情報が含まれていない場合や、例えば保険料納付の記載がない預金通帳など、未提出の資料・情報ではあっても当該資料・情報が記録訂正につながるものではない場合は、再申立てを行っても訂正不要とならざるを得ない。

（7）提出資料に虚偽の疑いがある申立て等への対応

第三者委員会は、制度加入や保険料納付の事実を直接示す資料に限らず、関連資料や周辺事情に関する資料も幅広く収集調査して、審議に活用している。

しかし、申立人から提出された資料に虚偽の疑いがある事例が存在している。このような事実を安易に見過ごすことは、第三者委員会における公正な判断に悪影響を及ぼすとともに、国民、被保険者全体の負担の上に成り立っている年金制度への信頼を損ねるものである。

このような事例としては、これまでに、実在しない文書を作成したと疑われるものが7件（給与明細書、手帳、ノート、町内会費収納簿）及び文書の改ざんが疑われるものが6件（給与明細書、在職証明書、国民年金保険料領収済通知書兼検認票、源泉徴収票、貸金台帳、船員手帳）の計13件があった。

これらの申立てはいずれも、第三者委員会における調査審議の結果、

訂正不要と判断されているが、文書偽造罪等の犯罪に該当すると認められるものは確認されていない。

また、これと同様に第三者委員会の公正な審議を妨げるものとして、事務室等に対し、優先的な取扱いを強要する行為やあつせんを強要するなど不正な取扱いや利益を与えることを不当に要求する行為が生じている。

第三者委員会では、そういった不当な要求に対しては必要に応じ、警察等の関係機関と連携協力するなどして対応している。

2 処理事案の分析

第三者委員会における事案に係るあつせんの要否の判断は、前項(1 基本方針に沿った運営及び手続の確保)で記述したように、1件1件の案件における地道で丁寧な調査審議を通じて行われており、その1件1件の判断結果の積み重ねが事案処理全体の姿を形成している。

これまでにあつせん又は訂正不要と判断した全事案(国民年金及び厚生年金)合計(65,461件)のあつせん率は約40%(26,311件)、訂正不要率は約60%(39,150件)であり、そのうち、国民年金事案はあつせん率約42%、厚生年金事案(脱退手当金事案を除く。)はあつせん率約40%、脱退手当金事案はあつせん率約24%となっている(平成21年6月16日現在)。

この項においては、(1)において、平成20年末までに処理した中央委員会及び地方委員会の全事案のあつせん及び訂正不要の判断における事由を概観した後、(2)において、中央委員会における事案の結論に基づき国民年金、厚生年金及び脱退手当金のそれぞれについて、より詳細にあつせん及び訂正不要の判断の主な要因等を分析し、肯定的な関連資料及び周辺事情として取り扱われている具体例や基本的にあつせんの方向で判断されている事案の類型を整理する。最後に、(3)において、地方委員会のあつせん率の差異の分析について述べる。

(1) 全国の事案におけるあつせん・訂正不要の判断事由の分析

中央委員会及び地方委員会において、平成20年12月末までに記録訂正が必要又は不要と決定した事案(必要と判断した件数16,162件、不要と判断した件数25,414件)について、国民年金、厚生年金及び脱退手当金ごとに判断における事由を分析したところ、結果は次のとおりであった(資料Ⅲ-6参照)。

第三者委員会の事案審議においては、一つの事由だけから記録訂正が

必要又は不要との結論を出すことはほとんどなく、通常は、異なる複数の事由を総合的に判断した結果、記録訂正の要否に関する結論を得ている。

このため、以下のあっせん及び訂正不要の事由はそれのみで判断しているわけではなく、通常、他の事由と併せて判断していることに留意する必要がある。

なお、事由ごとに集計した事案の件数は重複計上している。

① あっせんにおける事由

i) 国民年金事案のあっせんにおける事由(計 10,773 件)

国民年金事案についてあっせんを行った場合、その事由としては、「申立期間以外は納付済み」が最も多く(6,151件)、次いで「申立期間が短期間(12か月以内)」(5,434件)が多く、「同居親族等の納付状況に積極的な事情が認められる」(4,168件)、「鮮明・詳細・具体的な記憶が認められる」(3,977件)、「事務処理ミスの可能性」(2,599件)、「関係者の証言」(2,382件)などがそれに続いている(資料Ⅲ-6 図3参照)。

ii) 厚生年金事案のあっせんにおける事由(計 5,027 件)(注)

(A) 厚生年金保険法に基づくあっせん(計 508 件)

厚生年金事案について厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づいてあっせんを行った場合、その事由としては、「社会保険事務所の処理が不合理とされた」(140件)が最も多く、「『基礎年金番号未統合の被保険者記録』等が確認された」(119件)、「申立人に係る社会保険事務所の記録から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行ったことが認められた」(115件)がそれに次いで多い事由となっている(資料Ⅲ-6 図5参照)。

(B) 厚生年金特例法に基づくあっせん(計 4,542 件)

厚生年金特例法に基づいてあっせんを行った場合、その事由としては、「関係者の証言」(3,169件)が最も多く、「関連資料(給与明細等)が存在」(2,691件)、「雇用保険記録等」(1,877件)が続いている(資料Ⅲ-6 図6参照)。

(注) (A) 厚生年金保険法・(B) 厚生年金特例法の双方に基づきあっせんされた事案が23件あるため、(A)・(B)の単純合計とは一致しない。

iii) 脱退手当金事案のあっせんにおける事由(計 362 件)

脱退手当金事案についてあっせんを行った場合、その事由として

は、「資格喪失後、長期間経過後に支給したとされており、代理請求が考えにくい」(159件)が最も多く、「支給時又は支給直後に国民年金・厚生年金等に加入し、年金加入の意識が高い」(143件)、「未支給期間があり、適正に支給されていない」(125件)、「結婚後に旧姓で支給したとされており、本人請求とは考えにくい」(97件)などがそれに次いで多くなっている(資料Ⅲ-6 図8参照)。

② 訂正不要における事由

国民年金事案について訂正不要とされた場合(計15,050件)、その事由としては、「記憶の内容があいまい」(8,744件)が最も多く、「時効等により納付ができない期間の納付」(6,670件)が2番目に多く、「死亡した親が納付した等申立人が納付に関与していない」(3,440件)、「申立内容の矛盾・事実との相違」(3,436件)がそれぞれ3番目、4番目に多い事由となっている(資料Ⅲ-6 図10参照)。

次に、厚生年金事案においては、訂正不要(計9,363件)の事由としては、「関係者の証言」(3,810件)が最も多く、「雇用保険記録等」(2,623件)、「厚生年金保険の被保険者に該当しない」(2,595件)、「同僚の厚生年金加入記録」(2,379件)、「記憶の内容があいまい」(2,332件)などがおおむね同数でそれに続いている(資料Ⅲ-6 図12参照)。

また、脱退手当金事案について訂正不要とされた場合(計1,001件)においては、「社会保険庁の記録で支給がうかがえる」(627件)、「被保険者名簿・原票の「脱」表示」(572件)が多く、次いで「同僚の脱退手当金支給記録では、同僚の多くが支給」(372件)、「関係者の証言で代理請求があった」(194件)などが挙げられる(資料Ⅲ-6 図14参照)。

(2) 中央委員会の事案の制度別・類型別分析

中央委員会における平成21年3月末までの事案の結論を基に、国民年金、厚生年金及び脱退手当金の制度ごと及び事案類型ごとに、判断における主な事由の分析を行い、肯定的な関連資料及び周辺事情として取り扱われている具体例や、基本的にあっせんの方で判断されている事案の類型を整理する。

1) 国民年金

① 中央委員会の国民年金事案の内訳（平成 21 年 3 月 31 日現在）

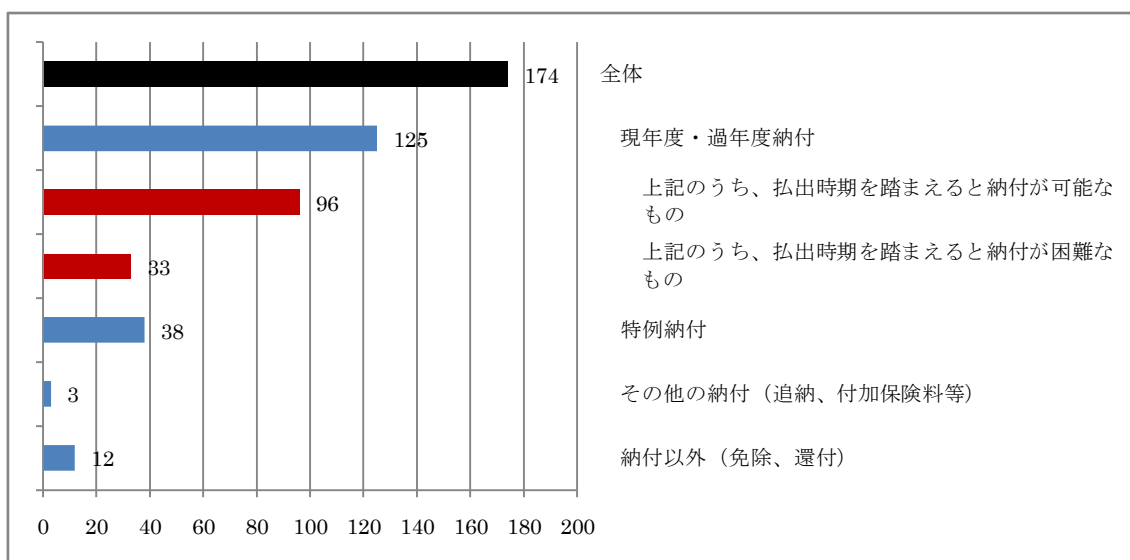
申立件数	269 件
処理件数	262 件
うち、あっせん件数	174 件
訂正不要件数	88 件
取下件数等	7 件

② あっせん事案の分析

あっせん事案の類型別件数については、図 1 のとおりである。

図 1 あっせん事案の類型別件数

(件)



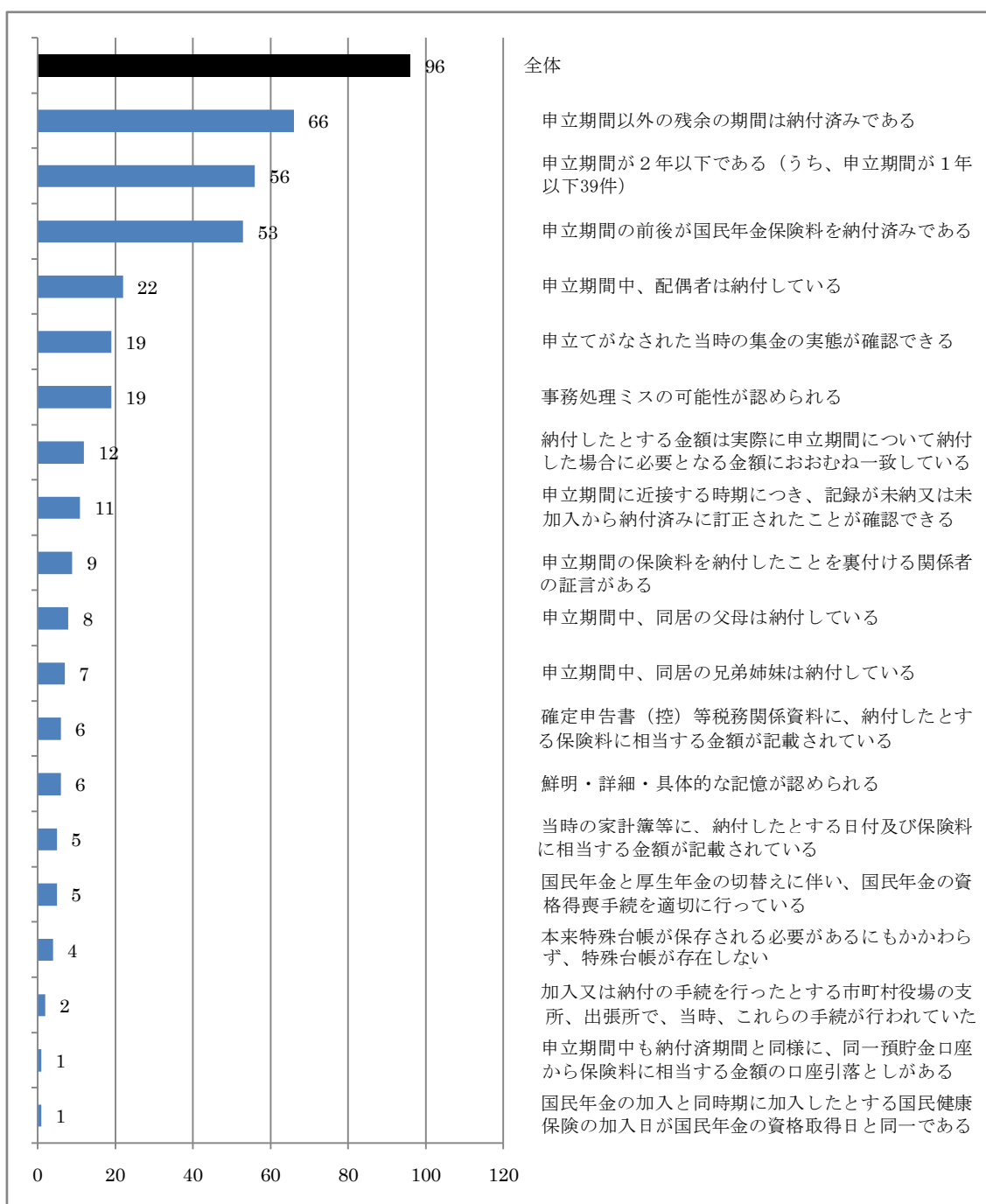
(注) 申立期間が複数ある事案等について、類型が重複する事案がある。

i) 現年度・過年度納付に係る事案（あっせん 96 件）

現年度・過年度納付に係る申立事案であっせんに至ったものの主な判断事由は、図 2 のとおりである。ただし、申立期間につき、手帳記号番号の払出時期を前提とすると時効により保険料の納付が困難であるものは除いており、その判断事由については後述する。

図2 現年度・過年度納付に係るあっせん事案の判断事由

(件)



(注) 内訳の件数には、重複する事案がある。

あっせんに至った事案の主な判断事由を分析すると、以下のとおりである。

(A) 申立期間が2年以下の事案（あっせん 56 件）

申立期間が1年以下の事案は、他の関連資料及び周辺事情から納付していないことが認められない限り、あっせんとなっている例が多い。

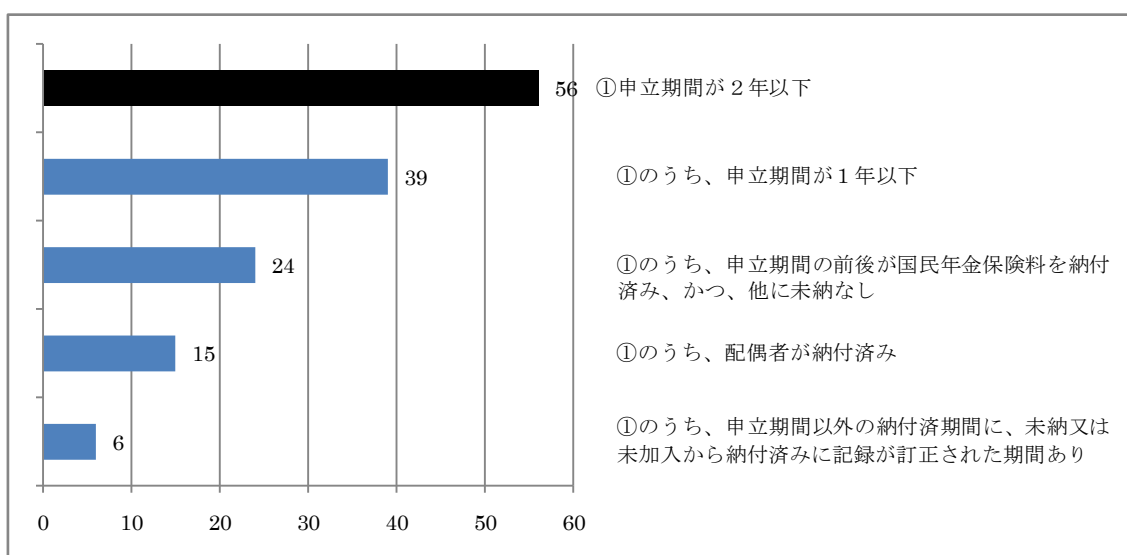
また、申立期間が2年以下の事案は、

- ・ 申立期間の前後が国民年金保険料を納付済みであり、かつ、申立期間以外に未納がないこと
- ・ 配偶者が納付済みであること
- ・ 申立期間以外の納付済期間に未納又は未加入から納付済みに記録が訂正された期間があること

という事由も併せて考慮して、あっせんの方向となっている。

図3 申立期間が2年以下の事案の判断事由

(件)



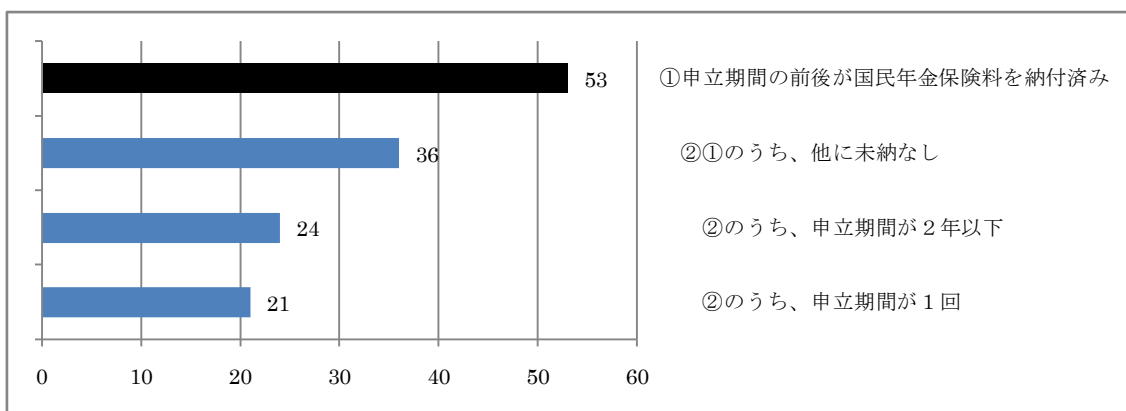
(B) 申立期間の前後が国民年金保険料を納付済みの事案（あっせん 53 件）

申立期間の前後が国民年金保険料を納付済みの事案は、申立期間以外に未納がないという事由に加えて、

- ・ 申立期間が2年以下であること
- ・ 申立期間が1回であること

という事由も併せて考慮して、あっせんの方向となっている。

図4 申立期間の前後が国民年金保険料を納付済みの事案の判断事由 (件)



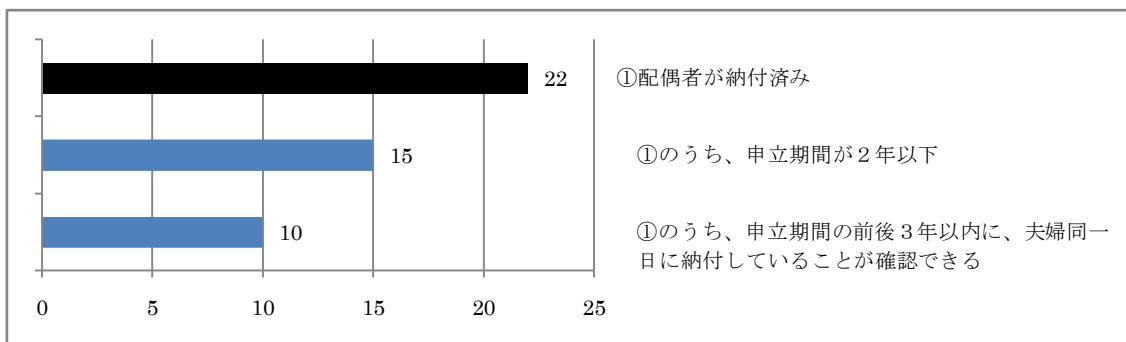
(C) 配偶者が納付済みの事案 (あっせん 22 件)

配偶者が納付済みの事案は、

- ・ 申立期間が2年以下であること
 - ・ 申立期間の前後3年以内に夫婦同一日に納付していること
- という事由も併せて考慮して、あっせんの方向となっている。

図5 配偶者が納付済みの事案の判断事由

(件)



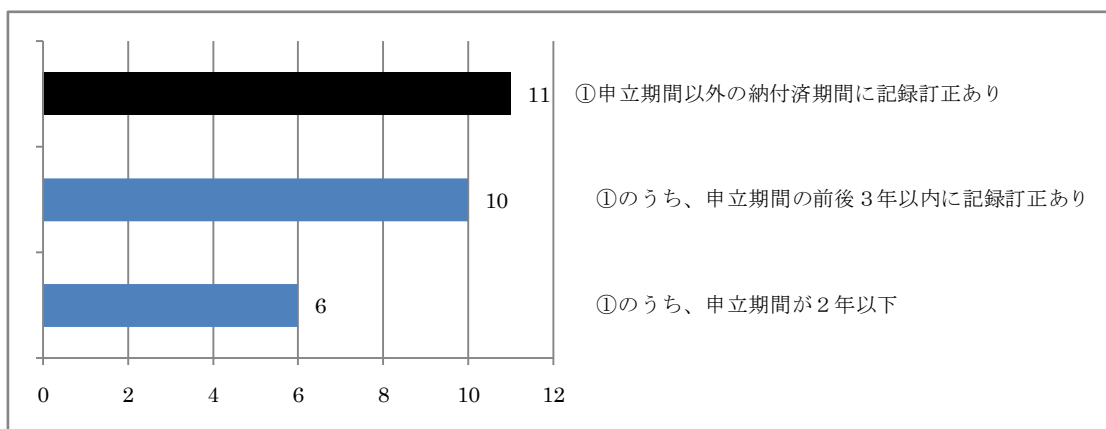
(D) 申立期間以外の納付済期間に、未納又は未加入から納付済みに記録が訂正された期間がある事案 (あっせん 11 件)

申立期間以外の納付済期間に、未納又は未加入から納付済みに記録が訂正された期間がある事案は、

- ・ 申立期間の前後3年以内に記録訂正が確認できること
- ・ 申立期間が2年以下であること

という事由も併せて考慮して、あっせんの方向となっている。

図6 申立期間以外の納付済期間に記録訂正がある事案の判断事由 (件)



(E) 有力な関連資料等がある事案

以下の有力な関連資料等がある事案は、すべてあっせんとなっている。

- ・ 申立期間に対応する確定申告書（控）に申立期間の保険料に相当する金額の記載がある事案（6件）
- ・ 申立期間に対応する家計簿に申立期間の保険料に相当する金額の記載がある事案（5件）
- ・ 申立期間が含まれる年度につき、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存されている必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない事案（4件）
- ・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引き落としがある事案（1件）

ii) 現年度・過年度納付に係る払出時期を踏まえると納付が困難な事案（あっせん33件）

現年度・過年度納付の事案であって、手帳記号番号の払出時期を踏まえると申立期間の全部又は一部が時効により納付できない期間を含む申立事案については、別の手帳記号番号が払い出されていた可能性があるか等の観点から検討する必要がある。これまであっせんに至った事案については、以下の事由を総合的に考慮している。

- (A) 申立期間についての加入や納付に係る具体的な供述があること（年金手帳、納付金額等）（28件）
- (B) 裏付けとなる具体的な事情があること（同居親族の納付状況、証言等）（26件）

- (C) 申立期間後に未納がないこと (26 件)
- (D) 納付方法等が当時の取扱いと矛盾しないなど、申立内容に不自然さがなく (33 件)
- (E) 手帳記号番号の払出日前に、申立人の納付記録を進達した記録が確認できるなど、払出時期を踏まえると納付が困難であることを打ち消す事情があること (8 件)

iii) 特例納付に係る事案 (あっせん 38 件)

特例納付に係る申立事案で、あっせんに至った事案については、以下の事由を総合的に考慮している。

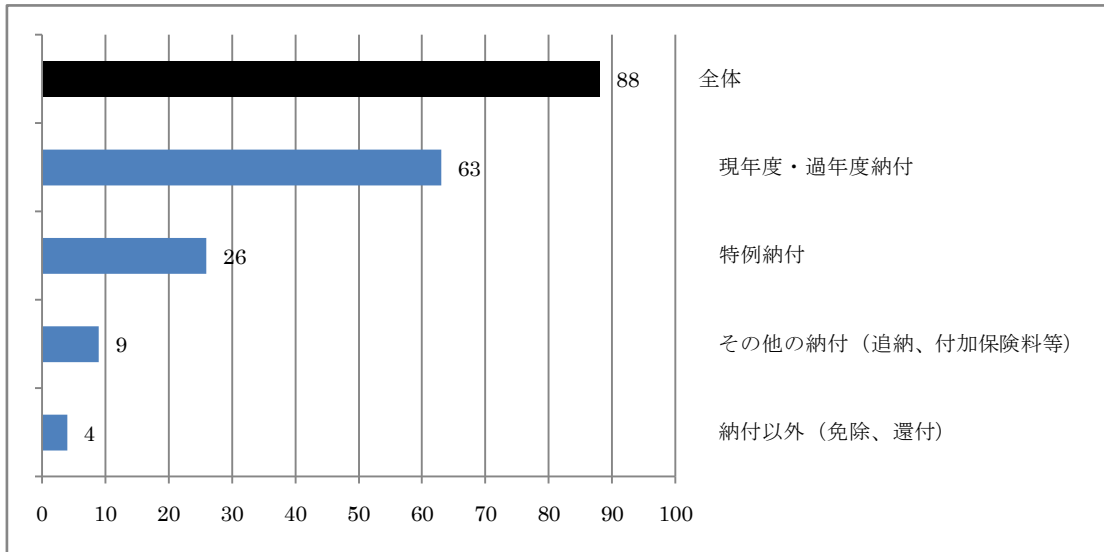
- (A) 特例納付を行った時期が、特例納付できる期間内であること (36 件)
- (B) 特例納付で納付した金額は、実際に申立期間について納付した場合に必要な金額におおむね一致していること (23 件)
- (C) 特例納付を行った時期において、申立期間は記録上任意加入期間等ではなく、強制加入期間と記録されていたこと (38 件)
- (D) 特例納付後については未納がなく、年金に対する意識が高いなど、申立内容に不自然さがなく (38 件)
- (E) 裏付けとなる具体的な事情があること (預金通帳、証言等) (28 件)

③ 訂正不要となった事案の分析

訂正不要となった事案の類型別件数については、図 7 のとおりである。

図7 訂正不要となった事案の類型別件数

(件)



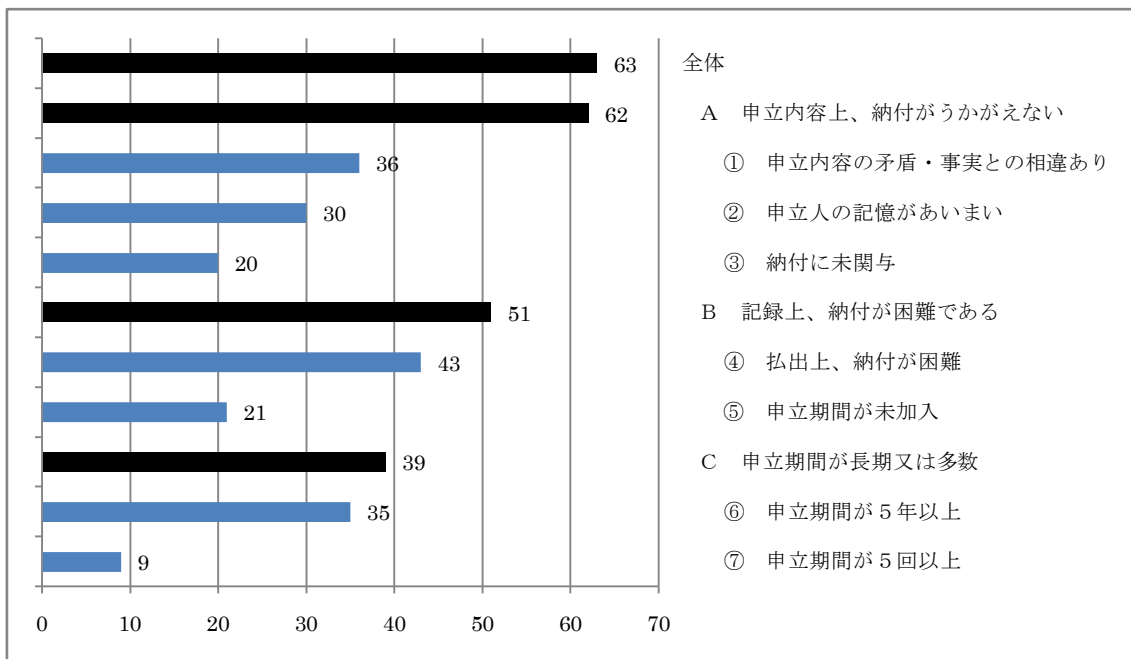
(注) 申立期間が複数ある事案等について、重複する事案がある。

○ 現年度・過年度納付に係る事案 (訂正不要 63 件)

現年度・過年度納付に係る申立事案で訂正不要となったものの主な判断事由は、図8のとおりである。

図8 現年度・過年度納付に係る訂正不要となった事案の判断事由

(件)

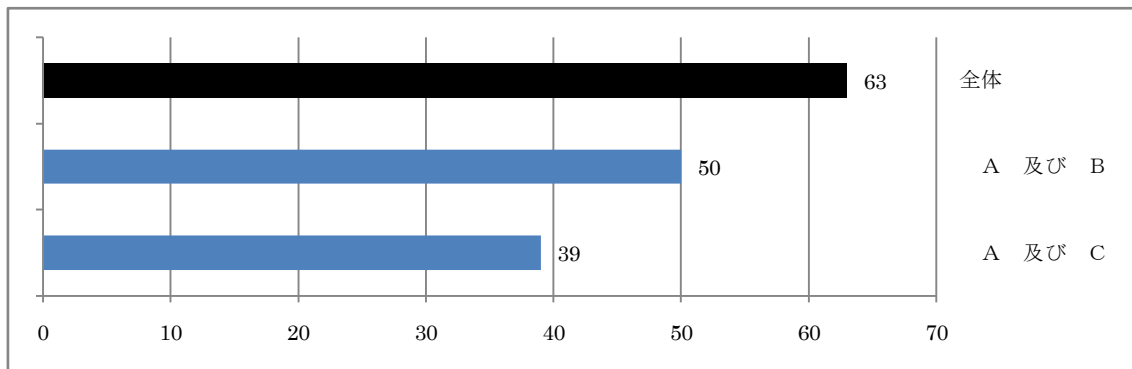


(注) 重複する事案がある。

訂正不要となった事案の判断事由の組合せに着目すると図9のとおりであり、申立内容上納付がうかがえないことに加えて、記録上納付が困難である（払出時期を踏まえると納付が困難又は未加入期間）、又は、申立期間の合計が5年以上若しくは申立期間の回数が5回以上である場合には、訂正不要となっている。

図9 訂正不要となった事案の判断事由の組合せ

(件)



(注) 重複する事案がある。なお、Aは図8の「A 申立内容上、納付がうかがえない」、Bは「B 記録上、納付が困難である」及びCは「C 申立期間が長期又は多数」をそれぞれ表す。

2) 厚生年金

① 中央委員会の厚生年金事案の内訳（平成 21 年 3 月 31 日現在）

申立件数	236 件（注）
処理件数	230 件
うち、あっせん件数	158 件
訂正不要件数	72 件
取下件数等	6 件

（注）申立件数には、事業主等から一括で申し立てられた事案 1,631 件（あっせん 1,630 件、取下げ 1 件）を除く。

i) あっせん及び訂正不要事案の申立類型別の状況

厚生年金保険の記録の申立てについては、図 1 のように類型化できる。

図 1 あっせん及び訂正不要事案の申立類型別の状況

(件、%)

申立類型	あっせん件数及び訂正不要件数の合計件数	あっせん件数及びあっせん率		訂正不要件数及び訂正不要率	
		件数	率	件数	率
全体	313	177		136	
被保険者期間の相違	249	155		94	
同一企業内の転勤等に伴う加入期間の相違	57	57	100.0	0	0.0
資格取得日の相違	43	17	39.5	26	60.5
資格喪失日の相違	51	37	72.5	14	27.5
同一事業所内で被保険者期間の空白があるもの	13	6	46.2	7	53.8
事業所は厚生年金の適用を受けていたが申立人の記録がない	85	38	44.7	47	55.3
事業所が厚生年金の適用を受けていない	38	4	10.5	34	89.5
標準報酬月額相違	21	15	71.4	6	28.6
坑内員ではなく一般加入者の記録となっている等	5	3	60.0	2	40.0

（注 1）同一事案中に複数の申立てを含む場合、申立てごとにそれぞれ 1 件とした総件数を計上している（図 2 から図 10 において同じ。）ため、①の件数と一致しない。

（注 2）事業主等から一括で申し立てられた事案（事案類型ごとにそれぞれ 1 件として計上） 6 件を含む。

（注 3）標準報酬月額相違事案には、標準賞与額相違の事案（2 件）を含む。

ii) 根拠法別あっせん事案の内訳

厚生年金については、事業主が保険料を納付していたか又は保険料徴収権の消滅時効成立前に事業主が資格取得等の届出を行っていたと判断した場合には、厚生年金保険法に基づく記録訂正のあっせんを行っている。また、事業主による保険料納付や資格取得等の届出がなかったか又は不明の場合には、申立人が事業主により保険料控除をされていたと認められれば、厚生年金特例法に基づく記録訂正のあっせんを行っている。中央委員会における根拠法別あっせんの内訳は、次のとおりとなっている。

あっせん件数	158件 (177件)
うち、厚生年金保険法に基づくあっせん件数	53件 (55件)
厚生年金特例法に基づくあっせん件数	108件 (122件)

(注1) 両法によるあっせんを行った事案(3件)は重複計上。

(注2) 括弧内の件数は、同一事案中に複数の申立てを含む場合、申立てごとにそれぞれ1件とした総件数を計上している。

② 厚生年金保険法に基づくあっせん事案の分析

厚生年金保険法に基づくあっせん事案の判断事由については、図2のように分類できる。

こうした事由に該当すると認められる事実が確認される事案については、基本的にあっせんする方向としている。

図2 厚生年金保険法に基づくあっせん事案の事由別件数内訳
(件、%)

厚生年金保険法に基づくあっせん事案の事由	件数	割合
		(%)
全体	55	
事業所全喪後に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理と認めたもの	8	14.5
遡及して資格取得日等に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理と認めたもの	9	16.4
申立人に係る社会保険事務所の記録から、社会保険事務所が処理を誤ったと認めたもの	22	40.0
申立人に係る厚生年金基金の記録から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認めたもの	8	14.5
申立人に係る事業主保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認めたもの	1	1.8
申立人保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出等を行っていたと認めたもの	1	1.8
「基礎年金番号未統合の被保険者記録」等を確認したもの	3	5.5
その他	3	5.5

③ 厚生年金特例法に基づくあっせん事案の分析

厚生年金特例法に基づく記録訂正が可能か判断するため、申立人が申立期間において、申し立てられた事業所に勤務していたかどうか、給与から保険料を控除されていたかどうか(図3参照)を調査審議している。

保険料控除については、関連資料よりも周辺事情により認定したものが多。

図3 保険料控除を認定した関連資料及び周辺事情の内訳

(件)

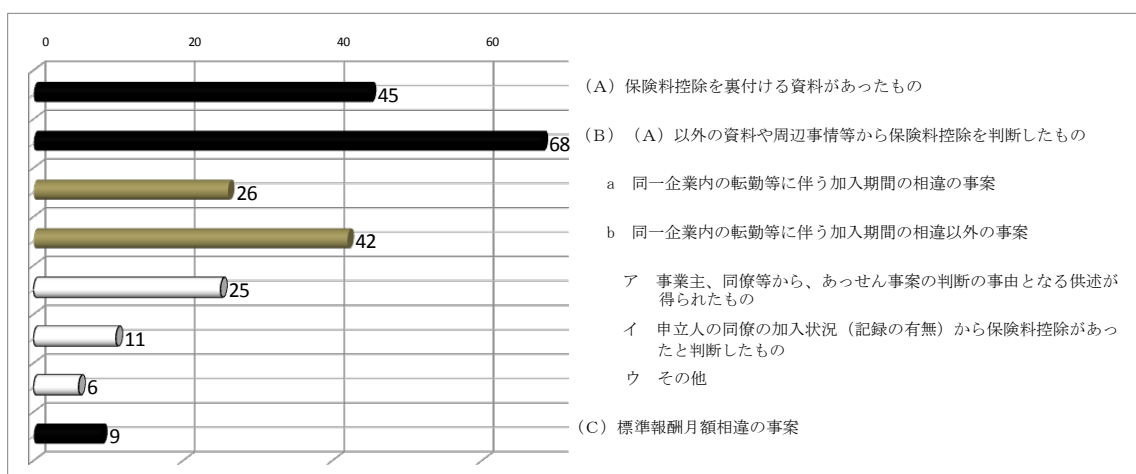
関連資料及び周辺事情	(標準報酬月額相違を除く) 合計件数	同一加入企業内の相違に伴う	資格取得日の相違	資格喪失日の相違	同一事業所内で被保険者期間の空白があるもの	事業所は厚生年金の適用を受けていないが甲立人の記録がないもの	事業所が厚生年金の適用を受けていないもの	(C)
								標準報酬月額相違
(A) 関連資料 〔給与明細、源泉徴収票、確定申告書等〕	45	17	6	12	2	7	1	8
(B) 周辺事情 〔関係者の証言、同僚の記録等〕	68	26	8	11	4	17	2	1
計	113	43	14	23	6	24	3	9

(注) 複数の関連資料、周辺事情により認定している事案は、主たる資料、事情のみ件数に計上している。

i) 厚生年金特例法に基づくあっせん事案の判断事由

中央委員会における厚生年金特例法に基づくあっせん事案の保険料控除の判断事由は、おおよそ図4のとおり分類できる。

図4 厚生年金特例法に基づくあっせん事案の保険料控除の判断事由 (件)



(A) 保険料控除を裏付ける資料があったもの (45 件)

給与明細書、源泉徴収票など申立てに係る保険料控除があったことを示す関連資料があった事案については、すべてあっせんしている。

(B) (A) 以外の資料や周辺事情等から保険料控除を判断したもの (68 件)

給与明細書等の保険料控除を裏付ける資料がなく、それ以外の資料、周辺事情等から保険料の控除を判断したものは以下のとおりである。

a 同一企業内の転勤等に伴う加入期間の相違の事案 (26 件)

同一の企業等における内部異動等であり、勤務が継続していることについて確認できる資料や、事業主、同僚等から供述が得られた場合には、控除が継続していなかったと認められる特段の事情がなければあっせんしている。

b 同一企業内の転勤等に伴う加入期間の相違以外の事案 (42 件)

同一企業内の転勤等に伴う加入期間の相違以外の事案については、申立人の勤務形態や業務内容から、厚生年金の適用対象であったと考えられるか（全部記録なしの場合）、勤務形態や業務内容の変更がなかったか（一部期間相違の場合）等につ

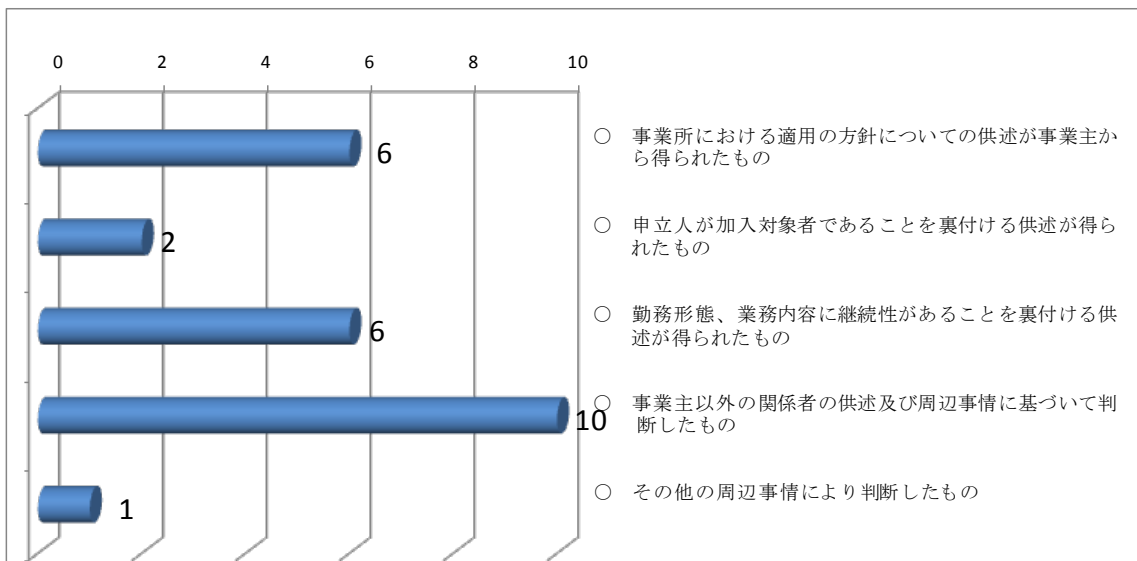
いての判断を行っている。あつせんした事案を分類すると以下のとおりであり、事業主又は同僚等の供述や記録からあつせんに結びつく事案が多い。

ア 事業主、同僚等から、あつせん事案の判断の事由となる供述が得られたもの (25件)

申立人の保険料控除があったかどうかを判断するため、事業所における厚生年金の適用状況につき確認することとしており、これまでのところ、以下のような事例で肯定的な事情を認定し、あつせんとしたものがある。

図5 事業主、同僚等から、あつせん事案の判断の事由となる供述が得られたもの

(件)



○ 事業所における適用の方針についての供述が事業主から得られたもの (6件) の例

- ・ 雇用保険の加入者は、厚生年金にも加入させることとしていたとの供述及び申立人に雇用保険の加入記録があることから保険料控除があったと認定した。

○ 申立人が加入対象者であることを裏付ける供述が得られたもの (2件) の例

- ・ 申立人と同時期に入社し、社会保険について説明を受けた同僚には加入記録もあることから、申立人も加入してい

たはずである、との供述から、申立人の保険料控除があったと認定した。

○ 勤務形態、業務内容に継続性があることを裏付ける供述が得られたもの（6件）の例（資格喪失日が相違しているとの申立て等）

・ 申立人は、申立期間中も所属部署及び業務内容の変更がなかったとの同僚の供述があり、当該同僚も申立期間において加入記録が継続していることから、保険料控除があったと認定した。

○ 事業主以外の関係者の供述及び周辺事情に基づいて判断したもの（10件）の例

・ 申立てに係る事業所は、全員加入が原則との供述があり、かつ、申立人が挙げた同僚等のおおむね全員に加入記録があったことから、保険料控除があったと認定した。

イ 申立人の同僚の加入状況（記録の有無）から保険料控除があったと判断したもの（11件）

アに例示した事業主等の供述が得られない場合では、申立人の同僚の加入状況から、申立人が厚生年金の加入対象者であったと考えられるかを検討することとしており、これまでのところ、以下のような事例で肯定的な事情を認定し、あつせんとしたものがある。

・ 同じ職場の同僚は、申立人以外全員が申立期間継続して記録がある（資格喪失日が相違しているとの申立て等）。

ウ その他（6件）

事業主等の供述や同僚の厚生年金の加入記録以外に、以下のような事例で肯定的な事情を認定し、あつせんとしたものがある。

・ 同僚の記録を厚生年金と健康保険組合で突合し、両者がおおむね一致したため、健康保険組合の記録のある申立人の厚生年金の保険料控除があったと判断した。

(C) 標準報酬月額相違の事案（9件）

標準報酬月額相違の事案については、これまでのところ、申立人の給与明細書等により申立てに合致する保険料控除が一部の期間

でも認められれば、あっせんに結びついている。

また、申立人が給与明細書等を保管していない期間についても、同僚の給与明細書等に記載された保険料控除の額が肯定的な周辺事情として認められる場合もある。

ii) 事業主の保険料納付義務の履行に係る判断について

厚生年金特例法によりあっせんした事案については、事業主が保険料納付義務を履行していないと認められるか、その有無が明らかでないかを第三者委員会において判断している。事業主が届出の誤りを認めている場合、雇用保険制度等関連制度の加入記録が社会保険庁の被保険者記録と一致している場合、記録上の標準報酬月額が長期にわたり報酬の実態と相違している場合等、届出をしていたとは考えられない事情があるものについて納付義務を履行していなかったと認めており、その事情がうかがえないものは明らかでないと判断している。

④ 訂正不要となった事案の分析

保険料控除がなかったことを裏付ける資料及び周辺事情の内訳は図6のとおりである。訂正不要としたおおよそすべての事案は、複数の周辺事情から総合的に判断している。

なお、中央委員会における訂正不要事案の件数は、72件（136件）となっている。

（注）括弧内の件数は、同一事案中に複数の申立てを含む場合、申立てごとにそれぞれ1件とした総件数を計上。

図6 保険料控除がなかったことを裏付ける資料及び周辺事情の内訳

(件)

保険料控除がなかったことを裏付ける資料 及び周辺事情	(標準報酬月額相違を除く) 合計件数							(C) 標準報酬月額相違
		資格取得日の相違	資格喪失日の相違	同一事業所内で被保険者期間の空白があるもの	事業所は厚生年金の適用を受けていないが申立人の記録がない	事業所が厚生年金の適用を受けていない	坑内員ではなく一般加入者の記録となっている等	
(A) 保険料控除がなかったことを裏付ける資料 〔給与明細、源泉徴収票、確定申告書等〕	12	4	0	4	3	1	0	3
(B) 周辺事情 〔関係者の証言、同僚の記録等〕	197	35	26	11	70	53	2	3
計	209	39	26	15	73	54	2	6

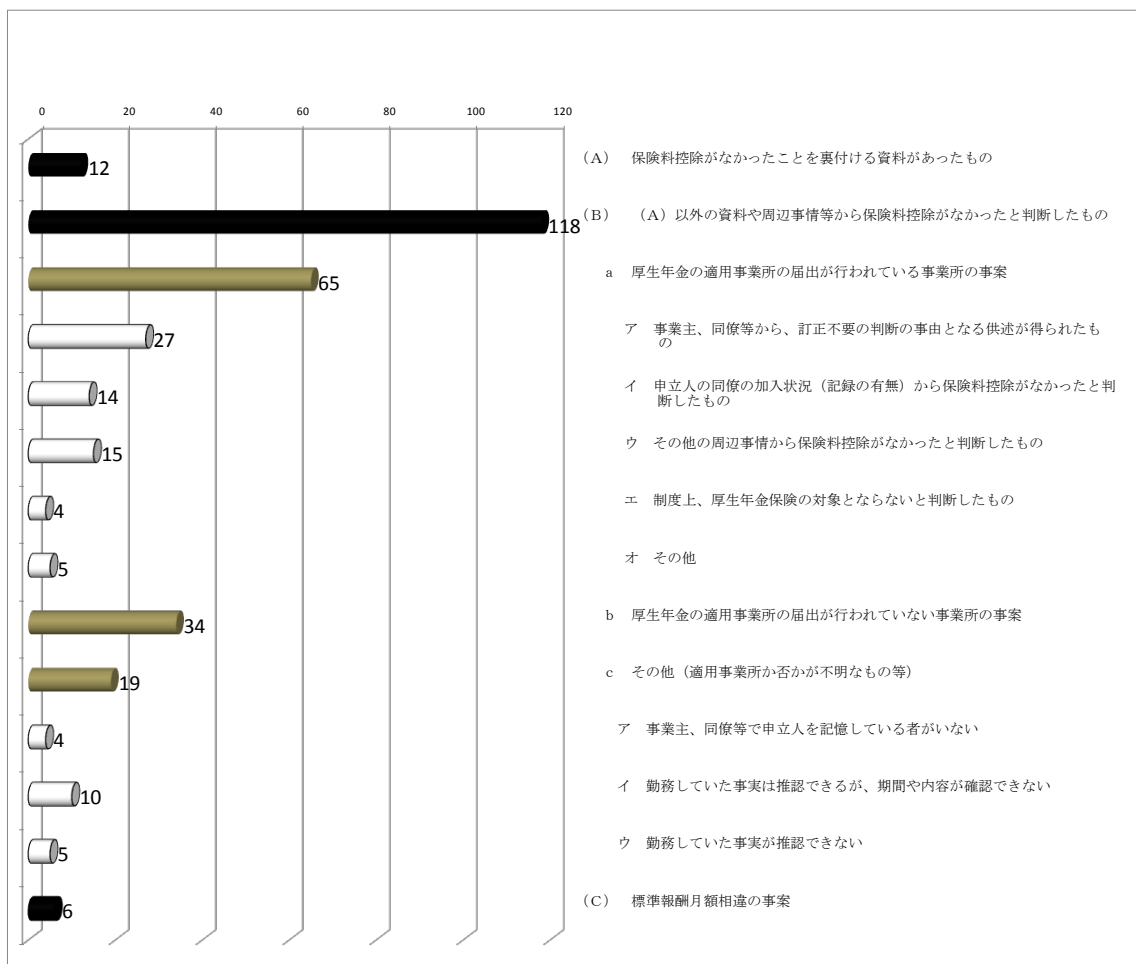
(注) 「(B) 周辺事情」は、図7における「(A) 以外の資料や周辺事情等から保険料控除がなかったと判断したもの」(118件)の判断事由となった複数の資料や事情を重複計上している。

i) 訂正不要とした判断事由

中央委員会における訂正不要とした事案の保険料控除がなかったとした判断事由は、おおよそ図7のとおり分類できる。

図7 訂正不要事案の保険料控除がなかったとした判断事由

(件)



(注) 複数の資料、周辺事情により認定している事案は、主たる資料、事情のみ件数に計上している。

(A) 保険料控除がなかったことを裏付ける資料があったもの（12件）
 関連資料から保険料控除がなかったことが確認できた申立てについては、訂正不要と判断している。

(B) (A) 以外の資料や周辺事情等から保険料控除がなかったと判断したもの（118件）

訂正不要と判断した事案をみると、厚生年金の適用事業所の届出が行われていない事業所の事案に加え、事業主、同僚等から申立人が厚生年金の加入対象でなかったことを裏付ける供述が得られたものが多くなっている。

a 厚生年金の適用事業所の届出が行われている事業所の事案（65件）

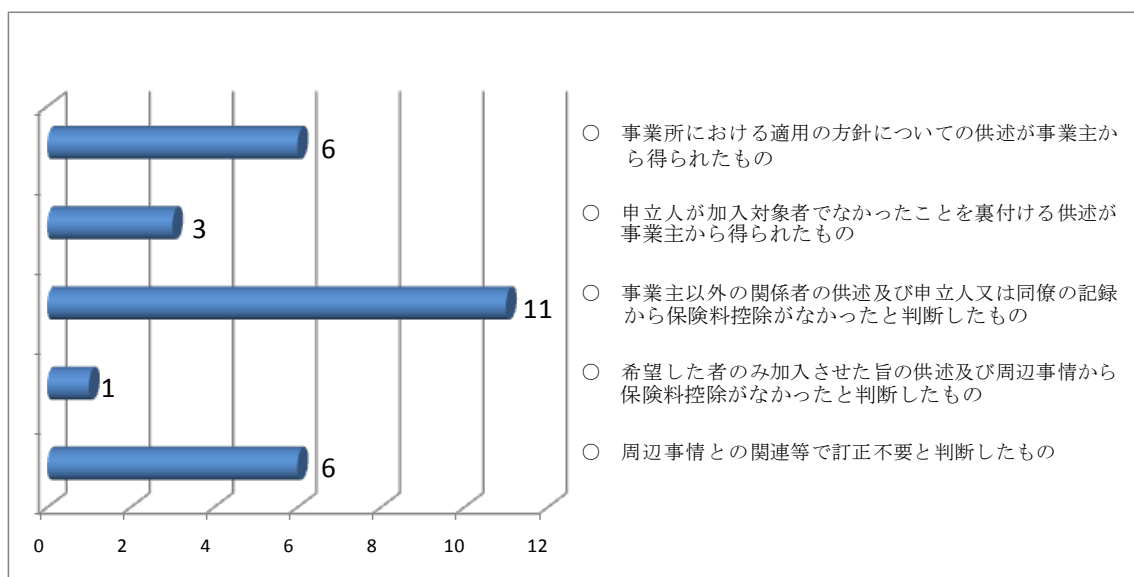
厚生年金の適用事業所の届出が行われている事業所の事案については、申立期間に勤務し、保険料を控除されていたかについての判断を行っている。訂正不要と判断した事案を分類すると以下のとおりであり、事業主、同僚等の供述から訂正不要の判断に結びつく事案が多い。

ア 事業主、同僚等から、訂正不要の判断の事由となる供述が得られたもの（27件）

事業所における厚生年金の適用状況について確認した結果、以下のような事例において、申立人は、申立期間に厚生年金の適用の対象とされていなかったと認められ、訂正不要としたものがある。

図8 事業主、同僚等から、訂正不要の判断の事由となる供述が得られたもの

(件)



○ 事業所における適用の方針についての供述が事業主から得られたもの（6件）の例

- ・ 入社後一定期間は加入させていなかったとの供述から、申立人の保険料を控除していなかったと認定した。

- 申立人が加入対象者でなかったことを裏付ける供述が事業主から得られたもの（3件）の例
 - ・ 申立期間当時、申立人が加入を希望しなかったことを記憶しているとの供述から、申立人の保険料を控除していなかったと認定した。
- 事業主以外の関係者の供述及び申立人又は同僚の記録から保険料控除がなかったと判断したもの（11件）の例
 - ・ 請負社員であった者は、当初は加入せず入社後2～3年経た時点で正社員になるルールがあったとの供述があり、申立人の雇用保険の加入記録が厚生年金と一致していたことから、当該ルールに該当していたと判断し、保険料が控除されていなかったと認定した。
- 希望した者のみ加入させた旨の供述及び周辺事情から保険料控除がなかったと判断したもの（1件）
 - ・ 希望した者のみ加入していたとの供述に加え、申立人と同時期に勤務した同僚に記録がない者がいることを考慮し、保険料が控除されていなかったと認定した。
- 周辺事情との関連等で訂正不要と判断したもの（6件）の例

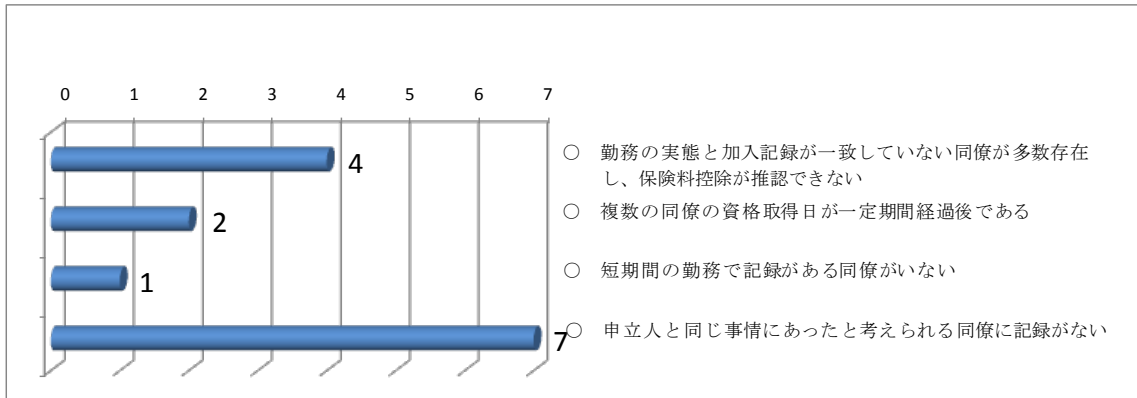
同僚等の供述と当該同僚の加入記録等を総合的に勘案した結果、以下のような事例について保険料が控除されていなかったと認定し、訂正不要としたものがある。

 - ・ 申立人の厚生年金の加入記録は雇用保険の記録と一致しており、かつ、社会保険労務士の保管している加入記録とも一致していたことから、申立期間において保険料が控除されていなかったと認定した。

イ 申立人の同僚の加入状況（記録の有無）から保険料控除がなかったと判断したもの（14件）

アに例示した事業主等の供述が得られない場合は、申立人の同僚の加入状況から申立人が厚生年金の加入対象者であったと考えられるかを検討することとしており、これまでのところ、以下のような事例で、訂正不要としたものがある。

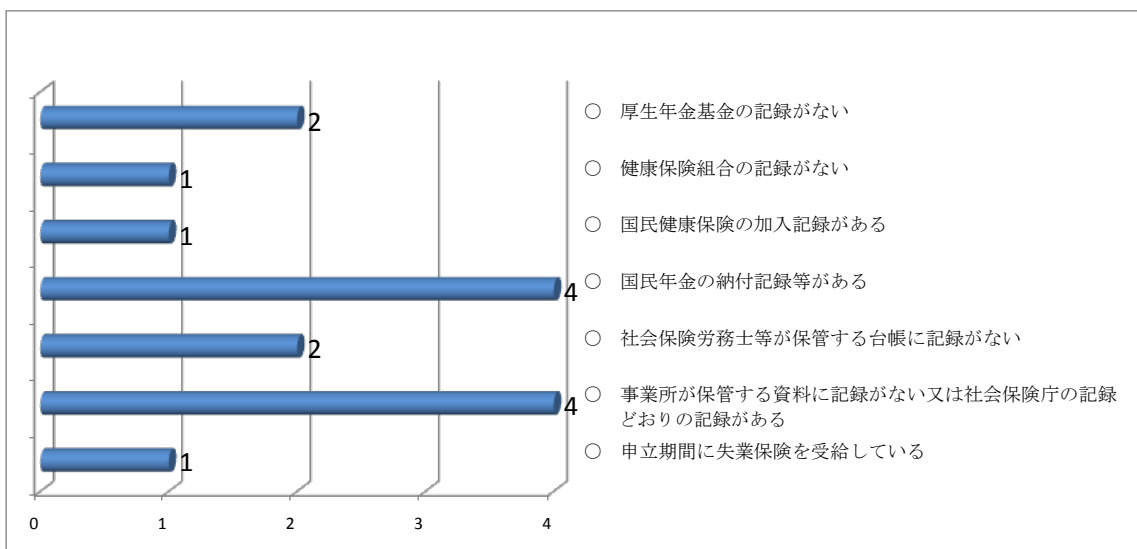
図9 申立人の同僚の加入状況（記録の有無）から保険料控除がなかったと判断したものと判断したもの (件)



ウ その他の周辺事情から保険料控除がなかったと判断したものの (15 件)

アに例示した事業主等の供述がなく、同僚の勤務状況等も不明な場合において、以下のような周辺事情があることから、訂正不要としたものがある。

図10 その他の周辺事情から保険料控除がなかったと判断したものと判断したもの (件)



エ 制度上、厚生年金保険の対象とならないと判断したもの（4件）

厚生年金制度上、被保険者とならないことから訂正不要としたものとして以下のような例がある。

- ・ 申立人が被保険者となれない個人事業所の事業主であったことが周辺事情により認められたことから、訂正不要と判断した。

b 厚生年金の適用事業所の届出が行われていない事業所の事案（34件）

申立てに係る事業所が、厚生年金の適用事業所になる届出を行っていない事案は、給与明細書等により控除されていた保険料額が確認できる場合を除き、これまでのところ、訂正不要と判断している。

c その他（適用事業所か否かが不明なもの等）（19件）

ア 事業主、同僚等で申立人を記憶している者がいない。

イ 勤務していた事実は推認できるが、期間や内容が確認できない。

ウ 勤務していた事実が推認できない。

(C) 標準報酬月額相違の事案（6件）

標準報酬月額相違の事案については、実際に控除されていた保険料額を認定するが、申立人の給与明細書等から、社会保険庁に記録された標準報酬月額に対応した保険料が控除されていることが確認できたものは、訂正不要と判断している。また、申立期間に係る給与明細書等がなく、他に保険料控除に関する証言等も見つからなかった場合など実際に控除されていた保険料額を認定するのが困難な事案は、これまでのところ訂正不要と判断している。

3) 脱退手当金

① 中央委員会の脱退手当金事案の内訳（平成21年3月31日現在）

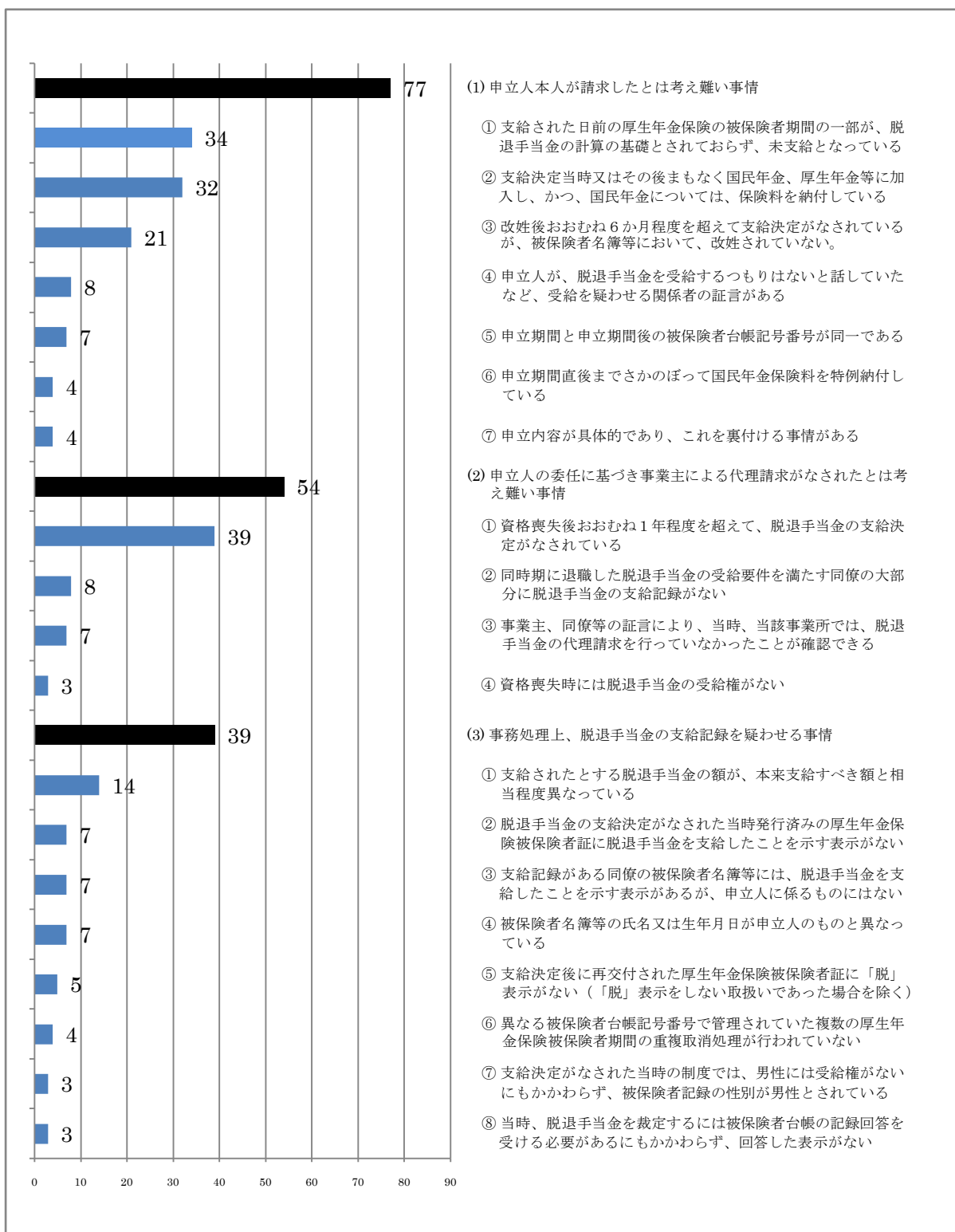
申立件数	311 件
処理件数	299 件
うち、あっせん件数	90 件
訂正不要件数	209 件
取下件数等	12 件

② あっせん事案の分析

あっせんに至った事案の主な判断事由については、図1のとおりである。

図1 あっせん事案の判断事由

(件)

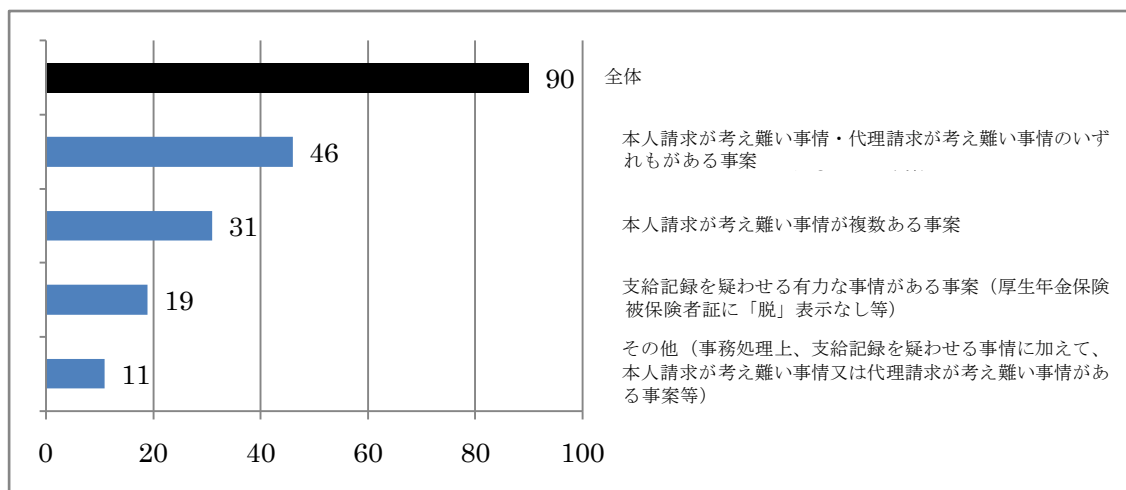


(注) 重複する事案がある。

あっせん事案の判断事由を分析すると、ほとんどの事案が複数の事由をもって結論付けられるに至っており、その主な事由の組合せについては、図2のとおりである。

図2 あっせん事案の判断事由の組合せ

(件)



(注) 重複する事案がある。

i) 本人請求が考え難い事情及び代理請求が考え難い事情のいずれもある事案（あっせん46件）

申立人本人の請求が考え難い事情及び代理請求が考え難い事情のいずれもが認められる事案は、あっせんの方向となっている。ただし、他の関連資料又は周辺事情から本人請求や代理請求が行われたと考えられる場合には訂正不要となっているものもある。

なお、主な事由の組合せは図3のとおりである。

図3 本人請求及び代理請求が考え難い事情のある事案の判断事由の組合せ
(件)

本人請求が 考え難い事情 代理請求が 考え難い事情	未支給期間あり	当時の台帳等は旧姓支給	支給時期に国年を納付 又は被用者年金に加入
長期間経過後の支給	11	14	13
同僚の多くに支給記録なし	3	0	5
事業所や同僚の証言がある 等	2	1	5

(注) 重複する事案がある。

ii) 本人請求が考え難い事情が複数ある事案 (あっせん 31 件)

申立人本人の請求が考え難い事情が複数認められる事案は、あっせんの方向となっている。ただし、他の関連資料及び周辺事情から、本人請求や代理請求が行われたと考えられる場合には訂正不要となっているものもある。

なお、主な事由の組合せは図4のとおりである。

図4 本人請求が考え難い事情が複数ある事案の判断事由の組合せ
(件)

本人請求が考え難い事情	未支給期間あり	当時の台帳等は旧姓支給	支給時期に国年を納付 又は被用者年金に加入
未支給期間あり		4	11
当時の台帳等は旧姓支給	4		3
支給時期に国年を納付 又は被用者年金に加入	11	3	

(注) 重複する事案がある。

iii) 支給記録を疑わせる有力な事情がある事案 (あっせん 19 件)

以下の事由を有する事案は、すべてあっせんとなっている。

(A) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない。(7件)

- (B) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない（当該被保険者証を再交付した社会保険事務所において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。）。（5件）
- (C) 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていない。（4件）
- (D) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされている。（3件）

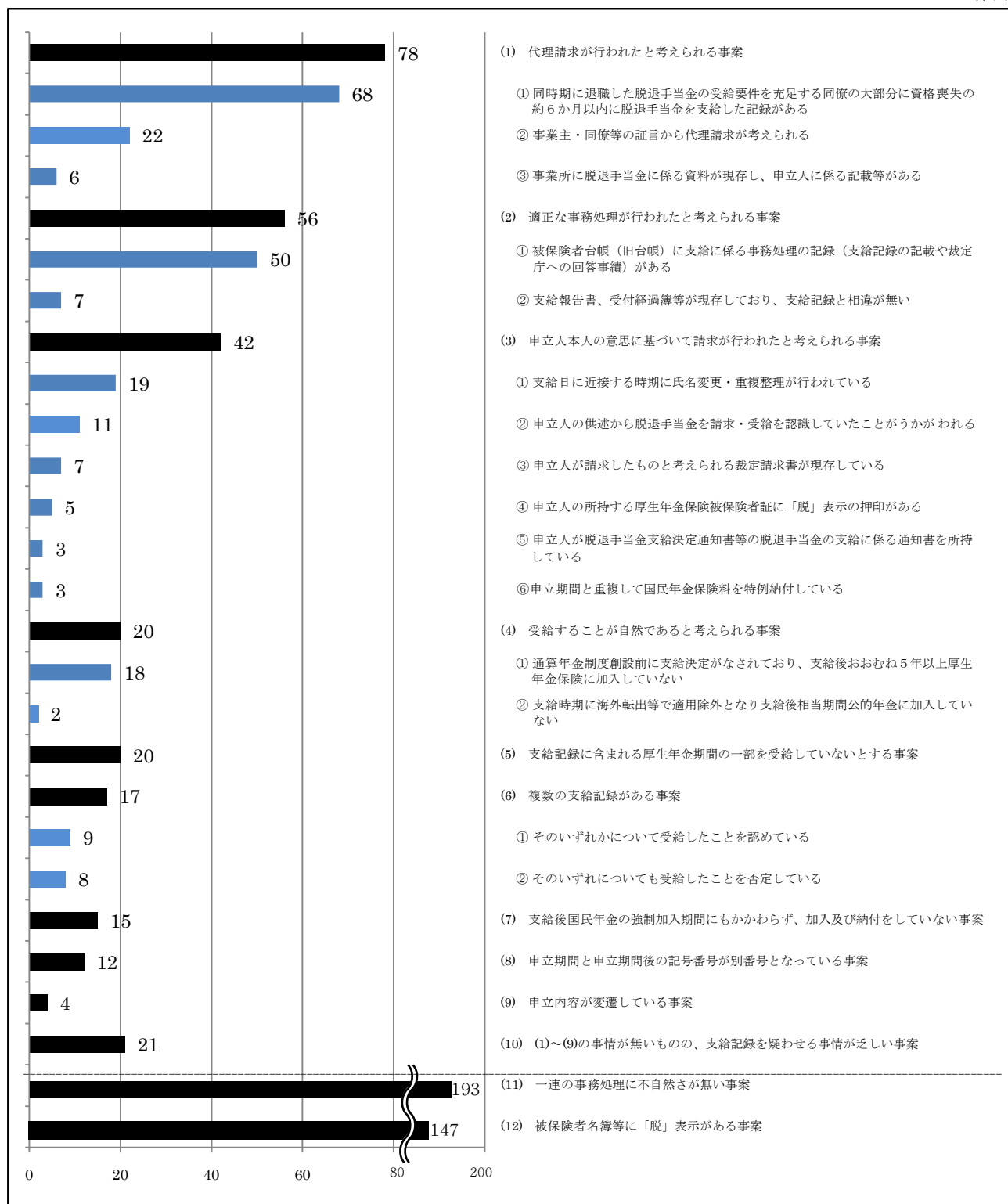
③ 訂正不要となった事案の分析

訂正不要となった事案の主な判断事由については、図5のとおりである。

訂正不要となった事案は、支給記録を疑わせる事由が無いか乏しかったことから、訂正不要との判断に至っており、大多数の事案において、一連の事務処理に不自然さがないこと、被保険者名簿等に脱退手当金の支給を示す表示があることの事由がみられるほか、これらの事由に加えて、図5に掲げる他の事由も考慮している。

図5 訂正不要となった事案の判断事由

(件)



(注) 重複する事案がある。

訂正不要となった事案の主な判断事由を分析すると以下のとおりであり、これらの事由がある場合、訂正不要の傾向となっているが、支給記録を疑わせる有力な事情がある場合や、本人請求が考え難い事情及び代理請求が考え難い事情のいずれの事情もある場合などは、これらの事情との総合考慮によりあっせんとなっているものもある。

- i) 代理請求が行われたと考えられる事案（訂正不要 78 件）
 - 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を充足する同僚の大部分に、資格喪失の約 6 か月以内に脱退手当金を支給した記録がある事案（68 件）

- ii) 適正な事務処理が行われたと考えられる事案（訂正不要 56 件）
 - 被保険者台帳（旧台帳）に支給に係る事務処理の記録（支給記録の記載や裁定庁への回答事績）がある事案（50 件）
 - 支給報告書、受付経過簿等が現存しており、支給記録と相違が無い事案（7 件）

- iii) 申立人本人の意思に基づいて請求が行われたと考えられる事案（訂正不要 42 件）
 - 支給日に近接する時期に氏名変更・重複整理が行われている事案（19 件）
 - 申立人の供述から脱退手当金の請求・受給を認識していたことがうかがわれる事案（11 件）
 - 申立人が請求したものと考えられる裁定請求書が現存している事案（7 件）
 - 申立人の所持する厚生年金保険被保険者証に「脱」表示の押印がある事案（5 件）
 - 申立人が脱退手当金支給決定通知書等の脱退手当金の支給に係る通知書を所持している事案（3 件）

- iv) 受給することが自然であると考えられる事案（訂正不要 20 件）
 - 通算年金制度創設前に支給決定がなされており、支給後おおむね 5 年以上厚生年金保険に加入していない事案（18 件）

- v) 支給記録に含まれる厚生年金期間の一部を受給していないとする事案（訂正不要 20 件）

vi) 複数の支給記録がある事案（訂正不要 17 件）

vii) 上記のような訂正不要方向となる事由が無いものの、支給記録を疑わせる事由が乏しい事案（訂正不要 21 件）

（3）地方委員会のあっせん率の差異の分析

地方委員会のあっせん率には、地方委員会の間で差異が見られ、最もあっせん率が高い地方委員会では 54.4%（ただし、事業主の過誤に起因して事業主が代理人となって一括で申し立てた厚生年金事案が 1,000 件以上含まれている。）、最もあっせん率が低い地方委員会では 22.7%と、31.7 ポイントの差が生じている（資料Ⅲ－7 参照）。

これに関しては、申立事案の特性により差異が生じている可能性が高いと考えられることから、どのような申立事案の特性により影響を受けているかを分析するため、平成 20 年 12 月末までにあっせん・訂正不要の決定を行った申立事案のデータを基に、あっせん率と申立事案の特性との関係について分析を行った。

① 分析方法

分析に当たっては、申立事案の客観的な特性を表すような積極的事情及び消極的事情を選定の上、あっせん率の高い上位 5 か所の地方委員会及び下位 5 か所の地方委員会について、全処理事案数に占める当該事情を伴う事案数の割合を求めた。

国民年金事案については、次の積極的事情及び消極的事情を選定した。

○ 積極的事情

- ・ 申立期間が短期（1 年以下）である。
- ・ 申立期間について配偶者・同居親族は納付済みである。
- ・ 申立期間前後の期間は保険料を年度の期限内に納付済みである。
- ・ 保険料納付を裏付ける資料（家計簿、確定申告書(控)等）が存在する。

○ 消極的事情

- ・ 年金手帳記号番号の払出日等の時点で過去にさかのぼって納付可能な期間（2 年）より前の期間が申立期間に含まれている。
- ・ 亡くなった親等が保険料納付したとしており本人非関与である。
- ・ 申立期間が任意加入対象期間であり、未加入のため保険料を納付できないはずの期間である。
- ・ 申立ての納付先が納付できない機関である。

- ・ 申立内容に客観的事実との相違がある。

また、厚生年金事案については、次の積極的事情及び消極的事情を選定した。

- 積極的事情
 - ・ 保険料控除資料（給与明細書、賃金台帳等）が存在する。
 - ・ 転勤に伴い被保険者期間が欠落しているケース及び月末退職であるにもかかわらず同日付けで資格喪失しているケースである。
- 消極的事情
 - ・ 既に事業所が廃業
 - ・ 全部記録なし（適用事業所だが被保険者期間の記録が全くなし）

積極的事情及び消極的事情の中には、「鮮明・詳細・具体的な記憶が認められる」、「記憶があいまいである」など、その事情に該当するかどうかを区別する際に主観的な判断の影響を受けるものもあるが、ここでは、分析結果の客観性を確保するため、様々な積極的事情及び消極的事情の中から、上記のとおり、当該事情の有無が客観的に判断できるものの一部を選定して分析に用いている。

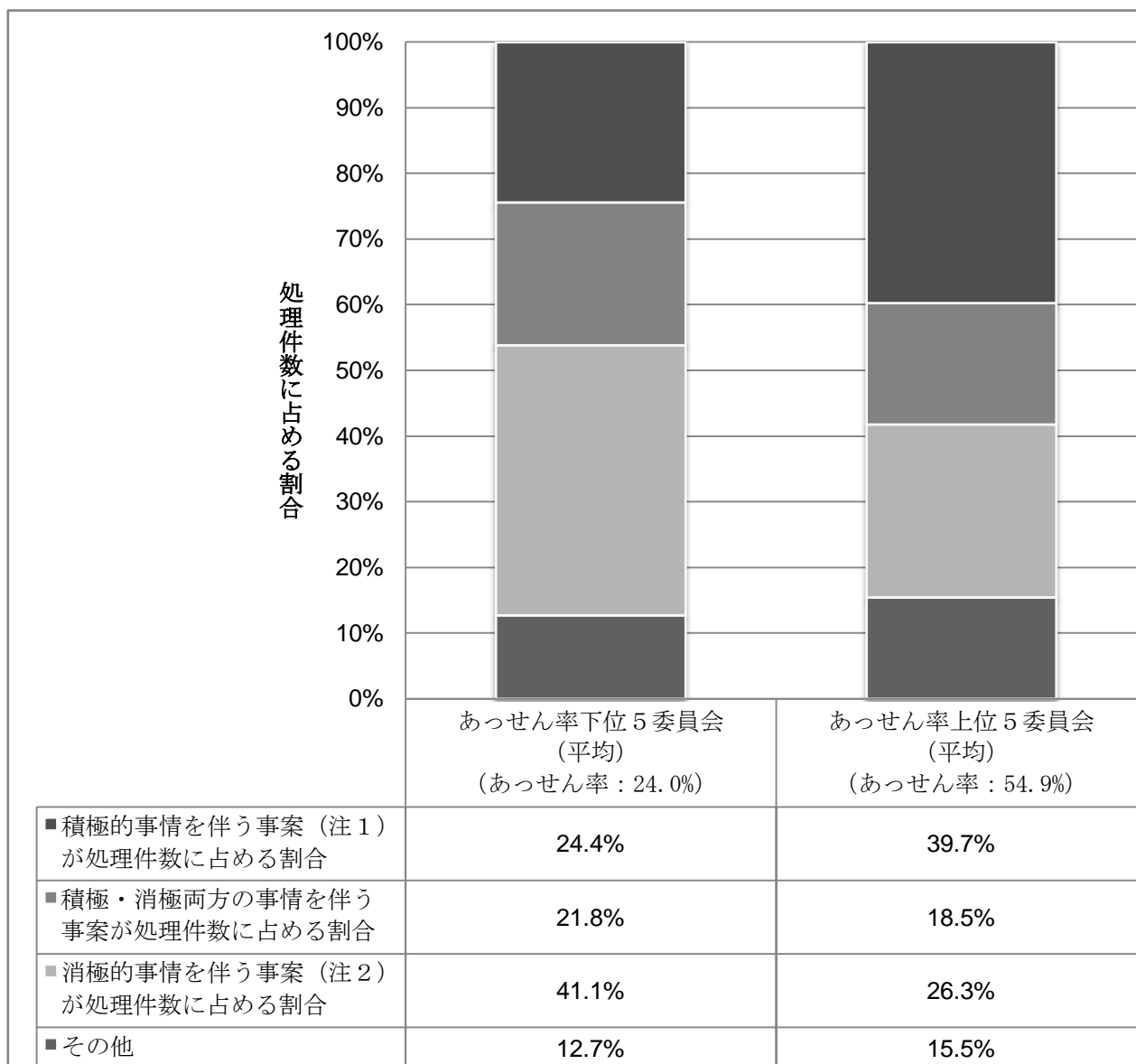
このため、この分析で用いる「積極的事情」のみを伴う事案であっても、この分析では用いなかったその他の消極的事情が存在するために、訂正不要との結果になる場合もある。

なお、厚生年金事案のうち、脱退手当金に係る事案については、平成20年12月末までにあっせん・訂正不要案の決定を行った事案数がわずかであり、十分に特性を反映するデータが得られないことから分析は行っていない。

② 分析結果

国民年金事案の分析結果は次のとおりであり、あっせん率が高い地方委員会（あっせん率は平均 54.9%）は、積極的事情を伴う事案の率が約 6 割と高くなっている一方、あっせん率が低い地方委員会（あっせん率は平均 24.0%）は、消極的事情を伴う事案の率が約 6 割と高くなっている。

図1 あっせん率上位・下位各5委員会における処理件数の内訳（国民年金）

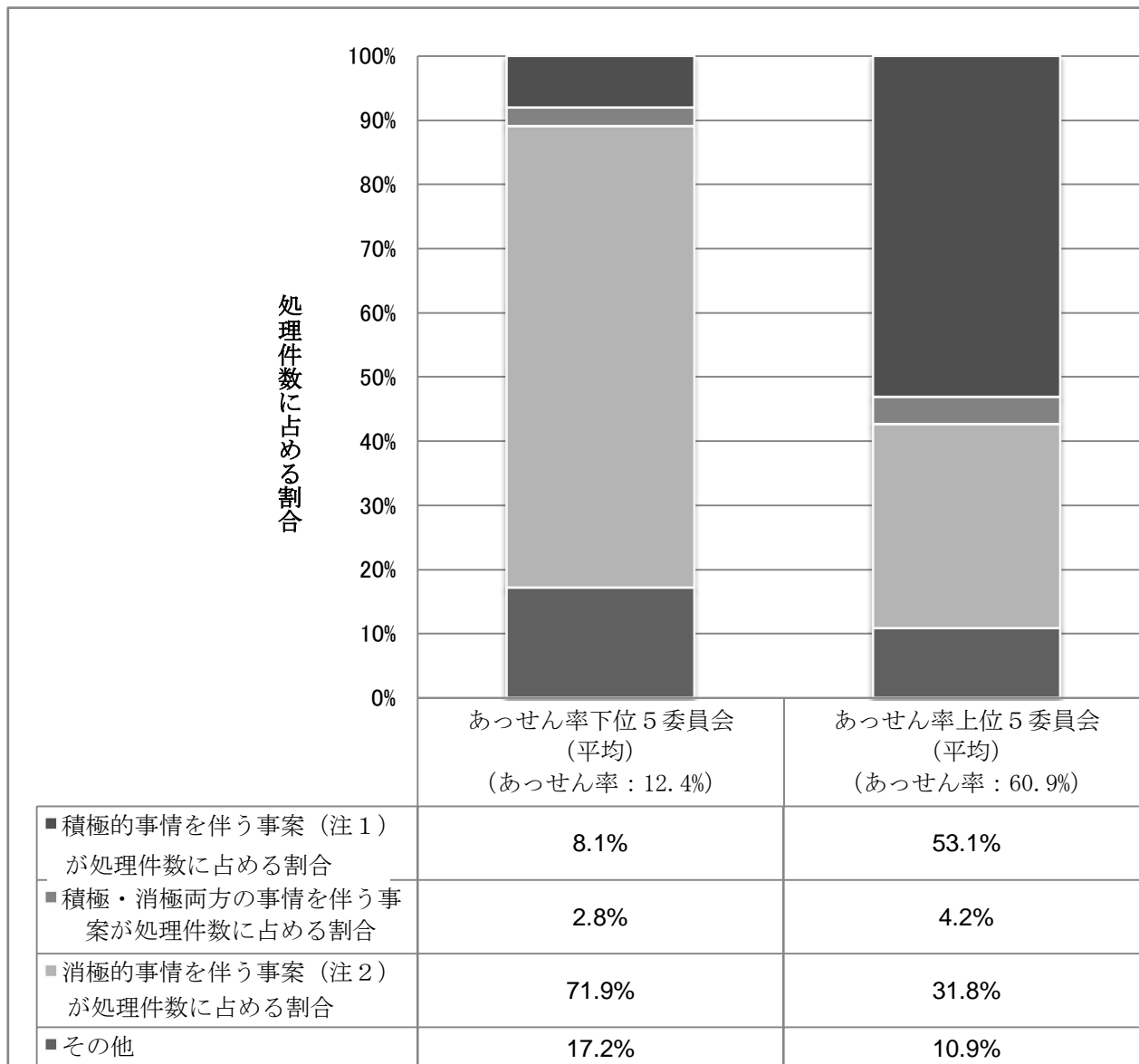


(注1) ①申立期間が短期（1年以下）である、②申立期間について配偶者・同居親族は納付済みである、③申立期間前後の期間は保険料を年度の期限内に納付済みである、又は④保険料納付を裏付ける資料（家計簿、確定申告書（控）等）が存在する事案

(注2) ①年金手帳記号番号の払出日等の時点で過去にさかのぼって納付可能な期間（2年）より前の期間が申立期間に含まれている、②亡くなった親等が保険料納付したとしており本人非関与である、③申立期間が任意加入対象期間であり、未加入のため保険料を納付できない期間である、④申立ての納付先が納付できない機関である、又は⑤申立内容に客観的事実との相違がある事案

厚生年金の分析結果は次のとおりであり、あっせん率が高い地方委員会（あっせん率は平均 60.9%）は、積極的事情を伴う事案の率が約6割と高くなっている一方、あっせん率が低い地方委員会（あっせん率は平均 12.4%）は、消極的事情を伴う事案の率が約7割と高くなっている。

図2 あっせん率上位・下位各5委員会における処理件数の内訳（厚生年金）



(注1) ①保険料控除資料（給与明細書、賃金台帳等）が存在する、又は②転勤に伴い被保険者期間が欠落しているケース及び月末退職であるにもかかわらず同日付で資格喪失しているケースである事案
 (注2) ①既に事業所が廃業、又は②全部記録なし（適用事業所だが被保険者期間の記録が全くなし）である事案

以上の国民年金及び厚生年金の分析結果から、地方委員会のあっせん率に差異があることについては、一つの要因として、各地方委員会ごとの申立事案の客観的な特性（地域特性）によって影響を受けていることが考えられる。

IV 年金記録問題において第三者委員会の活動が果たした役割

(1) 事案処理を通じた年金記録の回復等

第三者委員会における約7万件の事案処理の活動を通じて、あつせんを行った約26,000件について年金記録の回復に直接つながったことはもとより、訂正不要となった事案においても、その事案処理の過程において、申立人からの申立内容の聴取や申立人に対する説明などの一連のやり取りを通じて、年金記録問題に関する申立人の理解を深めるなど、年金記録問題において一定の役割を果たしている。

(2) 従来の記録確認作業との比較

社会保険庁では、平成18年8月から年金記録相談の特別強化体制をとり、社会保険事務所に専用窓口を設置して年金加入記録について調査・確認を行うとともに、社会保険事務所が調査・確認した後も、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームにおいて申立内容に関する事実関係の調査を行い、記録訂正の要否を判断することとされた。

この年金記録審査チームにおいて受け付けられた事案のうち31件について結論が出され、すべて訂正不要とされたが、平成19年6月に第三者委員会が新たに設置されると、審査済みの事案を含め、年金記録審査チームが受け付けた全件（申立人が第三者委員会への申立てに同意しなかった事案を除く。）の318件が第三者委員会に引き継がれた。

一方、第三者委員会においては、年金記録審査チームから引き継がれた事案318件の全件について調査審議した結果、249件があつせん（あつせん率は約78%）となった。なお、年金記録審査チームの審査の結果、訂正不要とされた事案31件については、約74%に当たる23件があつせんとなった。

社会保険庁年金記録審査チームにおいては、明確な証拠に基づいて判断を行うという従来からの考え方に基づいて記録訂正の要否の判断を行ったのに対し、第三者委員会においては、年金記録問題が主に行政側の年金記録の管理運営に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならないとの認識の上で、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理でなく、一応確からしいこと」とする判断基準に基づき、公正な判断を示すこととしたものである。加えて、事案の調査審議に当たっては、関連資料及び周辺事情を幅広く収集している。こうして収集した様々な関連資料や周辺事情を含めて申立内容を総合的に検討し、申立内容に不自然な点がなく合理性があると判断できる場合はあつせんすることとし、記録を訂正している。

社会保険庁年金審査チームで訂正不要とした事案 31 件のうち、第三者委員会であっせんを行った 23 件について、あっせんに至った要因を分析すると、次のとおりである。

(国民年金) 社会保険庁の訂正不要件数	22 件
うち、あっせん件数	18 件 (約 82%)
あっせんに至った要因	
① 関連資料 (確定申告書等) から認定したもの	4 件
うち、新資料によるもの	1 件
② 関係者の証言から認定したもの	1 件
③ 配偶者等の納付状況から認定したもの	5 件
④ 周辺事情から総合的に判断して認定したもの	8 件
(厚生年金) 社会保険庁の訂正不要件数	9 件
うち、あっせん件数	5 件 (約 56%)
○ あっせんの根拠法別内訳	
① 厚生年金保険法に基づくあっせん	1 件
② 厚生年金特例法に基づくあっせん	4 件
○ あっせんに至った要因	
・ 関連資料 (給与明細書等) から認定したもの	5 件
うち、新資料によるもの	3 件

(3) 厚生年金特例法の制定・施行

第三者委員会に申し立てられた厚生年金事案で、「事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることが認められるが、事業主が申立人に係る届出を行っておらず、保険料も納付していない又は納付の事実が確認できない」事案が多数存在することが明らかとなった。

このような事案については、厚生年金保険法第 75 条の規定によれば、届出がなされず、未納となった保険料の消滅時効期間 (2 年間) を経過したため事業主から未納保険料の強制徴収ができなくなっている場合は、給付を行うことができないとされているため、社会保険庁が年金記録を訂正しても給付を行うことができなかった。

しかし、中央委員会では、このような事案については、保険料を控除された事実を重視して、早急に申立人の年金記録の回復を図る必要があると判断し、そのためには新たな立法措置が必要であることで一致した。

そこで、中央委員会は、平成 19 年 7 月 9 日に策定した基本方針案 (平成 19 年 12 月 26 日付け一部改正前の第 4 その他 1)) の中で、政府におけ

る対応が必要であるとの趣旨の指摘を行い、これを受けて、議員提出法案として厚生年金特例法案が同年 11 月 2 日に国会に提出され、衆議院で一部修正の上、衆参両院で全会一致で可決・成立し、同年 12 月 19 日に厚生年金特例法が公布・施行された。

厚生年金特例法では、保険給付に関する特例として、第三者委員会の調査審議の結果として、事業主が被保険者資格取得等の届出を行っておらず、①被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、②社会保険庁に納付したことが明らかでない、との意見があった場合には、被保険者がそのことを知っていた場合等を除き、被保険者資格の確認又は標準報酬の改定等を行うこととされた。

厚生年金特例法の施行から平成 20 年 9 月 30 日までの間に、厚生年金特例法に基づき 3,507 件の年金記録の訂正をあっせんし、すべて訂正された。

厚生年金特例法による記録訂正のあっせんの対象となる事例は、同じ時期に同じ事業所に属していた他の従業員についても同様に記録訂正が必要であることが多いと考えられる。例えば、平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、賞与（ボーナス）にも毎月の給与と同じ保険料率を用いて保険料を負担することとなった際に、事業主が賞与支払届を未届であったり、届出内容が誤っていたため、年金記録が欠落している事例が生じている。このような場合に、複数の被保険者の記録訂正を、事務負担の軽減を図りつつ迅速に行うためには、事業主が代理人となって一括して申立てを行うことが効率的であり、経済団体に協力を求める等、その促進を図っている。

（４）第三者委員会による基礎年金番号に未統合の記録の発見・認定

申立内容を第三者委員会において調査する過程で、申立人に係る基礎年金番号に未統合の年金記録を見だし、記録の統合や年金給付へとつなげた例が多くある。

第三者委員会における具体的事案においてみられる、年金記録が未統合となった要因としては、

- （１）申立人の姓名、生年月日、年金記号番号等が、被保険者名簿等又はオンライン記録において、実際と異なる記載となっている。
- （２）事業所名が申立人の記憶と異なる、又は、事業所名を申立人が記憶していない。

というケースが多く見受けられる（資料Ⅳ－１参照）。この場合、例えば、姓の一部及び生年月日が事実と異なる等、二つ以上の要因が併存するケースは多い。

このような場合、第三者委員会では、申立内容について、本人の保有する

資料や事業所に関する資料、配偶者、同僚等の証言の収集等を始めとして、申立人に関する情報が得られそうな様々な資料や証言を求めて丁寧に調査を行い（資料Ⅳ－２参照）、その結果から申立人に係る未統合の年金記録を見だし、委員会の審議を経て、記録訂正のあっせんを行っている。

（５）厚生年金における不適正な^{そきゅう}遡及訂正事案のあっせん

① 不適正な遡及訂正事案のあっせんについて

中央委員会においては、先例となるあっせん案の作成を行う中で、平成19年8月23日に、厚生年金における「不適正な遡及訂正事案」について最初のあっせんを行った。

当該事例は、事業所から社会保険事務所に対して、申立人が退職した日以前の1年間の標準報酬月額を大幅に引き下げる届出がなされているが、申立人が保管している給与明細書の記載においては退職まで報酬額の変更はなかったというものであり、調査の結果以下の事実が把握された。

i) 申立人が主張する標準報酬月額が厚生年金基金の記録から確認でき、かつ給与明細書により当該標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

ii) 事業所が解散してその事業所に属する被保険者全員が被保険者資格を喪失した（全喪）後に標準報酬月額が遡及して引き下げられている。

審議の結果、「かかる処理を行う合理的理由は見あたらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。」と判断し、その事例については、あっせんを行った。

これは、事業主による届出が事実と反し、それに基づき社会保険事務所が記録を訂正することが不合理と考えられる場合には、第三者委員会としては、そうした不合理な訂正の届出を正当なものと認めず、厚生年金保険法を根拠として、事業主による当初の届出に基づく標準報酬月額に基づき保険給付につなげることが適当であると判断したものである。

② 処理実績について

中央委員会事務室では本事案を先例として、標準報酬月額に係る事案以外にも、事業所が全喪後に特定の被保険者の被保険者資格を遡及して喪失させるケースについても同様の方針で判断して差し支えないものとする等、不適正な遡及訂正事案についての事案処理の進め方等について整理し、地方委員会に対して周知を行った。

その後、地方委員会においても同種の事案の調査審議が行われており、現在までのあっせん件数は合計270件となっている（平成21年6月16日

現在)。

(内訳)

資格喪失日等に係る事案 208 件

標準報酬月額等に係る事案 78 件

(注) 双方に該当する事案が 16 件ある。

なお、不適正な遡及訂正に関与していたと考えられる事業主自らが申し立てた事案については、不適正な遡及訂正が認められる場合であっても、信義則に反する等として訂正不要の判断を行っている。

(6) 社会保険事務所段階における職権訂正

① 経緯

平成 20 年 1 月の年金関係閣僚会議において、「本年（平成 20 年）4 月以降に申し立てられる事案については、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進（中略）を講ずることにより、迅速な処理を進める。」こととされた（資料Ⅱ－5－①参照）。

そこで、第三者委員会において、それまでに集積したあっせん事案を踏まえ、定型的に処理しやすい事例を類型化して取りまとめ、社会保険庁においては、このような定型的に処理しやすい事例については、記録訂正の迅速化を図るために、第三者委員会における調査審議を待たず、社会保険事務所において訂正を行うこととした。

中央委員会では、まず国民年金について事例の類型化を行い、平成 20 年 3 月 27 日に、対象となる事案につき、社会保険事務所段階での処理促進を期待する旨決定し、社会保険庁に通知した。これを受けて、社会保険庁は同年 4 月 28 日付けで職権による記録訂正に関する通知を各社会保険事務局長あてに発出した。

また、第三者委員会によりあっせんされた厚生年金の事案のうち、不適正な記録の遡及訂正が行われていた事案に関する申立人の同僚について、同様の処理が行われていることが確認できたケースについて、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととした（平成 20 年 9 月 19 日付け社会保険庁通知）。

さらに、中央委員会では、厚生年金について事例の類型化を行い、平成 20 年 12 月 17 日に社会保険庁に通知し、社会保険庁は同年 12 月 25 日付けで職権による記録訂正に関する通知を各社会保険事務局長あてに発出した。

これに加え、平成 21 年 3 月 31 日に開催された年金関係閣僚会議において、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行うこととされた

(注) ことを踏まえ、社会保険庁は、同年5月1日付けで、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある約69,000件の記録に係る従業員からの申立てについて、一定の基準を満たす場合には社会保険事務所段階における職権訂正の対象とし、速やかな記録訂正を促進し迅速な救済を図ることとした(職権訂正の対象事案については、資料Ⅳ-3参照)。

(注) 年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋(平成21年3月31日厚生労働省・総務省)(抄)
第4 年金記録の正確性の確保 2. 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

(2) 今後の取組

- 正しい記録への訂正については、給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実と反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う。

② 実績

平成21年4月30日現在で累計787件の申立てが、第三者委員会における調査審議を待たず、社会保険事務所において職権訂正された。

V 今後の課題と取組

(1) 平成 20 年度申立事案に係る処理目標の達成

第三者委員会は、平成 20 年度に年金受給者から申し立てられた事案については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとするとの政府目標の達成に、全力を挙げて取り組むこととしている。

これまでも事案の処理を速やかに行うため、先例の蓄積を踏まえて国民年金及び厚生年金の事案の類型化を行い、社会保険事務所段階における職権訂正の実施と対象の拡大を推進してきたが、引き続き脱退手当金の事案を含めてその範囲の拡大に努める。また、社会保険庁に対して社会保険事務所段階における職権訂正による記録回復の推進を求める。

また、例えば賞与支払届の届出漏れの場合など、同じ事業所において複数の被保険者等が該当する場合に、被保険者等が申立てを行う事務負担を軽減しつつ記録の訂正を迅速に進めるため、事業主による一括申立ての促進を図ることとしている。

さらに、既に扱った事案の処理の過程で、同一事業所又は同一地域における申立人以外の者について、記録回復の可能性や申立人と同一の取扱いが必要と認められる可能性があることが明らかとなった場合などについては、当該事業所や関係自治体等に情報提供や申入れを行うよう努める。

(2) ねんきん定期便等への対応

平成 21 年 4 月から社会保険庁が実施している「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金の被保険者一人ひとりに対して、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を被保険者に分かりやすく通知し、確認を求めるために行われているものであるが、本年度は、特に、ねんきん特別便には含まれていなかった厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額などの幅広い情報をすべての被保険者に通知することとなっている。また、これとは別に本年中に年金受給者についても同様の内容の通知が送付されることとなっている。

これに伴って、送付された記録内容に関する申立て、特に標準報酬月額・賞与額が本来の額と異なるとの旨の申立てが多数行われることが予想される。

第三者委員会においては、標準報酬相違に関する先例の蓄積を行ってきたところであり、これを踏まえて調査審議の円滑な実施を図ることとしている。

ねんきん定期便が開始されたことを踏まえ、今後、新たな記録問題を起

こさないための予防策が必要である。第三者委員会の経験に基づけば、社会保険庁における保険料納付や事業主の資格得喪等の届出等に関する資料・データをきめ細かく長期保存することを徹底することが必要である。また、厚生年金特例法の適用事案においては、事業主による保険料控除の有無が問題になるが、給与明細書等の長期保存を個人や事業主に強いることは困難であることから、ねんきん定期便等を通じて、保険料納付額等が正しいかどうかを本人が定期的に確認することを徹底することなども必要である。

これらの具体的な対策について、関係省庁において検討・実施がなされるよう期待するものである。

(3) 今後の新たな申立てへの対応体制

第三者委員会は、年金記録問題解決の一環として、過去の年金記録確認のための臨時の第三者機関として、緊急に設置された組織であり、このため、総務省設置法に既にあるあっせん権限を用いて総務大臣から社会保険庁長官に対し、あっせんを行い、社会保険庁長官は、閣議決定に基づき、これを尊重して記録の訂正を行うこととしたものである。

これまでに、第三者委員会では、平成20年に全被保険者及び年金受給者を対象として送付されたねんきん特別便の通知内容に基づく申立てなどを含め、第三者委員会に対する申立てを受け付け、調査審議し、あっせん等の結論を得てきている。

その一方で、本年4月からは、ねんきん定期便の送付が始まっており、今後も継続的に毎年実施されるものである。また、来年の1月には年金実施体制も政府とは別の法人である日本年金機構に移行することとなっている。

このため、当委員会を含め、今後の年金記録確認体制をどのように構築していくのか政府における検討を期待する。

資 料

資料Ⅰ-1	年金記録確認中央第三者委員会委員名簿……………	63
資料Ⅰ-2	年金記録確認第三者委員会年表……………	64
資料Ⅰ-3	用語説明……………	65
資料Ⅱ-1	経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定） （抜粋）……………	67
資料Ⅱ-2	年金記録に係る申立てに対するあっせんに 当たっての基本方針……………	68
資料Ⅱ-3	中央・地方第三者委員会の開催回数……………	73
資料Ⅱ-4	年金記録確認第三者委員会の体制強化……………	74
資料Ⅱ-5-①	20年1月 年金記録問題に関する今後の対応 （総務省部分抜粋）……………	75
資料Ⅱ-5-②	20年6月 年金記録問題への対応の今後の道筋 （総務省部分抜粋）……………	76
資料Ⅱ-5-③	21年3月 年金記録問題のこれまでの取組と 今後の道筋（総務省部分抜粋）……………	77
資料Ⅲ-1-①	年金記録確認申立てから記録訂正までの流れ……………	79
資料Ⅲ-1-②	国民年金事案の調査審議の流れ……………	80
資料Ⅲ-1-③	厚生年金事案の調査審議の流れ……………	81
資料Ⅲ-1-④	脱退手当金事案の調査審議の流れ……………	82

資料Ⅲ-2	関連資料及び周辺事情が乏しい場合において 第三者委員会の調査審議によってあつせんされた 具体例……………	83
資料Ⅲ-3	今後の年金記録確認第三者委員会の審議に 当たって……………	86
資料Ⅲ-4	各地方第三者委員会における受付又は転送から 処理を終えるまでにかかった日数の平均……………	87
資料Ⅲ-5	再申立てを行い、訂正不要とした当初の判断が あつせんに変更された具体例……………	88
資料Ⅲ-6	全国における処理事案の分析結果……………	89
資料Ⅲ-7	地方委員会別の累積処理件数及びあつせん率……………	97
資料Ⅳ-1	第三者委員会におけるあつせん例にみられる年金 記録が未統合となった要因の具体例……………	98
資料Ⅳ-2	第三者委員会における調査が未統合の年金記録 の発見につながった具体例……………	100
資料Ⅳ-3	職権訂正の対象事案……………	102

平成 21 年 6 月 15 日現在

あいばら 相原	よしこ 佳子	弁護士
いしい 石井	ひろたか 宏尚	前日本税理士会連合会副会長
うちの 内野	さとし 寛	神奈川県社会保険労務士会副会長
えとう 衛藤	ひろあき 博啓	みずほ信託銀行顧問
おざわ 小澤	いさむ 勇	前東京都社会保険労務士会副会長
かじたに ◎梶谷	ごう 剛	元日本弁護士連合会会長
かしわぎ 柏木	ひろふみ 弘文	東京都社会保険労務士会会長
かたおか 片岡	まさみつ 正光	税理士（行政相談委員）
く れ 久禮	かずひこ 和彦	東京都社会保険労務士会副会長
こうづ 神津	しんいち 信一	東京税理士会副会長
こじま 児島	しんこう 信弘	元春日部市総務部長
しょうじ 庄子	みのる 稔	元東京都社会保険委員
すずき 鈴木	たかし 孝	税理士
すずき 鈴木	まさる 暢	元東京都社会保険委員
せ がわ 瀬川	とおる 徹	弁護士
せきぐち 関口	いちろう 一郎	社団法人全国行政相談委員連合協議会理事
たかの ◎高野	としお 利雄	弁護士（元名古屋高等検察庁検事長）
つじもと 辻本	けいさく 京朔	元東京都社会保険委員
とうち 戸内	ようじ 洋二	元川崎市健康福祉局地域福祉部長
ないとう 内藤	のぶこ 信子	税理士
なかむら 中村	よしのぶ 喜信	元千代田区総務部長
な ら 奈良	みちひろ 道博	元日本弁護士連合会副会長
のうだ 能田	むねたけ 宗建	税理士
はしもと 橋本	ひろこ 宏子	神奈川大学法学部教授
はしもと 橋本	ふくたか 副孝	弁護士
まつくら 松倉	よしのり 佳紀	元日本弁護士連合会副会長
まるやま 丸山	ふ み え 富美江	前東京都社会保険労務士会副会長
みなみ 南	まさご 砂	読売新聞東京本社編集委員
やまもと 山本	まんぞう 萬造	東京都社会保険委員会連合会副会長

（五十音順）

[計 29名]

※ ◎は委員長、○は委員長代理

年金記録確認第三者委員会年表

年月日	事 項
19. 6. 11	安倍総理大臣から総務大臣に対し、年金記録確認を行う第三者委員会を総務省に設置することを指示
19. 6. 22	「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金記録確認第三者委員会令」公布・施行 年金記録確認第三者委員会 総務省に設置
19. 6. 25	第 1 回中央委員会 開催
19. 7. 10	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」総務大臣決定 総務大臣から社会保険庁長官への第 1 回目のあっせん
19. 7. 12~ 19. 7. 17	^(*) 各地方委員会における第 1 回委員会の開催 ^(*) 7 月 12 日～17 日の間に順次開催 地方委員会における申立受付の開始
19. 7. 18	第 1 回年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議 開催
19. 9. 10~ 19. 10. 19	^(*) 年金記録確認地方第三者委員会委員長会議の開催 ^(*) 9 月 10 日～25 日の間に全 国 5 か所の地方ブロックで開催 「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第 1 回会合（以降、現在まで計 8 回開催）
19. 10. 26	「年金記録確認第三者委員会令」の一部改正（地方委員の上限 10 人⇒20 人以内）
19. 12. 19	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（厚生年金特 例法）の公布・施行
19. 12. 26	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」一部改正（厚 生年金特例法の施行に伴う改正等）
20. 1. 24	「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第 2 回会合（19 年度申立事案の政府目標 の決定）
20. 3. 27	「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について」を決定、 社会保険庁に通知（国民年金事案の職権訂正）
20. 4. 11	「年金記録確認第三者委員会令」の一部改正（大都市地域 13 委員会の委員数の上 限引き上げ）
20. 7. 1	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国 会報告（第 1 回）
20. 7. 8	第 2 回年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議 開催
20. 12. 17	「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正につい て」を決定、社会保険庁に通知（厚生年金事案の職権訂正）
21. 1. 16	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国 会報告（第 2 回）
21. 3. 31	「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第 8 回会合（19 年度申立事案の政府目標 達成、20 年度事案の政府目標の決定）
21. 4. 13	年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議 開催

《用語説明》

【現年度納付・過年度納付】

国民年金の保険料は、4月から翌年3月までの年度で区分されており、当該年度に納付された保険料のことを現年度納付という。

前年度までの保険料で未納となっていたもののうち、2年の時効期間が経過していない月の分までは、納付書により社会保険事務所に納付することが可能であり、納付可能な前年度までの保険料を納付することを過年度納付という。

【厚生年金特例法】

正式名称は「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」。厚生年金保険料が給与から控除されていたが、事業主が届出を行っておらず、保険料を納付していない等の場合に、年金給付を行うことができることなどを定める法律。

現行の厚生年金保険法では、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過している場合は、年金給付に反映されることができないため、新規に立法され、平成19年12月19日に公布・施行された。

【事業所全喪】

厚生年金における適用事業所が解散等して、その事業所に属する被保険者全員が被保険者資格を喪失した場合のこと。

【脱退手当金】

主に女性の厚生年金等の被保険者等を対象として、退職等による年金制度からの脱退時に請求した場合に例外的に支給されていた一時金のこと。

現在は基本的に廃止されている（昭和16年4月1日以前生まれの人を除く。）。

【手帳記号番号の払出】

社会保険事務所で、基礎年金番号導入（平成9年1月）まで行われていたもので、国民年金の新規資格取得者に対して、年金手帳を発行する際に、手帳に記号番号を付番すること。

【特殊台帳】

社会保険事務所が作成していた国民年金の被保険者記録のうち、特例納付の記録、1年分の保険料を事前に納付する前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納又は免除となっている記録等、特殊な納付記録がある紙台帳のこと。

昭和59年のオンライン化に伴い、マイクロフィルム化され、紙台帳は廃棄されており、現在は、マイクロフィルムの画像として見ることができる。

【特例納付】

過去2年以内の月の分までの国民年金保険料を納付する方法としては過年度納付があるが、2年を超えて過去にさかのぼって保険料納付を可能とするために、期間を特定して実施されたものを特例納付といい、計3回実施されている。

第1回は昭和45年7月から47年6月、第2回は昭和49年1月から50年12月、第3回は昭和53年7月から55年6月に、それぞれ実施された。

○経済財政改革の基本方針 2007

(平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定) (抜粋)

3-(2)年金

- ・年金記録問題については、加入者・受給者全員が本来受け取ることができるはずの年金を全額間違いなく受け取ることができることを旨とし、正確かつ効率的な年金事務処理体制の確立を図り、信頼を確立する。

iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。

○「年金記録確認第三者委員会」について

(平成 19 年 6 月 19 日 閣僚懇厚生労働大臣発言要旨)

年金記録確認第三者委員会については、厚生労働省として、そこで示される公正な判断を尊重して年金記録の訂正に当たるとともに、委員会の運営についても、必要な資料の提供等積極的に協力してまいりたい。

年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成 19 年 7 月 10 日 総務大臣決定
平成 19 年 12 月 26 日 一部改正

はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

第 1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、社会保険庁側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

第 2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘って、「第 1 基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

第3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

第4 その他

- 1) 厚生年金において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、社会保険庁の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、あっせん案の作成を行う。
- 2) 別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情については、今後、事案の調査分析を進め、その追加・充実を図る。

(別表) 1

国民年金	
保険料納付の有無	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間(この欄においては、未納とされている期間をいう)中も、納付済み期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがある。・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付した保険料に相当する金額が記載されている。・ 当時の家計簿等に、納付の日付・納付した保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間の回数が、少数にとどまる。・ 申立期間が短期間であり、残余の期間は納付済みである。・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付しているが、特殊台帳が存在しない。・ 申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。・ 納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該社会保険事務所又は市町村に散見される。
特例納付保険料の納付の有無	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特例納付を行った時期に、納付した保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されている。・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付した保険料に相当する金額が記載されている。・ 当時の家計簿等に、特例納付の日付・納付した保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特例納付後は、未納期間が存在しない。・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該社会保険事務所又は市町村に散見される。

厚生年金	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入期間の相違 ・ 全部記録なし(適用事業所あり) ⁱⁱ 	<p>○ 申立人が、申立期間（この欄においては、未加入とされている期間をいう）において、適用事業所の被保険者に該当していたか（保険料納付が推定されるか）。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。 ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事記録、雇用主の証言等により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 ・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 <p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な資格得喪に係る届出書が確認できる。 ・ 当該申立人に係る健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する資格得喪が確認できる。 ・ 同一事業所の他の従業員については加入期間の相違や全部記録なしの事例がない。 ・ 申立期間に近接する時期において、社会保険庁の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。
<p>標準報酬月額等の相違 ⁱⁱⁱ</p>	<p>○ 申立人が、申立期間（この欄においては、標準報酬月額等が異なるとされている加入期間をいう）において、適用事業所の被保険者に該当していたか（申立てに係る標準報酬月額等に基づく保険料納付が推定されるか）。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料控除が確認できる。 ・ 健康保険又は厚生年金基金等関連制度の記録により、申立

	<p>期間に対応する加入実態が確認できる。</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事記録、雇用主の証言等により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 ・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。 <p>○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書が確認できる。 ・ 当該申立人に係る健康保険又は厚生年金基金等関連制度の記録により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。 ・ 同一事業所の他の従業員については標準報酬月額等が相違する事例がない。 ・ 申立期間に近接する時期において、社会保険庁の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。
--	--

i 上記関連資料及び周辺事情は、例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。

ii 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が社会保険庁に全く残されていないケースである。

iii 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等（実際の報酬月額等に基づき、所定の方法で算定される標準月額等）が社会保険庁の年金記録と異なっているケースである。

中央・地方第三者委員会の開催回数(平成19年6月～21年3月)

資料Ⅱ－3

	委員会開催回数 (部会を設置していない委員会を含む。)	部会開催回数 (国年専門部会、厚年専門部会及びその他の部会)	合計
北海道	11	424	435
函館	68	-	68
旭川	26	91	117
釧路	19	82	101
宮城	18	216	234
青森	28	104	132
岩手	12	134	146
秋田	10	102	112
山形	32	47	79
福島	14	86	100
埼玉	107	417	524
茨城	9	164	173
栃木	16	169	185
群馬	25	162	187
千葉	16	314	330
東京	276	921	1197
神奈川	19	531	550
新潟	12	259	271
山梨	71	-	71
長野	19	206	225
愛知	20	471	491
富山	56	-	56
石川	16	99	115
岐阜	23	181	204
静岡	16	241	257
三重	26	191	217
大阪	18	573	591
福井	58	-	58
滋賀	20	154	174
京都	17	344	361
兵庫	20	288	308
奈良	20	170	190
和歌山	21	170	191
広島	17	211	228
鳥取	75	-	75
島根	12	113	125
岡山	22	200	222
山口	16	180	196
香川	17	149	166
徳島	19	114	133
愛媛	17	133	150
高知	38	82	120
福岡	34	431	465
佐賀	16	120	136
長崎	23	188	211
熊本	19	104	123
大分	39	117	156
宮崎	23	97	120
鹿児島	16	154	170
沖縄	68	-	68
地方計	1610	9704	11314
中央	16	243	259
全国計	1626	9947	11573

年金記録確認第三者委員会の体制強化

【審議体制の強化】

〔平成19年 7月25日現在〕	〔平成20年 1月15日現在〕	(7月時点)	〔平成21年 1月末現在〕	〔平成21年 4月1日現在〕
合議体(委員会・部会)数				
54	118	約200	約240	約240
(+64)	(+約80)	(+約40)		

【委員の増員】

〔平成19年 7月12日現在〕	〔平成20年 1月15日現在〕	(7月時点)	〔平成21年 1月末現在〕	〔平成21年 4月1日現在〕
338人	538人	905人	933人	950人
(+200人)	(+約360人)	(+約30人)	(+約20人)	

【事務室体制の強化】

〔平成19年 7月12日現在〕	〔平成20年 2月1日現在〕	(7月時点)	〔平成21年 1月末現在〕	〔平成21年 4月1日現在〕
459人	896人	約2,000人	約2,000人	約2,200人
(+437人)	(+約1,100人)			(+約200人)

(非常勤職員の人数は、常勤職員の勤務時間(週40時間)により換算)

平成20年1月24日

年金記録問題に関する今後の対応(総務省部分抜粋)

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

(1) 当面の審議の促進

年金記録確認第三者委員会においては、昨年秋以来、委員を338人から538人へ増員、事務局職員を468人から877人へ増員、審議チームを54チームから118チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

また、更に処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県15カ所程度)の一層の体制の強化(審議チームを約50増)に早急に取り組む。

(2) 本年4月以降の取組み

上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

また、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

年金記録問題への対応の今後の道筋(総務省部分抜粋)

Ⅲ 具体的対応

(7)年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 年金記録確認第三者委員会においては、本年2月以降、処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県)を中心に審議チームを50以上増やして約180チームとし、それに併せて委員を538人から約850人へ増員、事務室職員も877人から約1,700人へと大幅な体制強化を進めてきているところである。

- また、あっせん事例集の整備、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、社会保険労務士の協力を得つつ、申立てに関する相談・調査の充実等も行ってきているところである。

これらにより、審議の迅速化を図り、本年3月末までに申し立てられた事案(49,897件)については、概ね1年を目途に処理を終えることとするとともに、本年4月以降に申し立てられた事案については、今後の申立件数を勘案し、一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進めることとする。

- * 第三者委員会月間処理件数 730件(平成20年1月)→3,304件(5月)
処理済み件数(累計) 14,646件(平成20年6月24日現在)
うちあっせん件数(累計) 6,470件(平成20年6月24日現在)

- * 第三者委員会送付前の社会保険事務所
段階における年金記録の訂正件数 54件(平成20年6月15日現在)

平成 21 年 3 月 31 日
年金記録問題に関する
関係閣僚会議

年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋（総務省部分抜粋）

第 1 これまでの取組

- 年金記録の正確性の問題については、
 - ① 略
 - ② 略
 - ③ 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充を行い、公正かつ迅速な処理に努め、これまでに約 6.1 万件の処理を行ってきた。このうち平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、99.8 パーセントの処理を終えたところである。

第 2 今後の取組の基本方針

- 年金記録確認第三者委員会においては、引き続き、20 年 4 月以降の申立てについても公正かつ迅速な処理に努める。また、年金受給者（無年金者を含む。）については、早急な年金記録の訂正の必要性が高いことから、これらの者からの申立てを優先的に処理する。

第 4 年金記録の正確性の確保

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の推進

（1）これまでの取組と現状

- 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充（※）を行い、事案の処理を進めてきたところであり、3 月 24 日現在の処理等の状況は次のとおりである。

社会保険事務所等で受け付けた件数	96,383 件
第三者委員会への送付件数	81,634 件

第三者委員会で処理を終了した件数	58,642 件
うち あっせん	22,393 件
訂正不要	33,638 件
申立取下件数等	2,611 件
社会保険庁段階における処理件数	2,016 件

※ 事案の処理率については、平成 20 年 3 月時点で約 11%、同年 9 月時点で約 39%だったが、21 年 3 月 24 日現在で約 63%となっている。

※ 年金記録第三者委員会の体制については、平成 19 年 9 月末には、審議チーム 54、委員 338 人、事務局職員 468 人だったが、平成 21 年 1 月末以降は、それぞれ約 240 チーム、933 人、約 2,000 人となっている。

- 平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、3 月 24 日現在の処理等の状況は次のとおりである。この時点での残処理事案は、86 件（要処理件数全体の 0.2%）であり、また、その理由は、現在あっせん手続中のもののほか、申立人の意向により処理を留保していること等によるものであることから、概ね処理は終了したものであり、政府目標は達成したところである。

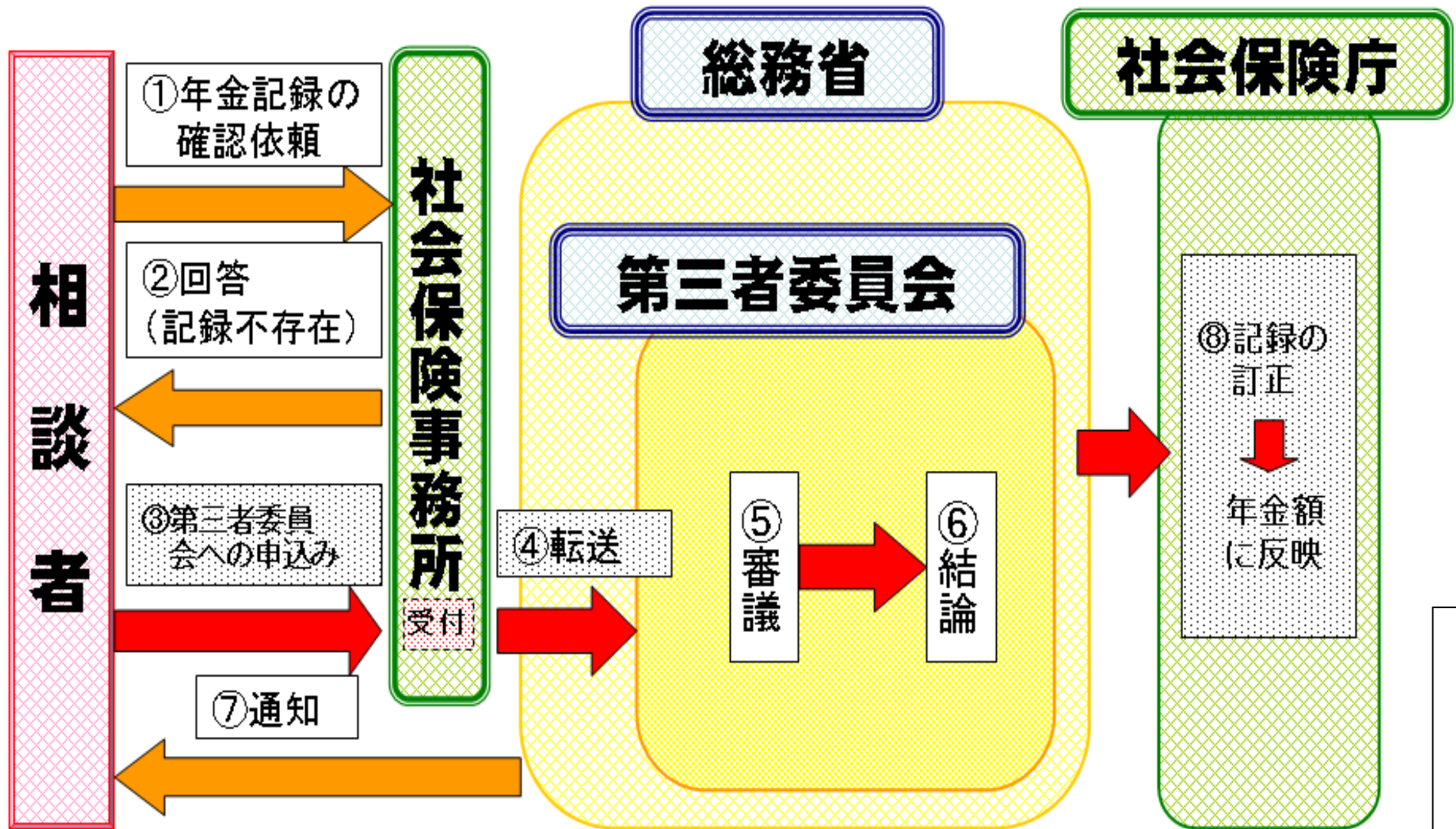
要処理件数（※）	49,214 件
第三者委員会で処理を終了した件数	49,128 件
処理の進捗状況	99.8%

（※）平成 19 年度受付件数（50,752 件）から、社会保険庁段階での処理件数（1,538 件）を除いたもの

（2）今後の取組み

- 年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者（無年金者を含む。以下同じ。）からの申立てを優先的に処理することとする。
- 平成 20 年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとする。
- 申立てへの迅速な処理に資するよう、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における一層の処理促進などを進める。

年金記録確認申立てから記録訂正までの流れ

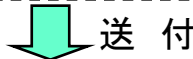


申立て



社会保険事務所

- 申立ての受付・申立概要の聴取
- 関連資料の収集等
 - 【申立人所持資料】 年金手帳、確定申告書、家計簿など
 - 【市町村保管資料】 市町村被保険者名簿など
 - 【社会保険庁保管資料】 国民年金被保険者台帳、オンライン記録など



年金記録確認第三者委員会

委員会事務室における調査

- 申立人からの聴取
 - ・国民年金に加入した経緯、加入手続の状況
 - ・保険料を納付した時期、場所、金額、納付方法
 - ・一緒に納付していた者の有無など
- 配偶者、同居親族の加入・納付状況の確認
- 家族などに対する聴取(申立人の国民年金の加入・納付状況など)
- 市町村に対する調査(当時の保険料徴収方法(例えば、集金組織の有無など)の確認)
- 申立人その他からの関連資料の収集(戸籍謄本、預金通帳、市町村の広報誌など)

付議



委員会審議

再調査指示



国民年金保険料の納付の有無

- ・確定申告書、家計簿等に保険料相当額の記載がないか
- ・申立期間は短期間か、配偶者、同居親族は納付済みか
- ・申立内容が、当時の事務取扱と一致するかなど様々な要素を考慮

国民年金保険料を納付していたと認められる。

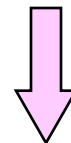
国民年金保険料を納付していたと認められない。

総務大臣

あつせん



記録訂正不要



社会保険庁

申立て



社会保険事務所

- 申立ての受付・申立概要の聴取
- 関連資料の収集等
 - 【申立人所持資料】 給与明細、源泉徴収票、辞令など
 - 【事業所保管資料】 賃金台帳、人事記録、資格得喪確認通知書など
 - 【関連制度の資料】 雇用保険被保険者情報、厚生年金基金加入記録など
 - 【社会保険庁保管資料】 紙台帳、オンライン記録など



年金記録確認第三者委員会

委員会事務室における調査

- 申立人に対する聴取(勤務実態、保険料控除の状況など)
- 同僚・上司に対する聴取(申立人の勤務実態、当時の厚生年金適用状況など)
- 事業主に対する調査(申立人に係る保険料控除、届出・保険料納付の有無、当時の厚生年金適用状況など)
- 必要に応じて関連資料の収集(同僚等の年金記録、戸籍・住民票、商業・法人登記簿など)



委員会審議

①事業主による届出・保険料納付

事業主による届出・保険料納付があったと認められる。

事業主による届出・保険料納付があったと認められない。

②保険料控除

保険料控除があったと認められる。

保険料控除があったと認められない。

標準報酬月額の特定

③事業主による
保険料納付義務

事業主による保険料納付義務の履行は不明

事業主による保険料納付義務の履行はなかった

総務大臣

厚年法によるあっせん

特例法によるあっせん
(納付不明)

特例法によるあっせん
(納付なし)

記録訂正不要

社会保険庁

申立て

「脱退手当金を受給していない」



社会保険事務所

- 申立ての受付・申立概要の聴取
- 関連資料の収集等
 - 【申立人所持資料】被保険者証・年金手帳など
 - 【社会保険庁保管資料】厚生年金被保険者名簿、オンライン記録など



年金記録確認第三者委員会

委員会事務室における調査

- 申立人からの聴取
 - ・退職時の脱退手当金に関する説明の有無、内容、年金に対する認識など
- 家族などからの聴取(退職時の状況など)
- 事業主に対する調査(脱退手当金の代理請求の有無、方法など)
- 関連資料の収集(戸籍謄本など)
- 同僚の脱退手当金の支給状況の確認
- 脱退手当金支給手続の検証
 - ・支給時期、金額、対象となる期間など、事務処理に不自然な点はないか

付議



委員会審議

再調査指示



脱退手当金の受給の有無

- 公簿の推定力を認める社会保険審査会の裁決例を踏まえて判断
 - ・脱退手当金支給に関する一連の事務処理に、不自然な点はないか
 - ・申立人の意思に基づいて請求がなされたことを疑わせる事情はないか

脱退手当金を受給していないと認められる。

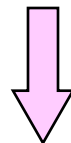
脱退手当金を受給していないとは認められない。

総務大臣

あつせん



記録訂正不要



社会保険庁

関連資料及び周辺事情が乏しい場合において第三者委員会の調査審議によってあつせんされた具体例

〔国民年金〕

例 1

申立人は昭和 48 年 12 月の結婚後、すぐに加入手続を行い、それ以降保険料をすべて納付してきたにもかかわらず、約 4 年間の年金記録がないとの申立事例

申立人は、結婚後すぐに自ら加入手続を行い、保険料を納付してきたと申し立てているが、保険料を納付したことが確認できる関連資料を所持していないとともに、加入手続の場所や内容、納付した保険料額、納付書の様式などについての具体的な記憶は乏しい状況であった。

申立人が自ら納付しているとの申立てであったことから、口頭意見陳述を実施したところ、舅や姑から加入するよう強く言われて加入したという経緯や姑に連れられて市役所に加入手続に行ったこと、保険料を納付するため郵便局や銀行へ行く際には、長男を背負い長女は乳母車に乗せて連れて行ったこと、郵便局か銀行へ行く途中に開かずの踏切があり大変苦勞したことなど、手続や納付の際の状況等については、断片的ではあるが鮮明に記憶していた。

さらに、申立人が納付したとする郵便局及び銀行の開設を調べたところ、申立期間当時から存在していたことが確認できるなど、申立内容を裏付ける事情がある一方、明らかに反する事情は認められないことから、あつせんした。

例 2

昭和 46 年に国民年金の加入手続をして、10 年分の保険料を村役場で特例納付及び過年度納付したにもかかわらず、当該期間についての年金記録がないという申立事例

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを確認できる資料を所持していなかったため、保険料を納付した経緯等について申立人から聴取したところ、申立人は保険料については夫が牛 1 頭を売却して得た代金から支払ったこと、納付した保険料の金額が約 10 万円であるとの供述

が得られた。

10万円という保険料の額は、特例納付した場合の金額とおおむね一致していた。また、牛1頭を売却した事実について当時の取引関係者から申立内容と一致する証言を得るとともに、当時の和牛の市場平均取引価格を調査したところ、約12万円であり、申立人が納付した保険料額を上回ることが確認された。

また、申立人は保険料を村役場で納付した旨申し立てているが、当時、社会保険事務所職員が当該村役場に出向いて特例納付による保険料を収納していた事実が確認された。

さらに申立人が国民年金の加入手続を行った日以降の昭和46年度分の保険料について、村の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっているにもかかわらず、社会保険庁の記録では一時未納とされており（その後訂正済み）、当時の社会保険事務所における記録管理に係る事務処理が不十分であったことも確認できたことから、あつせんした。

〔厚生年金〕

例3

昭和19年から戦後まで学徒動員で事業所（工場）に勤務したが、その全期間の厚生年金記録がないとの申立事例

第三者委員会において、申立人が在学していた学校で保管されていた勤労働員日誌を調査したところ、申立人が昭和20年8月まで当該事業所に勤務していたことが把握され、また、卒業生名簿を調査して同一事業所に勤務していた同級生を把握して当時の勤務実態等についての聞き取り調査を行ったところ、6人から証言を得ることができた。

当該事業所に係る当時の厚生年金被保険者名簿は焼失しており、当時の従業員に係る社会保険庁のオンライン記録、厚生年金被保険者台帳の情報は復元されたものであるが、一緒に勤務した同級生38人についてのオンライン記録、被保険者台帳の記録を詳細に調査した結果、記録が不完全な者、申立人と同様に記録がない者が複数存在することが把握され、申立人の厚生年金被保険者台帳は焼失した可能性が高いものと判断された。これらの事実、収集された関連資料及び周辺事情を総合的に判断し、申立期間の一部についてあつせんした。

例 4

昭和 32 年に株式会社に就職した後会社の合併があり、新しく発足した新会社にも継続して勤務したにも関わらず、合併が行われた日以前の日付で資格喪失となっており、以降退職までの期間の年金記録がないとの申立事例

申立人が給与明細書等の保険料控除の事実が確認できる資料を保有しておらず、さらに、事業所は合併の後解散し、当時の事業主、役員いずれも不明又は物故しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は入手できない状況であったが、申立人は、当時の複数の同僚と一緒に写った写真を 2 枚提出した。

そこで、二つの事業所に在籍し、双方の年金加入記録がある他の同僚に対して写真を示して聞き取り調査を行ったところ、同人は申立人を記憶していないが、1 枚目の写真は合併前に撮影されたもので、写っている同僚については当該事業所の社員であったことを記憶しており、もう 1 枚の写真については合併後の申立人が退職した月に行われた忘年会の写真であるとの証言が得られ、申立人の説明とも一致していた。

また、同人は当時当該事業所の労働組合の役員であって従業員の社会保険加入等の取扱いについて事業所側と折衝していた経緯があり、当該事業所の合併前の社員については合併後も全員が厚生年金に加入していた旨の証言も得られ、このことについては両事業所の厚生年金被保険者名簿からも裏付けられ、さらに、写真に写っていた複数の同僚についても同事業所の厚生年金被保険者記録に申立期間を通じて記録が存在することが確認できることから、あつせんした。

今後の年金記録確認第三者委員会の審議に当たって

２００８年７月８日

本日、総務省年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会の各代表が一堂に会し、全国年金記録確認第三者委員会委員長会議を行った。同会議において、以下の認識を共有した。

- 1 我々、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の委員は、年金記録問題に関する国民の信頼を回復すべく、新たに加わったメンバーも含め、今一度発足当時の考え方を共有し、結束して職務に当たっていく。
- 2 本年三月末までに申し立てられた事案については、概ね一年を目途に処理を終えることとすることを最優先の課題とし、その達成に全力を尽くす。また、本年四月以降に受け付けた事案についても、できるだけ早期に審議に入れるよう努める。特に比較的申立ての受付件数が少ない委員会については、一年を待たずに結論を出せるよう努力する。
- 3 全国の第三者委員会において整合性を持った判断が求められていることを十分踏まえつつ、地域における申立期間当時の取扱いの状況などの地域性も加味しながら公正な判断を行う。
- 4 判断に当たっては、行政上の記録管理自体が問われていること、また、特に申立期間が相当以前の事案については、申立人に対して確かな記憶や納付に関連する資料等を求めること自体が困難な場合が多いことなどを十分に踏まえ、申立てや周辺事情を幅広く汲み取るよう努める。また、申立人の意見聴取に対する希望に適切に対応するなど、申立人に対する丁寧な対応を行う。
- 5 第三者委員会が迅速かつ公正な判断を行うためには、申立人を始め国民、事業主、関係機関等の理解と協力を得ることが不可欠である。第三者委員会の役割や活動状況について、個人情報保護に配慮しつつ、積極的に広報や説明を行うことにより、円滑な協力を得るとともに、国民に対する説明責任を果たし、一層の信頼感が得られるよう努める。
- 6 以上の対応を誠実に実行し、年金に対する国民の信頼回復のために、引き続き全力で取り組む。

各地方第三者委員会における受付又は転送から処理を終えるまでにかかった日数の平均

	①社会保険事務所で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均値	②各社会保険事務局から転送された事案を各地方第三者委員会で受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均値
北海道	314.7	279.7
函館	248.0	194.3
旭川	310.0	260.3
釧路	217.7	177.1
宮城	230.9	178.3
青森	341.6	209.6
岩手	178.2	153.7
秋田	192.0	170.1
山形	120.9	84.6
福島	160.4	134.0
埼玉	312.6	221.5
茨城	196.1	81.3
栃木	184.8	97.7
群馬	259.5	187.4
千葉	257.1	157.0
東京	296.1	187.8
神奈川	228.9	154.7
新潟	274.8	209.4
山梨	172.1	131.5
長野	261.4	218.6
愛知	293.4	192.4
富山	274.3	200.9
石川	260.5	203.7
岐阜	260.9	190.6
静岡	210.9	158.7
三重	249.1	223.3
大阪	327.5	237.7
福井	210.2	137.6
滋賀	227.5	167.7
京都	284.0	230.9
兵庫	256.4	125.8
奈良	292.9	271.8
和歌山	277.2	254.1
広島	209.5	98.5
鳥取	212.2	164.0
島根	226.7	181.9
岡山	277.7	177.2
山口	165.3	111.8
香川	227.8	157.5
徳島	270.4	239.8
愛媛	153.3	87.4
高知	176.7	84.5
福岡	292.1	244.9
佐賀	150.0	117.3
長崎	185.6	148.0
熊本	258.9	142.2
大分	234.5	197.7
宮崎	207.4	139.9
鹿児島	173.4	142.9
沖縄	151.1	66.9
全国	235.1	171.7

再申立てを行い、訂正不要とした当初の判断があっせんに変更された具体例

① 新たな資料が発見された事案の例 (例１)

当初の申立てについては、申立人の加入手続及び保険料納付は、申立人の母が行っており、その母の記憶は実態と相違していることなどを理由として、訂正不要とされた。

再申立てにおいては、申立人が当時の状況を改めて整理したところ、加入手続を行った時期及び場所について記憶が明らかになり、申立内容の当時の制度等との矛盾がなくなるとともに、新たに入手したとする当時の信用金庫の普通預金元帳の入出金記録が提出された。

その普通預金元帳の入出金記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのと同じ時期に、同普通預金口座から申立期間に係る保険料額を超える金額が支出されており、申立人の母が、保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見当たらないことから、あっせんを行った。

② 新たな情報が得られた事案の例 (例２)

当初の申立てについては、申立人が、申立期間当時の保険料納付方法について、近隣の住人からの事情聴取を希望していないため調査できず、また、申立人が加入手続の時期等を具体的に記憶していないこと等から、訂正不要とされた。

再申立てにおいては、申立人の承諾が得られたことから申立期間当時の近隣の住人から聴取したところ、当時の保険料の集金方法について、申立人の主張と合致する具体的な証言が得られ、また、申立人から加入手続の時期について新たに思い出したこととして、加入の前年に、申立人が営む事業が天災の被害を受けたとの説明が寄せられたが、その災害の発生時期について、地方委員会が調査した結果、時期が合致することが確認できたことなど、申立内容が信頼できることから、あっせんを行った。

図1 記録訂正をあっせんした件数の内訳

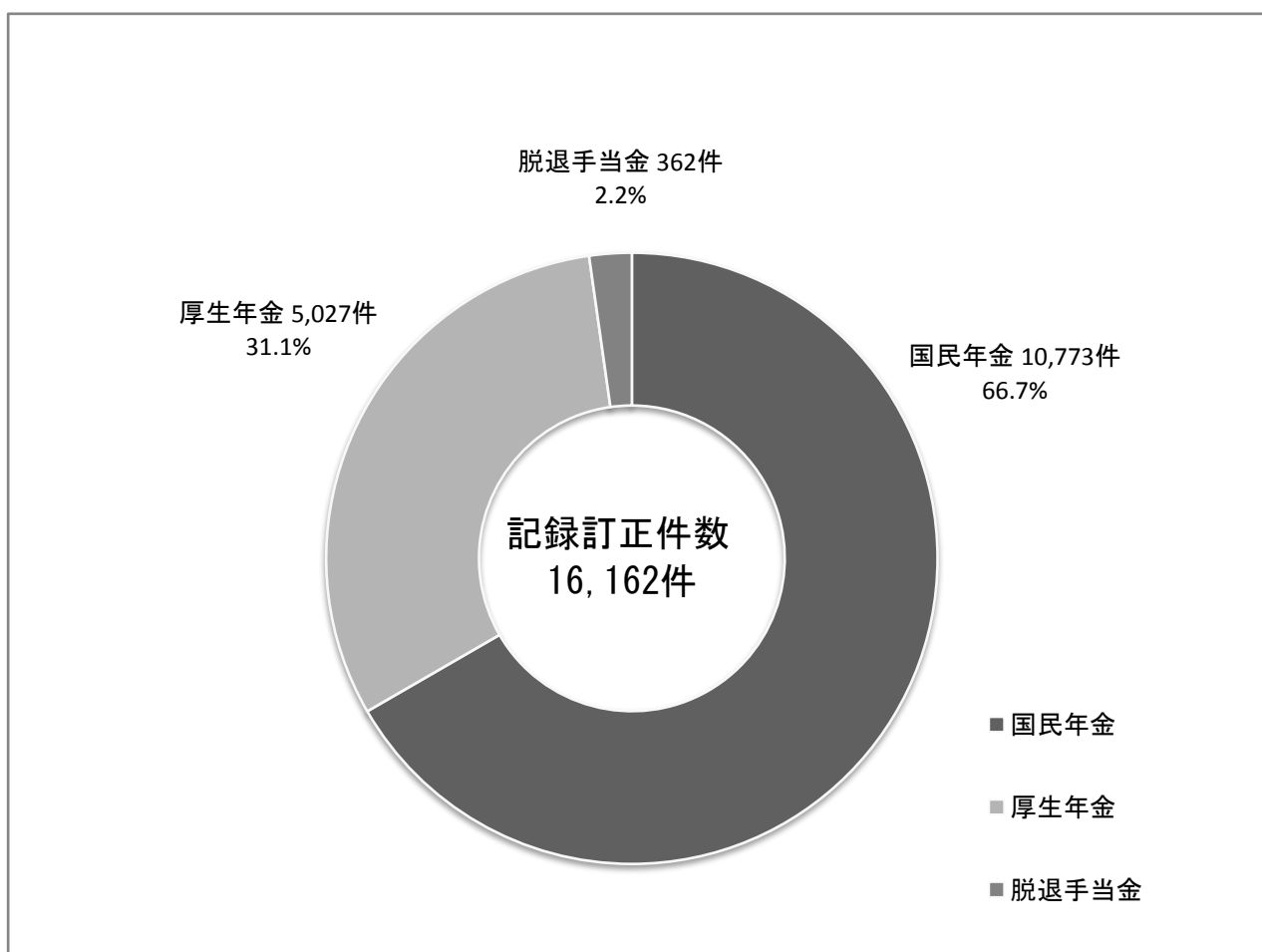


図2 記録訂正が認められなかった(訂正不要)件数の内訳

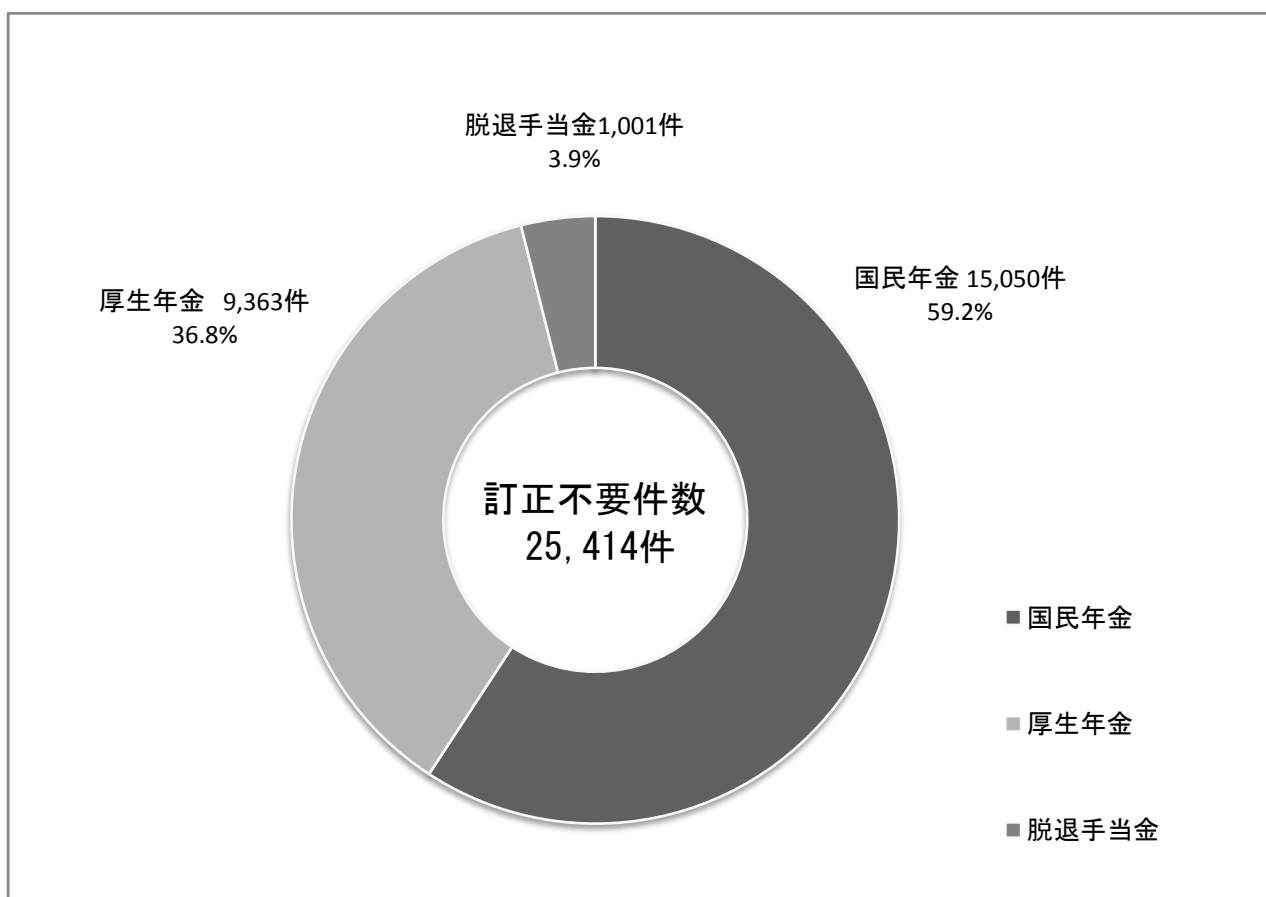


図3 国民年金事案のあっせん事由

(重複計上)

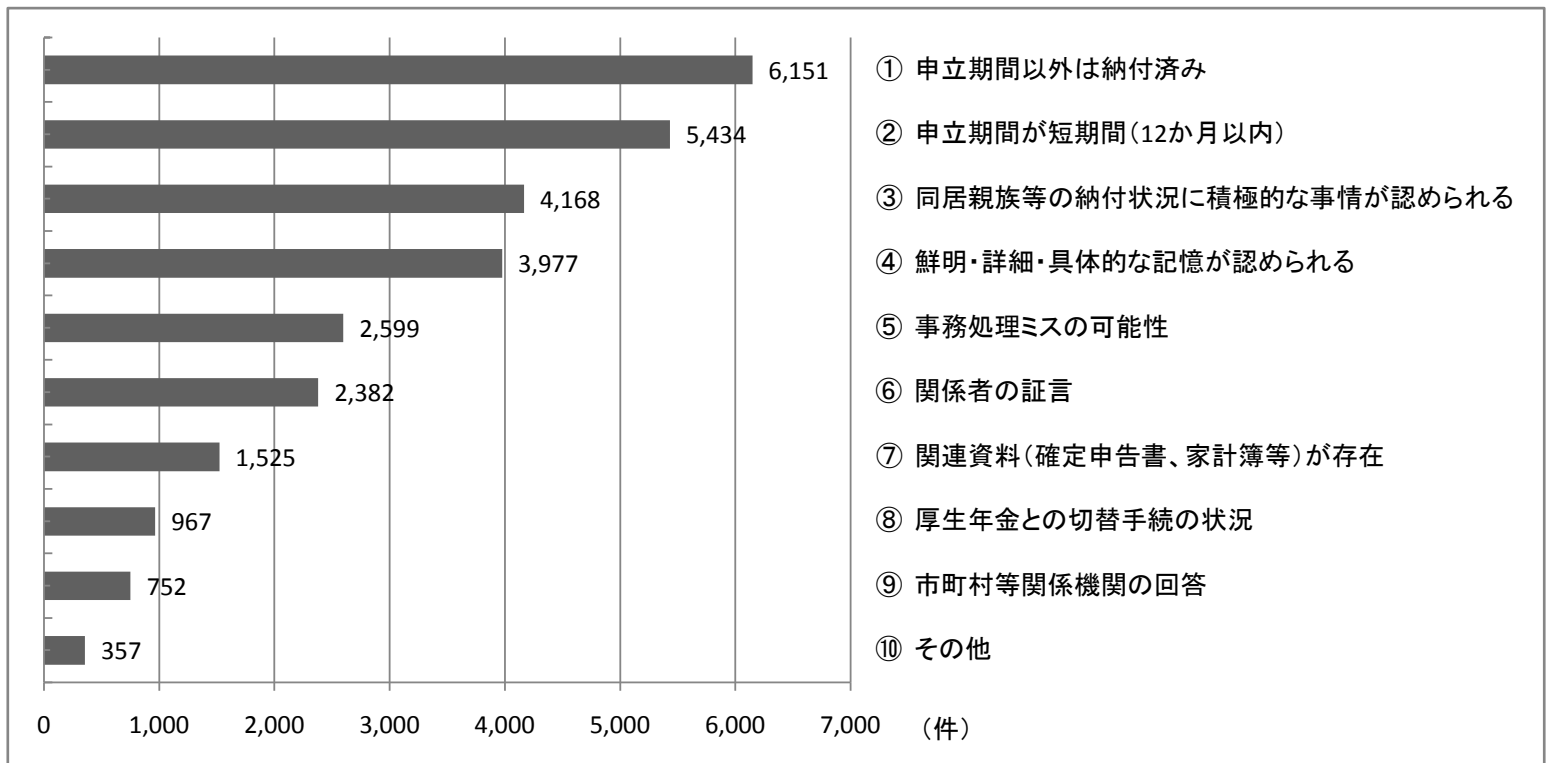
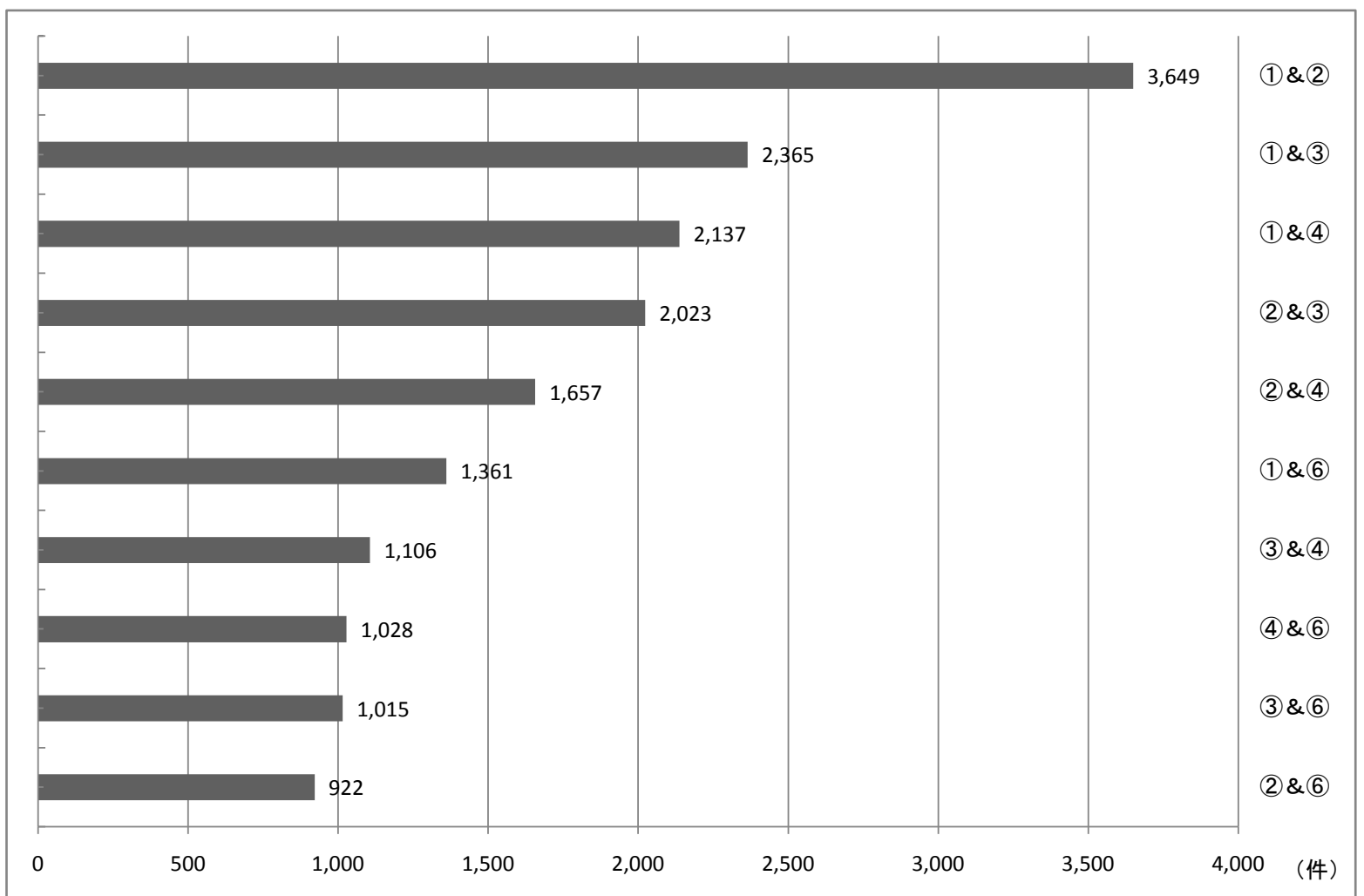


図4 国民年金事案のうち、複数の事由によって訂正が認められた主なもの

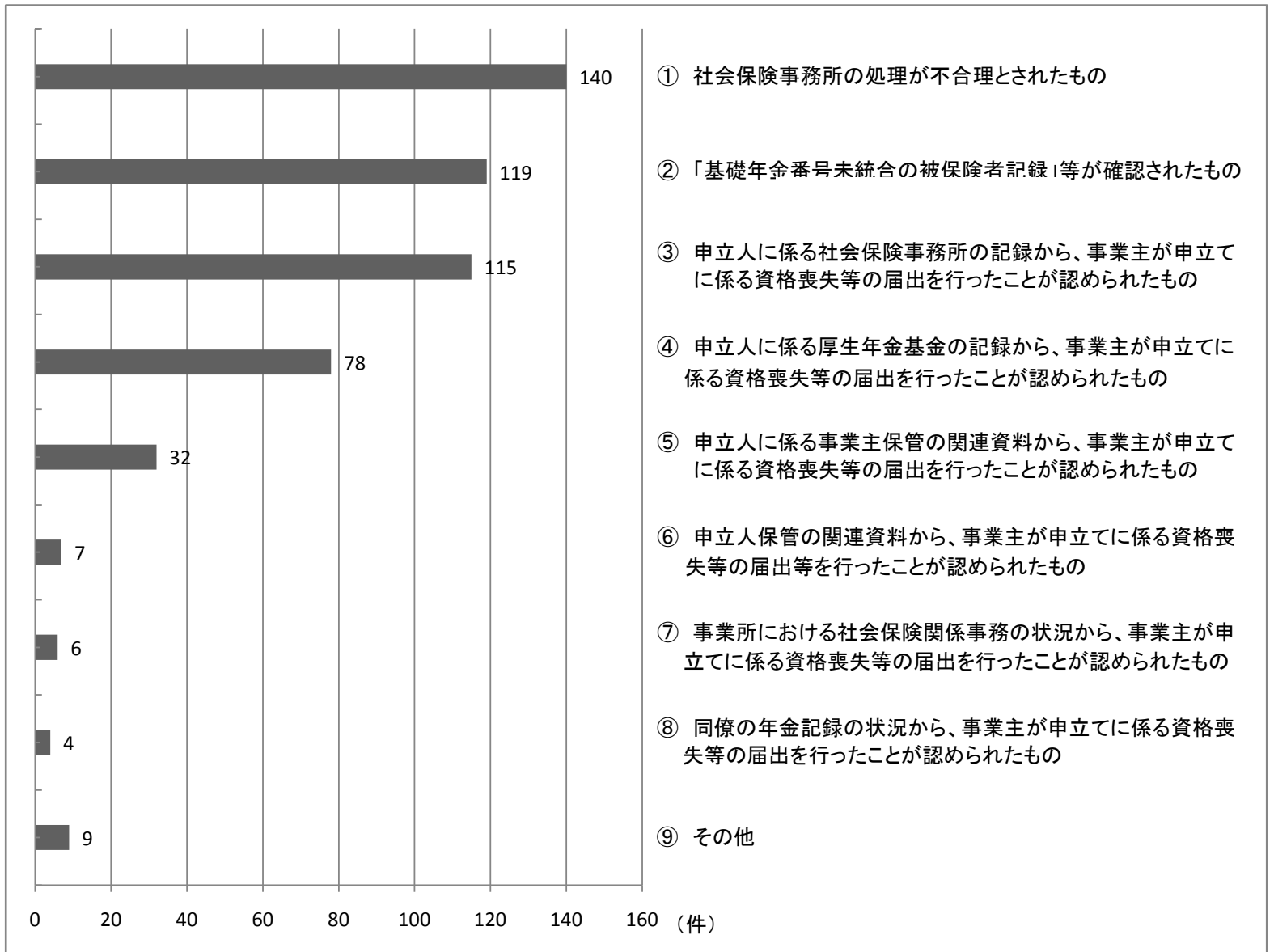
(重複計上)



(注) 丸数字は図3のものと同じ。

図5 厚生年金事案のあっせん事由(現行法に基づくもの)

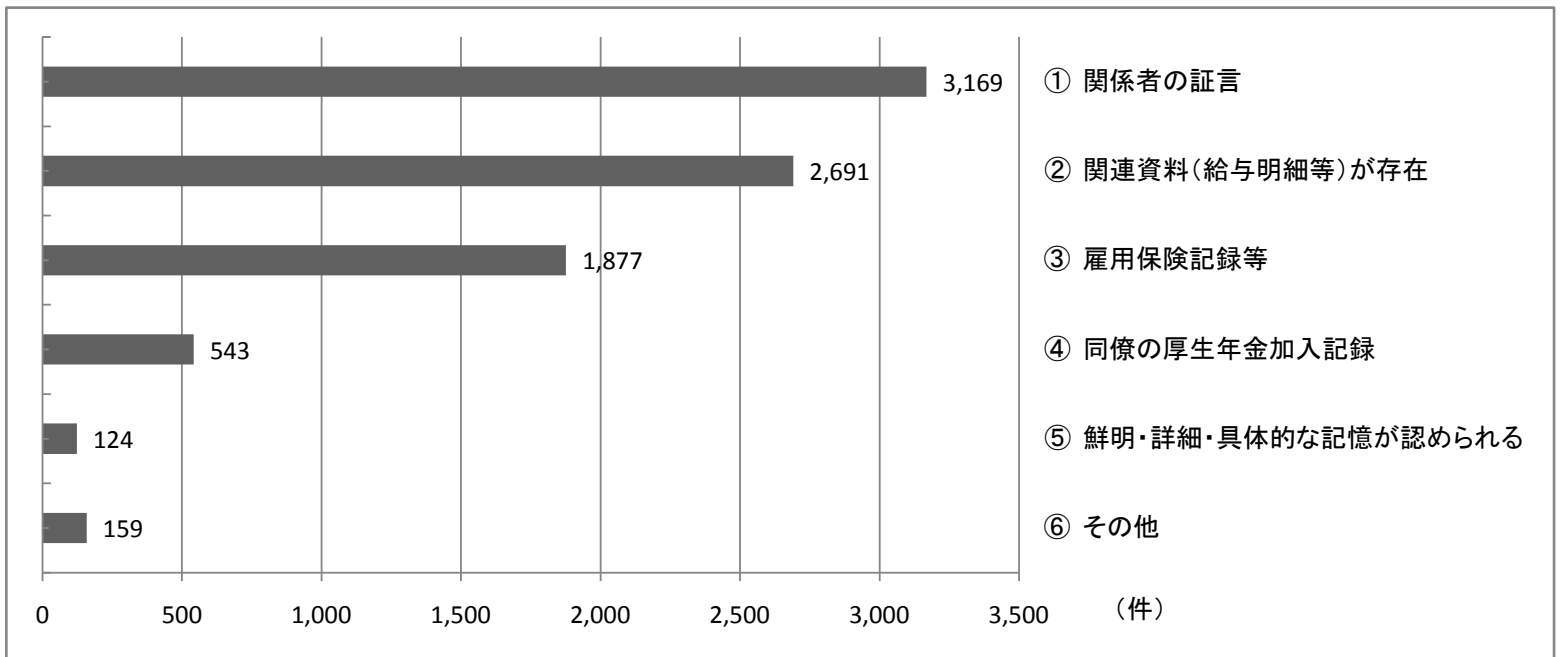
(重複計上)



(注) 「現行法」とは、厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)を指す。

図6 厚生年金事案のあつせん事由(特例法に基づくもの)

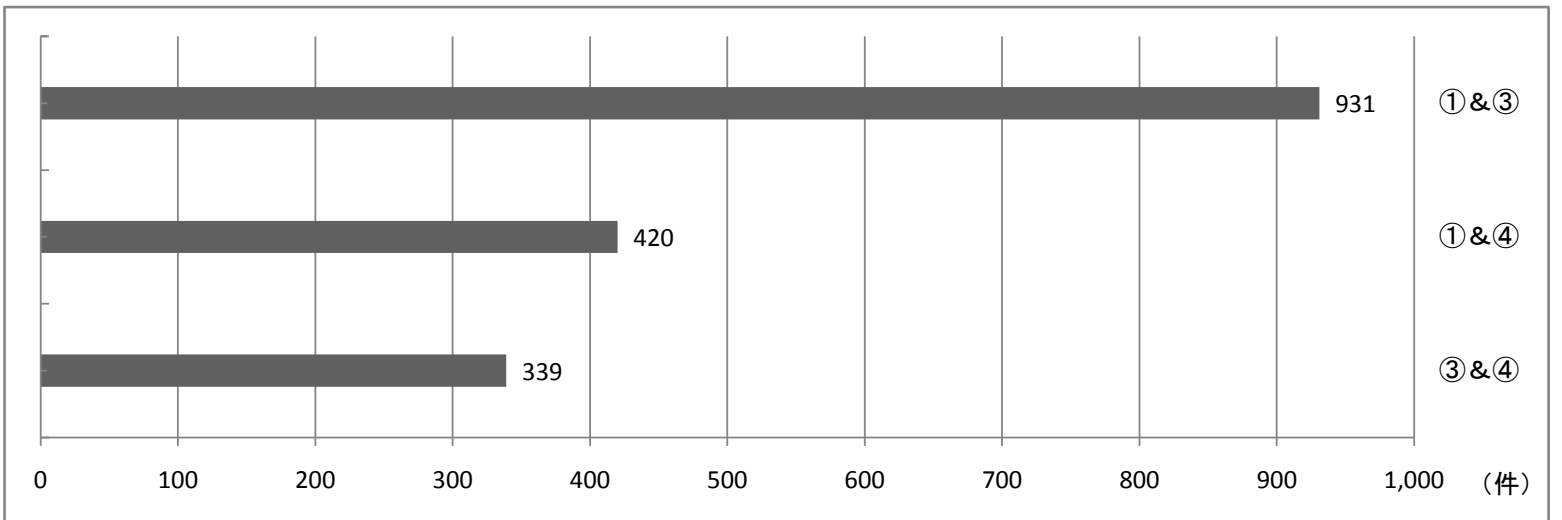
(重複計上)



(注) 「特例法」とは、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年12月19日法律第131号)を指す。

図7 厚生年金事案(特例法に基づくもの)のうち、複数の事由によってあつせんが認められた主なもの

(重複計上)



(注) 丸数字は図6のものと同じ。

図8 脱退手当金事案のあつせん事由

(重複計上)

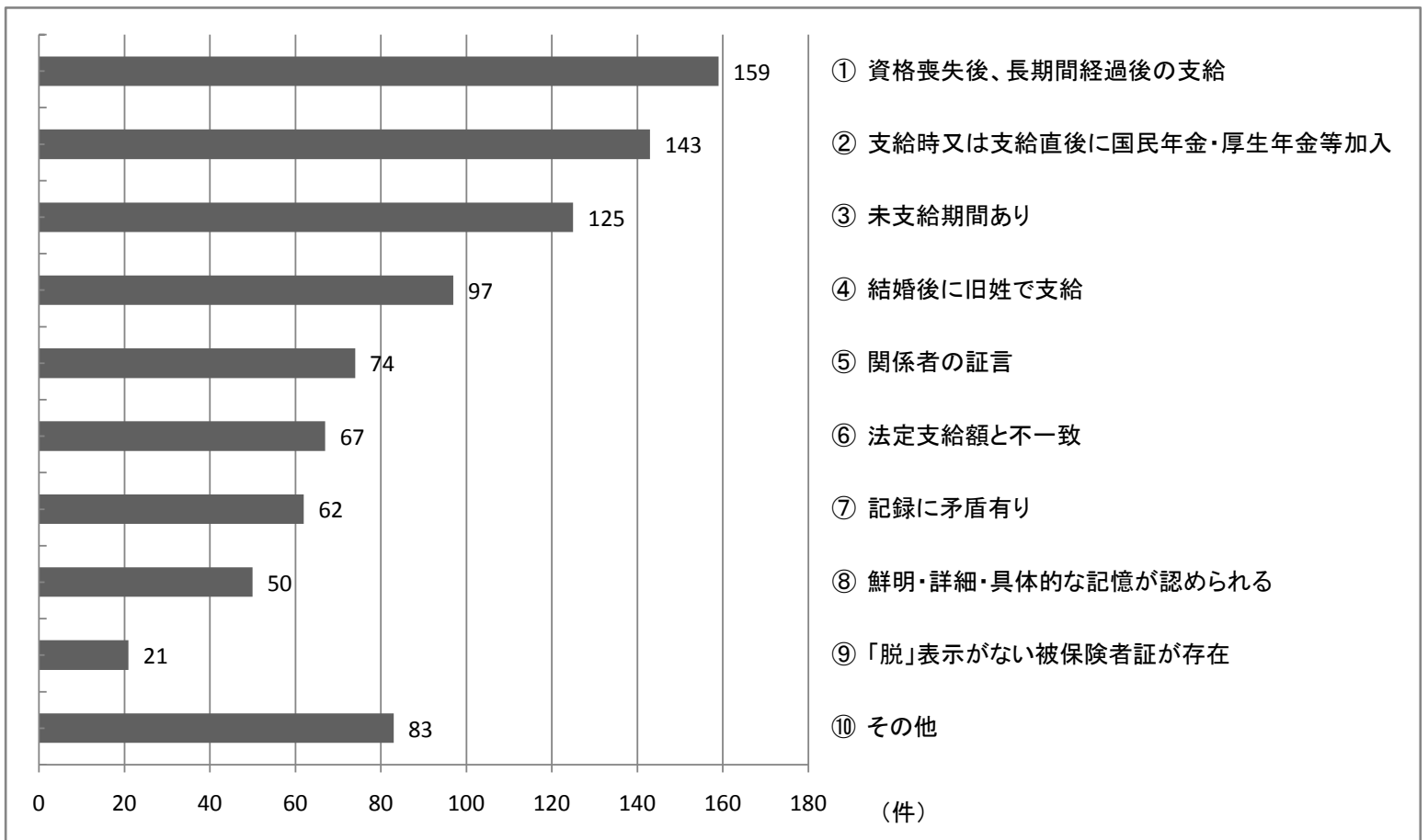
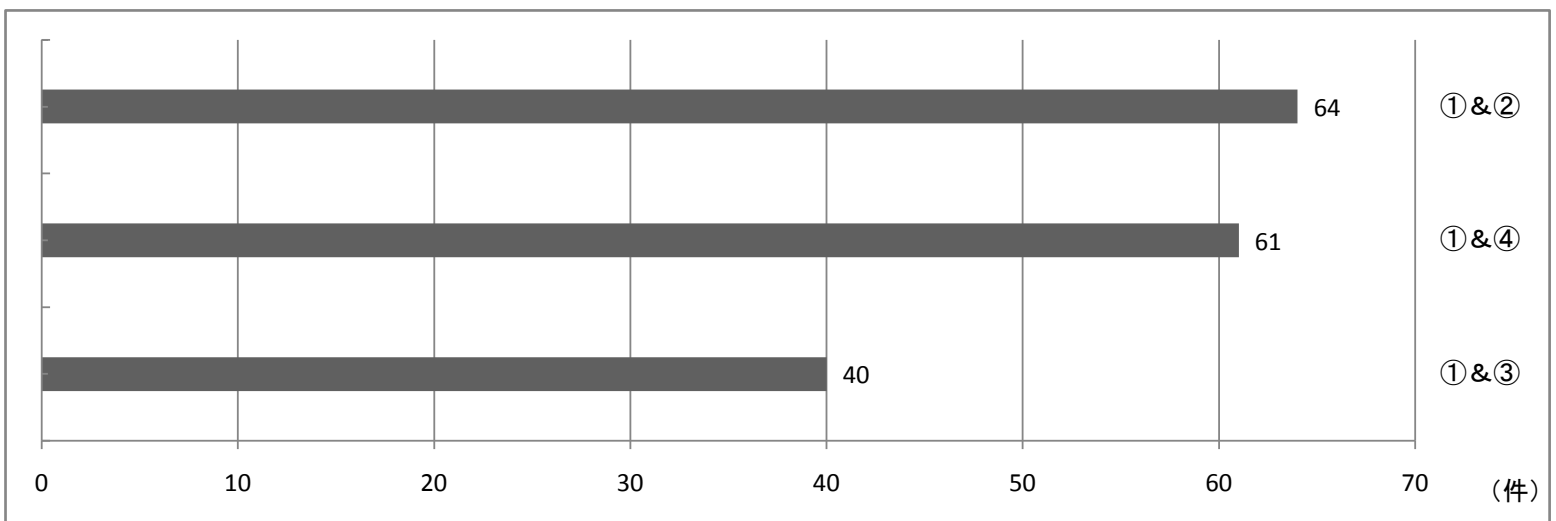


図9 脱退手当金事案のうち、複数の事由によって訂正が認められた主なもの

(重複計上)



(注) 丸数字は図8のものと同じ。

図10 国民年金事案の訂正不要の事由

(重複計上)

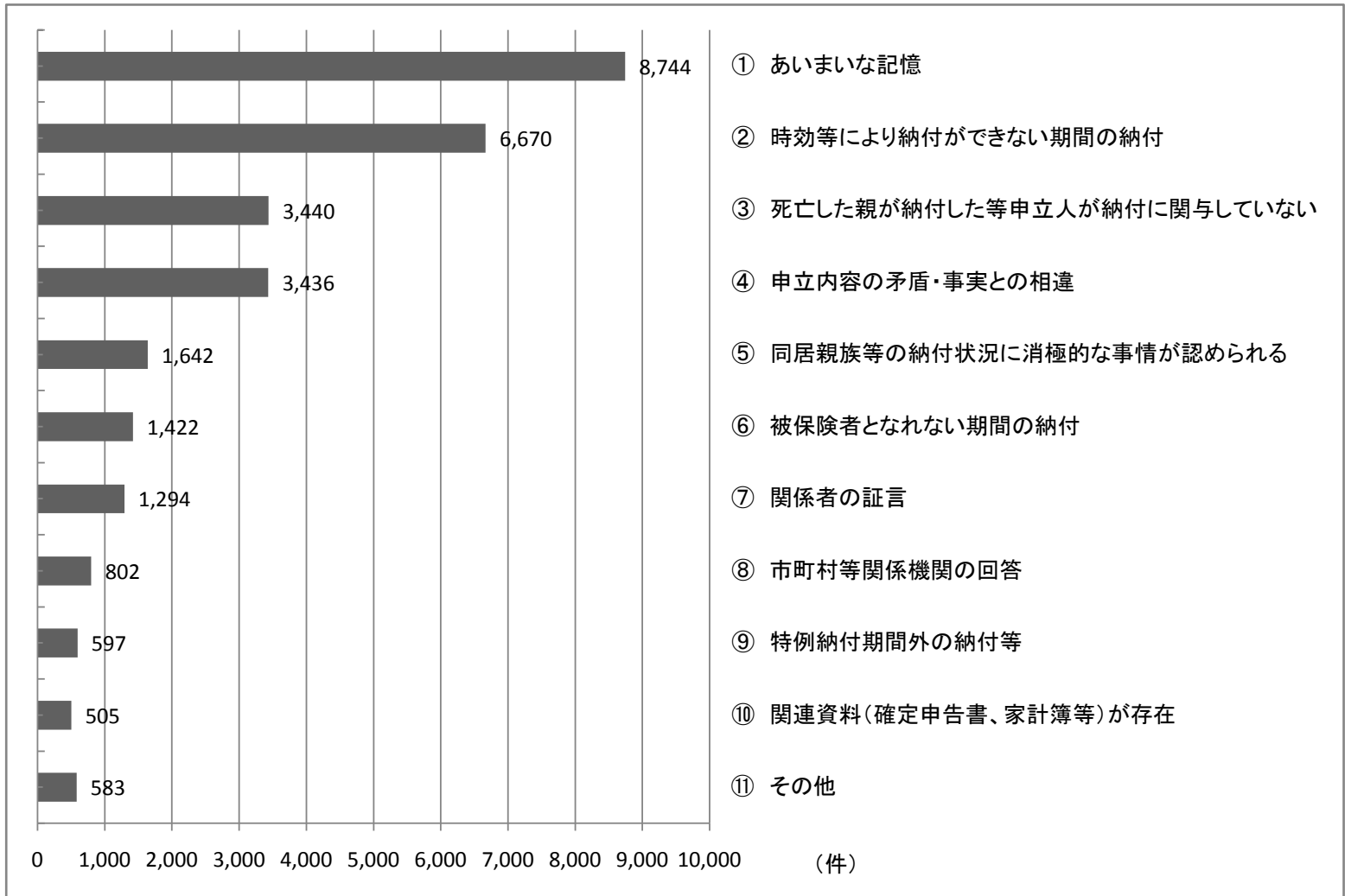
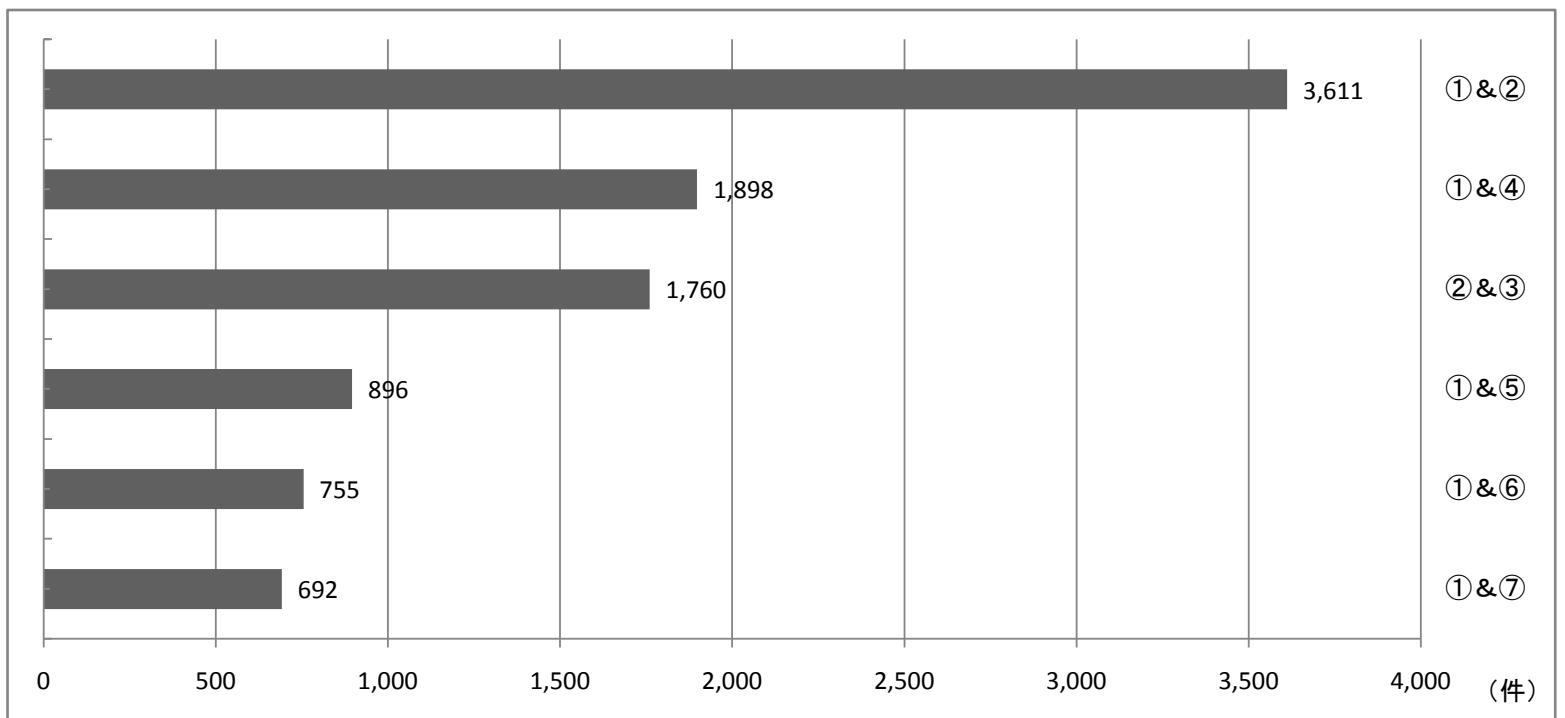


図11 国民年金事案のうち、複数の事由によって訂正が認められなかった主なもの

(重複計上)



(注) 丸数字は図10のものと同じ。

図12 厚生年金事案の訂正不要の事由

(重複計上)

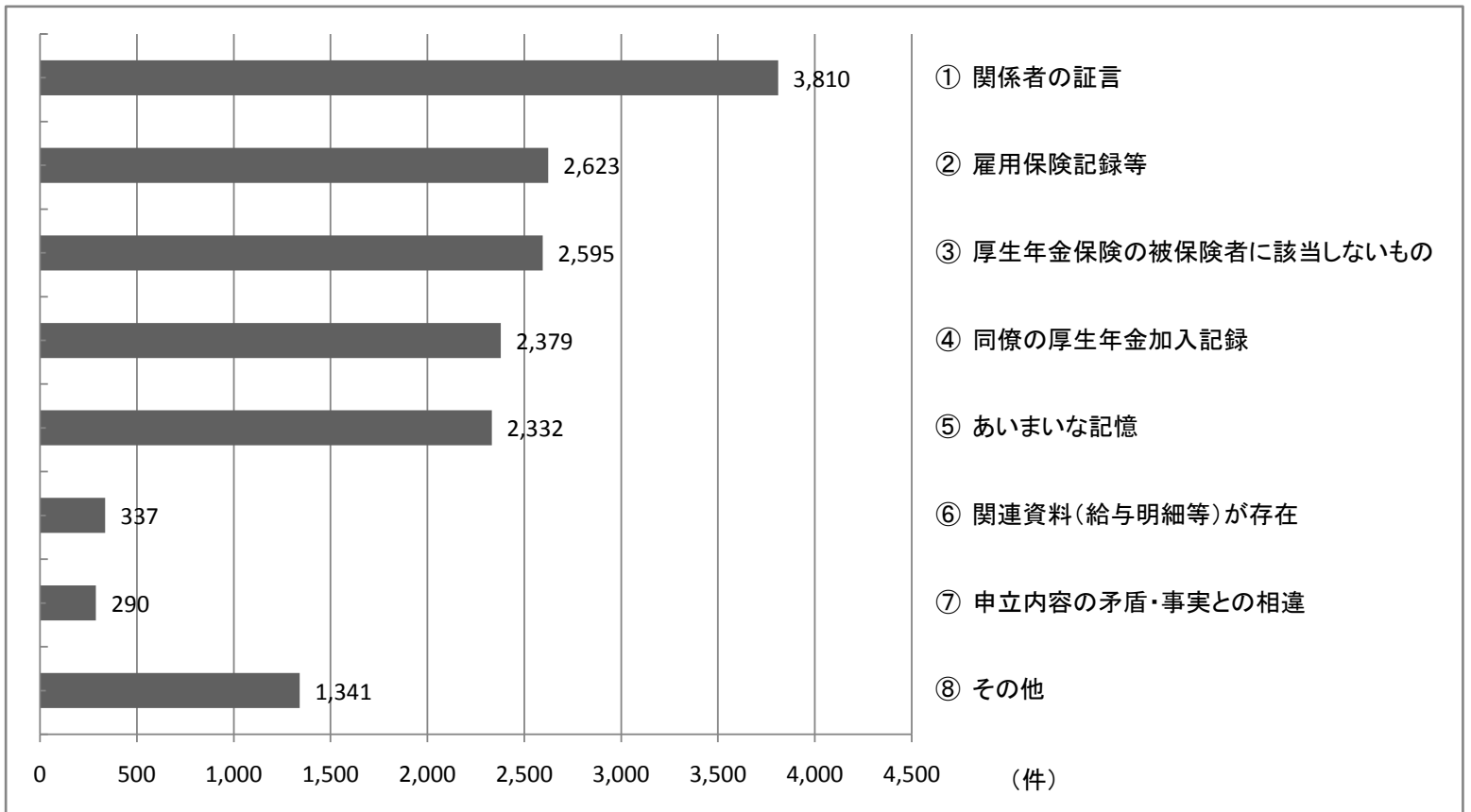
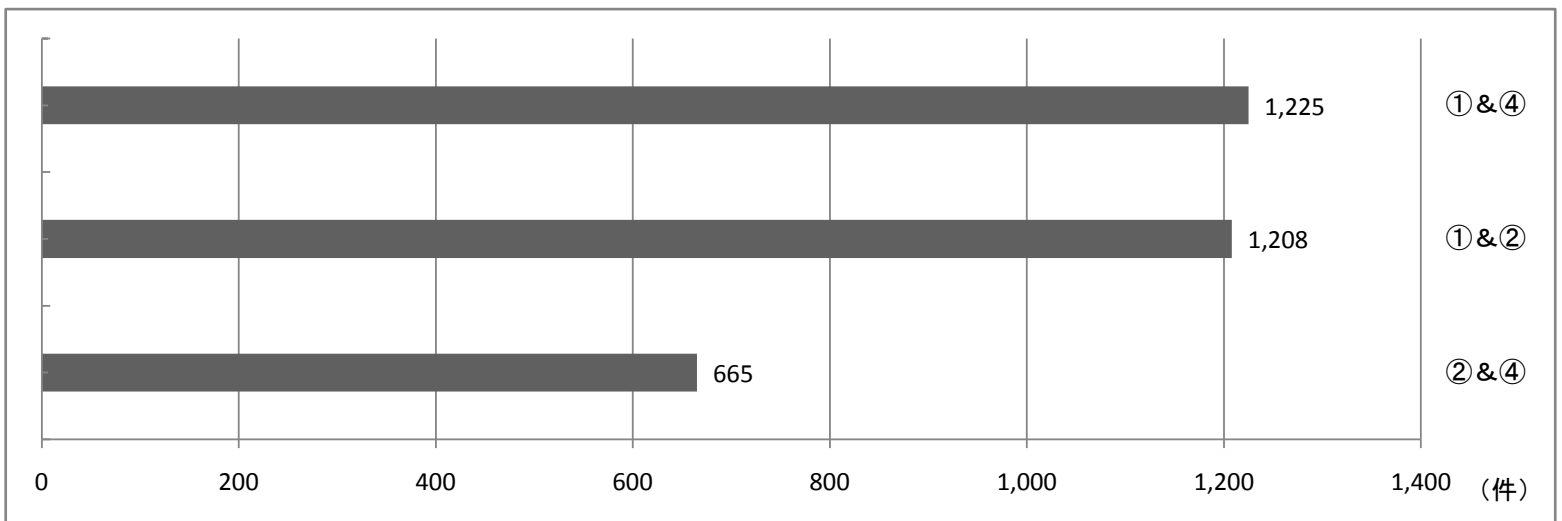


図13 厚生年金事案のうち、複数の事由によって訂正が認められなかった主なもの

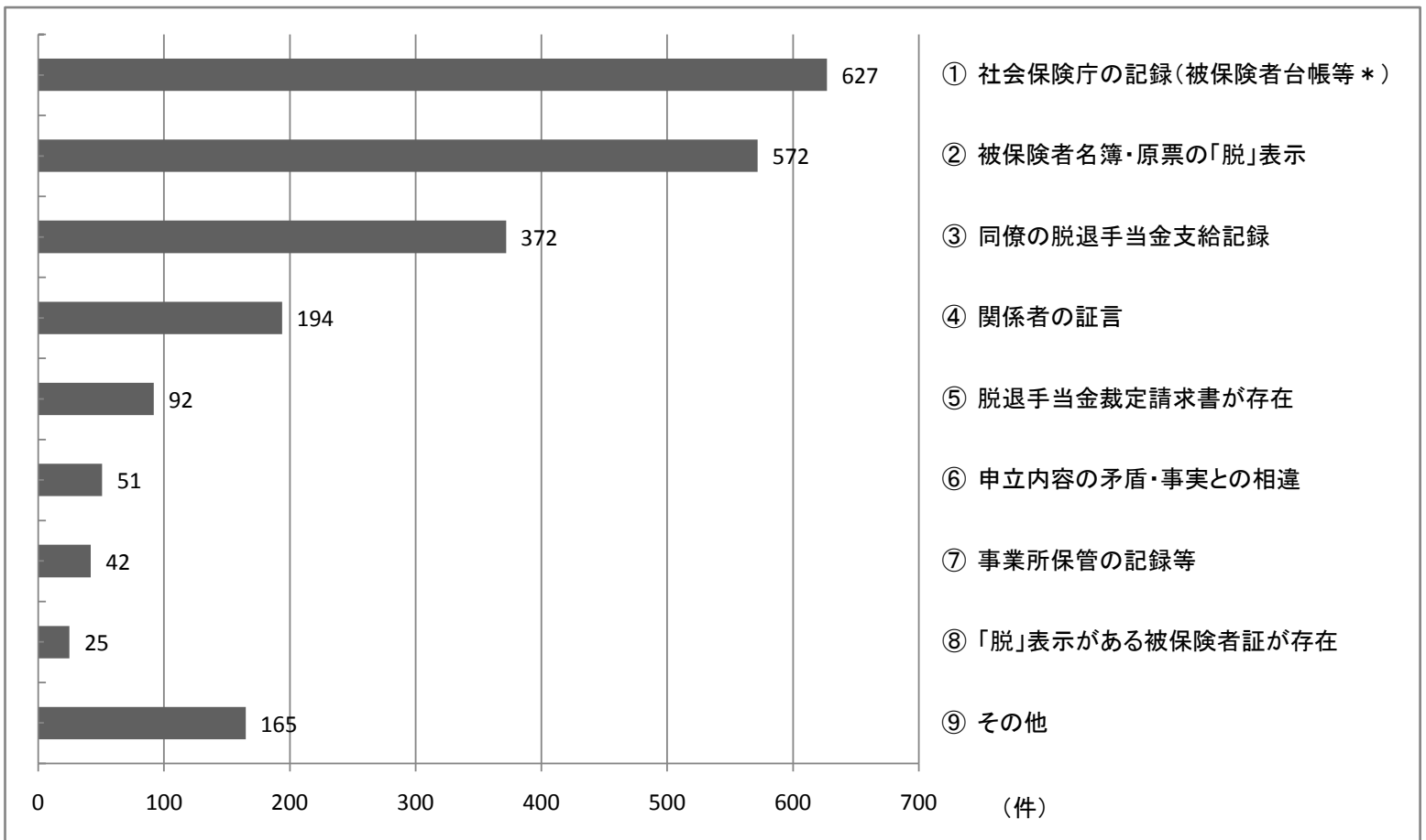
(重複計上)



(注) 丸数字は図12のものと同じ。

図14 脱退手当金事案の訂正不要の事由

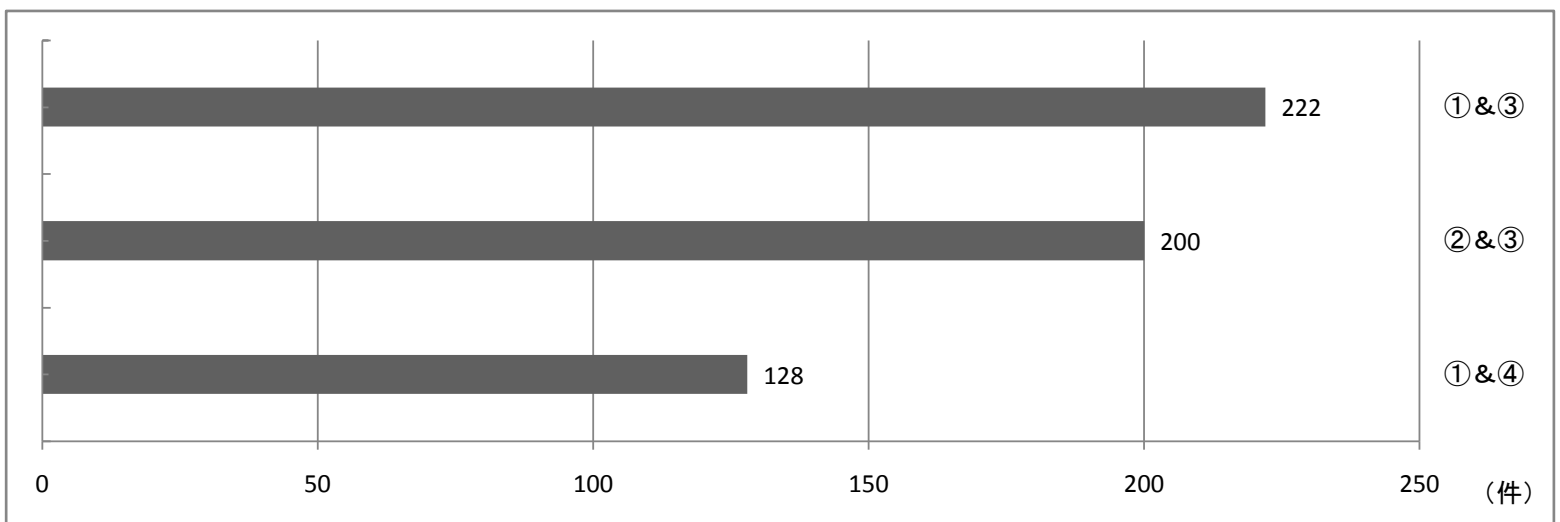
(重複計上)



※ ここでいう被保険者台帳とは、脱退手当金の支給記録や脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等の回答歴等が記載されているもの。そのほかに①には、支給額に誤りがない、支給時期が厚生年金の資格喪失後間もない、支給当時に氏名変更を行った記録が存在することなどが社会保険庁の記録で確認でき、一連の事務処理に不自然さが無いものが含まれる。

図15 脱退手当金事案のうち、複数の事由によって訂正が認められなかった主なもの

(重複計上)



(注) 丸数字は図14のものと同じ。

地方委員会別の累積処理件数及びあっせん率
(平成21年6月16日現在)

管区	委員会	あっせん	訂正不要	合計	あっせん率
北海道	北海道	713	1,358	2,071	34.4%
	函館	82	195	277	29.6%
	旭川	218	353	571	38.2%
	釧路	104	354	458	22.7%
東北	宮城	544	1,020	1,564	34.8%
	青森	206	385	591	34.9%
	岩手	268	531	799	33.5%
	秋田	327	679	1,006	32.5%
	山形	139	298	437	31.8%
	福島	299	641	940	31.8%
関東	埼玉	1,462	1,638	3,100	47.2%
	茨城	501	706	1,207	41.5%
	栃木	351	557	908	38.7%
	群馬	248	533	781	31.8%
	千葉	844	1,365	2,209	38.2%
	東京	3,209	3,864	7,073	45.4%
	神奈川	1,388	1,684	3,072	45.2%
	新潟	480	686	1,166	41.2%
	山梨	158	190	348	45.4%
	長野	326	503	829	39.3%
中部	愛知	827	2,051	2,878	28.7%
	富山	87	200	287	30.3%
	石川	124	341	465	26.7%
	岐阜	244	594	838	29.1%
	静岡	340	1,046	1,386	24.5%
	三重	325	802	1,127	28.8%
近畿	大阪	3,402	2,857	6,259	54.4%
	福井	90	196	286	31.5%
	滋賀	329	658	987	33.3%
	京都	599	1,380	1,979	30.3%
	兵庫	827	929	1,756	47.1%
	奈良	305	558	863	35.3%
	和歌山	269	418	687	39.2%
中国四国	広島	334	956	1,290	25.9%
	鳥取	90	245	335	26.9%
	島根	111	369	480	23.1%
	岡山	248	682	930	26.7%
	山口	258	589	847	30.5%
四国	香川	212	316	528	40.2%
	徳島	227	399	626	36.3%
	愛媛	230	588	818	28.1%
	高知	181	394	575	31.5%
九州	福岡	808	1,581	2,389	33.8%
	佐賀	276	528	804	34.3%
	長崎	239	580	819	29.2%
	熊本	207	411	618	33.5%
	大分	340	448	788	43.1%
	宮崎	260	386	646	40.2%
沖縄	鹿児島	308	486	794	38.8%
沖縄	156	247	403	38.7%	

第三者委員会におけるあっせん例にみられる
年金記録が未統合となった要因の具体例

(プライバシー保護の観点から、実際の事例を基に、趣旨を損ねない範囲で一部改変又は伏せ字にした事例を掲げている。)

(1) 記載・記録の誤り

① 誤記・誤入力 (例：事実内容 → 誤記)

○ 姓名の誤記

誤記

シライシ マサコ → シライ マサコ

ハセベ ヒロシ (長谷部 浩) → ハセ ブヒロシ

佐藤貴吉→佐藤高吉 さち江→幸枝 孝一→孝市

誤った読み方

サネノリ (実篤) → サネトク、サネアツ

読取誤り

なゝよ (ななよ) → なつよ → ナツヨ

○ 生年月日の誤記

1日違い 13日→14日

10日違い 7日→17日

数字の入替 31日→13日

日の間違い 27日→21日

月の間違い 8月1日→5月1日

月日の間違い 12月14日→10月7日

年の間違い 昭和11年→昭和14年

元号の間違い 昭和2年9月2日→大正2年9月2日

○ 年金記号番号の誤記 3127-*****→ 3117-*****

○ 事業所番号の誤入力 0202 ミラウ → 0202 ミウラ

○ 誤記の複合事例

- ・ 同一日に資格取得した同姓の他の被保険者との間で、生年月日を入れ替えて記録され、さらに名前の末尾の一字も誤記 (男→雄)
- ・ 名前の一字が異なり (明美→明義)、生年月日も一日異なる (10月13日→10月14日)。

② 申立人本人の申告誤り

○ 生年月日

申立人が、就職の際に就職に有利になるように、実際よりも年齢を上（又は下）になるよう生年月日を変えて事業所に申し出た。

③ 戦時・戦災等による事務的混乱

- ・ 戦時の混乱のため、記録管理が不適切
- ・ 戦災により原簿が焼失し、再作成した際に、大量の記録脱落や再生誤りが発生

(2) 事業所名の相違・不明

① 事業所名などが申立人の記憶と異なる

- A社B研究所に勤務していたが、申立期間はA社本社で適用されていた（その他の期間はA社C研究所に記録が存在する。）。
- 「D株式会社」に勤務していたが、「株式会社D」（D株式会社の関連会社である別の法人）に記録がある。
- 事業主が「E市漁業協同組合」であるが、同組合は、F市の所在するG県から遠く離れた別のK県の社会保険事務所で適用されていた。
- 下請会社に所属していたが、所属会社とは別の、勤務場所の企業の被保険者名簿に記録があった。
- 事業所名を「H鉱山」と記憶していたが、それは通称であり、正式な事業所名は「I砂鉄鋼業株式会社J鉱業所」であった。
- 本人が主張する事業所（駐留軍要員の健康保険組合）とは異なる事業所（K国海軍関係の事業所）に記録があった。

② 事業所名を申立人が全く記憶していない

第三者委員会における調査が未統合の年金記録の発見につながった具体例

〔厚生年金〕

例 1

申立人は、申立期間(昭和 32 年 3 月～35 年 10 月)は「株式会社A百貨店」に勤務していたと主張していたため、同百貨店や関係会社、申立人が名前を挙げた当時の同僚等に対して調査を行ったが申立人に関する記録や証言は得られなかった。

しかし、委員会審議終了後、申立人が皆勤賞の賞状を所持していることが判明し、賞状の記載から勤務先は「株式会社Aのれん街」であったことが分かった。そこで、社会保険事務所に保管されている同社の被保険者名簿を入手し、記載を調べたところ、申立人と同姓同名で、生年月日が3ヶ月相違(昭和**年8月1日→昭和**年5月1日と記載)の者が昭和32年3月から35年3月まで厚生年金に加入していることが確認でき、申立人が名前を挙げた同僚も、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できた。これらを総合的に判断して、当該記録は申立人の記録であると認め、記録訂正をあっせんした。

例 2

申立人は、昭和 34 年 1 月から 37 年 9 月まで「A縫製」に勤務したと主張しているが、申立人の記憶による所在地に「A縫製」は存在しなかった。

そこで、昭和 34 年当時の住宅地図により、当該所在地付近を調査したところ、申立人の記憶とは異なる事業所名(「B屋(A)」)の記載があった。その事業所に係る厚生年金被保険者名簿を社会保険事務所から入手し調査すると、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が一致する者の昭和 34 年 1 月から 37 年 9 月までの記録が存在することが確認できた。さらに、当該事業所の被保険者には申立人が記憶している当時の事業主や同僚の記録が含まれていることから、これらを総合的に判断して、当該記録は申立人の記録であると認め、記録訂正をあっせんした。

例 3

申立人は、申立期間(昭和 25 年 12 月～28 年 11 月)はC社に勤務していたと主張しており、同社に調査したところ、申立人と同姓異名で生年月日が相違する記録が存在することが分かった。そこで、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿を入手し、記載を調べたところ、申立人と同一日に資格取得した同じ姓の別の被保険者との間で、生年月日を入れ替えて誤記録され、

かつ、名前の一字も誤記されていることが判明した。申立人は申立期間にかかる厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められることから、これらを総合的に判断して、当該記録は申立人のものと認め、記録訂正をあっせんした。

〔国民年金〕

例 4

申立人は、申立期間(昭和 36 年 4 月～39 年 2 月)、住み込みの看護婦として病院に勤務し、院長が院長自身・その妻・申立人の 3 人分の国民年金の加入手続を行ったと主張するが、記録上、院長及びその妻の保険料は納付済みで、申立人は未加入とされていた。

そこで、院長とその妻が連番で国民年金手帳記号番号で払い出されていることから、院長の妻の次の番号を調べたところ、申立人と生年月日が一致し、申立人の姓名とほぼ一致(姓が一字脱落)し、申立期間とほぼ一致する国民年金加入記録及び保険料納付記録が確認され、行政側の記録入力ミスであると推認されること、その他の事情を含めて総合的に判断し、当該記録は申立人のものと認め、記録訂正をあっせんした。

職権訂正の対象事案

次のような場合に該当する事案は、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととされた。

i) 国民年金

- 申立内容に対応した確定申告書（控）、家計簿又は預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録がある場合等
- 申立期間が１年以下であって、他に未納がなく、かつ、配偶者が納付済みであるなどの事情がある場合
 - ※ ただし、制度や記録等により、納付が困難な状況にあったと確認される申立ての場合や、平成９年１月以降の納付についての申立ての場合は除く。

ii) 厚生年金

- 申立内容に対応する給与実態や勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（全喪日）以降に、遡及して申立人の標準報酬月額や資格喪失日等の記録が訂正されている場合
 - ※ ただし、申立人が法人の役員である場合、記録の訂正が事実即したものである可能性が確認できる場合、申立人が事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げ等の説明を受け、それに同意していた場合、申立期間の中に上記に該当しない期間が含まれている場合等は除く。
- 上記により年金記録の訂正を行った場合に、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立ての場合

[平成21年5月1日付けで追加]

- 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の３条件（注）のすべてに該当する約６万９千件の記録に係る従業員に関する記録で、上記に該当する場合のほか、事業主等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、事実と反する記録訂正が行われたと推認させる一定の事実や証言等がある場合。
 - （注）不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた３条件
 - ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②５等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③６か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- 上記により年金記録の訂正を行った場合に、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立ての場合